

令和4年度 令和13年度

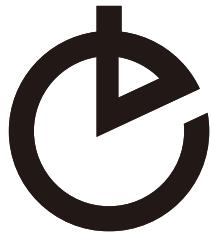
2022 ▶ 2031

第6次

徳之島町総合計画

TOKUNOSHIMA TOWN MASTER PLAN

鹿児島県 徳之島町



【町章】

“とくのしま”の「と」の字を図案化したもの。
一本の軸を中心に描かれた円は、町民の“和”を
強調したものです。 (昭和 39 年制定)



【町マスコットキャラクター】まぶーる君

平成 29 年 3 月 7 日の奄美群島国立公園登録の日に誕生。名前の由来は方言の「まぶられる（意味：まもられる・恵まれる）」と牡牛の英名「Bull（ブル）」からきています。



【町花】ユウナ（オオハママボウ）

徳之島の子守唄にも登場するユウナの花は、海岸に群生し、防砂林の役割を持つなど、古くから島の人々の生活に根付いています。小さく丸い黄色い花は、見ている人々の心を和ませます。

(平成 22 年 3 月制定)



【町木】アダン

1 年を通して黄色い大きな実をつけ「南国」徳之島町をイメージさせるアダンは、海岸に群生し、防砂林の役割を持っています。暑い日差しの下、木陰で涼をとるなど、島になくてはならない木です。

(平成 22 年 3 月制定)

三、あ、うるわしき白百合の
ゆかしくひらくわが里の
その名のかおる人々の
かがやくほまれた、えつ
力合わせてはつらつと
いよよおこさん徳之島町

一、のぼる朝日はうららかに
望む海原ようようと
青空高くあざやかな
つゞく高ねにまもられて
ずい気みなぎるわが町の
その名もゆかし徳之島町
二、なぎさは長く砂白く
大島小島ほの見えて
におう浜風さわやかに
みのり豊かな理想郷
つらなる町はいやさかえ
とわに伸びゆく徳之島町

徳之島町町歌

上田武義 作詞
作曲

本町は、平成24年3月に「第5次徳之島町総合計画」を策定し、人と自然と産業が共生する躍動感あふれる町を目指し、町民協働で町勢の発展に努めて参りました。

近年の本町を取り巻く環境は、少子高齢化による人口減少の進行や新型コロナウイルス感染症の世界規模の拡大及び長期化、さらには、ロシアによるウクライナ侵攻や円安等により原油価格高騰や物価高騰など日常生活に大きな影響がでています。

本町では、令和2年度から特別定額給付金給付事業や子育て世帯臨時特別給付金事業、各種新型コロナウイルス対策関連事業を実施してまいりましたが、原状回復にはかなりの時間を要するため、引き続き経済回復との両面から各種施策に取り組んでまいります。

一方、喜ばしいことに、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」は、令和3年7月26日に悲願でありました世界自然遺産に登録され、豊かな自然や希少な動植物は世界の宝となりました。この豊かな自然・文化を後世に守り残すために関係機関と連携を図りながら、希少動物の交通事故防止策の強化、包括的な河川再生戦略の策定、緩衝地帯における森林伐採の適正管理など改善すべき課題の解決に向けた取組を実施するとともに、町民の皆さまのご理解を得ながら協働による活動を推進してまいります。

この度策定しました第6次徳之島町総合計画では、「『人・自然・みらい輝く』新たな時代へのまちづくり！」を基本理念に、「We're OPEN～みらい輝く、とくのしま町～」を本町の目指す将来像として掲げ、ひらかれたまち、みらい輝くとくのしま町の実現に向けて各種施策をきめ細やかに取り組んでまいります。

また、基本目標に掲げた、「未来を担う子ども達の育成と産業の振興」、「支え合い・おもいやりの心の充実」、「自然環境保全・循環型社会の推進」、「歴史・文化的継承」等の達成、さらにはSDGsに掲げる「あこがれの連鎖と幸せな暮らし」の実現に向けて、経済・社会・環境の統合的な取組を推進することにより、サステイナブル（Sustainable=持続可能）な社会の構築を目指します。

おわりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提案を賜りました町民の皆様をはじめ、徳之島町総合開発審議会委員の皆様、並びに関係者の皆様に対しまして心より感謝申し上げます。

令和4年9月

徳之島町長 高岡 秀規



目次 (Contents)

序 論

| | | |
|---|---------------------|----|
| 1 | 計画の策定目的 | 2 |
| 2 | 計画の構成と期間 | 3 |
| 3 | 本町の概況 | 4 |
| 4 | 社会の潮流 | 8 |
| 5 | 本町における町民ニーズ | 11 |
| 6 | 本町における重点課題 | 13 |
| 7 | 持続可能な開発目標（SDGs）との関係 | 14 |

基本構想

| | | |
|---|--------------------------------|----|
| 1 | 基本理念 | 16 |
| 2 | 徳之島町の目指す将来像 | 16 |
| 3 | 将来の人口 | 17 |
| 4 | 施策の大綱（基本目標） | 18 |
| | 基本目標1 未来を担う子どもを育み、活力を生み出すまちづくり | 20 |
| | 基本目標2 支え合いで、だれもが幸せ感じるまちづくり | 28 |
| | 基本目標3 豊かな自然を守り、快適で魅力あるまちづくり | 31 |
| | 基本目標4 学び合い、育て合い、笑顔きらめく社会づくり | 37 |
| | 基本目標5 安全・安心で持続可能なまちづくり | 40 |
| | 基本目標6 絆を育み、ともに考え方行動するまちづくり | 44 |

基本計画

| | | |
|---|----------------------------|----|
| 1 | 前期基本計画（令和4年度～令和8年度） | 50 |
| | I 未来を担う子どもを育み、活力を生み出すまちづくり | |
| 1 | 幼児教育の充実 | 51 |
| 2 | 学校教育の充実 | 52 |
| 3 | 農業の振興 | 54 |
| 4 | 水産業の振興 | 60 |
| 5 | 商工業の振興 | 61 |
| 6 | 観光の振興 | 62 |
| 7 | 新たな産業創出と雇用の確保 | 63 |
| 8 | ふるさと納税制度の推進による地域活性化 | 65 |
| | II 支え合いで、だれもが幸せ感じるまちづくり | |
| 1 | 子育て支援・児童福祉の充実 | 66 |
| 2 | 障がい者福祉の充実 | 68 |
| 3 | 健康・医療の充実 | 70 |
| 4 | 高齢者福祉の充実 | 72 |
| 5 | 地域福祉の充実 | 77 |

| | | |
|-----|-----------------------|-----|
| III | 豊かな自然を守り、快適で魅力あるまちづくり | |
| 1 | 自然環境・生態系の保護・保全 | 78 |
| 2 | 循環型社会の推進 | 82 |
| 3 | 林業の振興 | 85 |
| 4 | 地域情報化の推進 | 87 |
| 5 | 公園緑地の整備 | 89 |
| 6 | 住環境の充実 | 90 |
| IV | 学び合い、育て合い、笑顔きらめく社会づくり | |
| 1 | 生涯学習・生涯スポーツ活動の振興 | 93 |
| 2 | 青少年健全育成の推進 | 96 |
| 3 | 郷土文化の継承・活用 | 101 |
| 4 | 男女共同参画社会の推進 | 103 |
| V | 安全・安心で持続可能なまちづくり | |
| 1 | 計画的な土地利用の推進 | 104 |
| 2 | 道路・交通網の整備・充実 | 106 |
| 3 | 交通安全の推進 | 107 |
| 4 | 上下水道の整備 | 108 |
| 5 | 地域防災の充実 | 111 |
| 6 | 消防・救急の充実 | 113 |
| VI | 絆を育み、ともに考え方行動するまちづくり | |
| 1 | 地方自治、地域コミュニティ形成の推進 | 114 |
| 2 | 行財政運営の効率化 | 116 |
| 3 | 広域連携の推進 | 118 |
| 4 | 防犯体制の充実 | 119 |

資料

| | | |
|---|-----------------|-----|
| 1 | 第6次徳之島町総合計画策定体制 | 122 |
| 2 | 徳之島町総合開発審議会 | 123 |
| 3 | 策定の主な経過 | 127 |
| 4 | 各種計画等名及び主管課 | 128 |
| 5 | 質問・答申 | 130 |

徳之島町総合開発審議会





【畠プリンスビーチ海浜公園】

[序論]

- 1 計画の策定目的
- 2 計画の構成と期間
- 3 本町の概況
- 4 社会の潮流
- 5 本町における町民ニーズ
- 6 本町における重点課題
- 7 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

1

計画の策定目的

本町では、令和3年度を目標年次とする第5次徳之島町総合計画「人と自然が輝きみんなで紡ぐ きらめきのまち」を平成23年度に定め、その実現に向けて住民と行政が一体となった取組を進めてきました。

この間、本町を取り巻く社会情勢が大きく変化する中で、社会基盤、生活環境、産業経済、保健医療福祉、教育文化、行財政等の分野において各種施策を実施し、町の発展につなげてきました。しかしながら、加速する人口減少に伴う各種産業の担い手不足や拡大する情報格差など、本町においてさまざまな課題も出ています。

そこで、第5次徳之島町総合計画が令和3年度をもって終了することから、これから10年間のまちづくりの将来像を定め、地域住民と行政が協働で、まちづくり、ひとつづくりを進めるための基本的な方針として、「第6次徳之島町総合計画」〔計画期間：令和4年度～令和13年度〕を策定しました。

総合計画を巡る動きとしましては、平成23年8月に地方自治法(昭和22年法律第67号)が改正されたことにより、地方自治法第2条第4項が削除され、総合計画の基本部分である「基本構想」を策定する義務がなくなり、地方自治法上の議決案件ではなくなりましたが、本町では引き続き、総合計画を将来の健全な発展と生活環境の向上を図るために策定する最上位の計画として捉えていることから、令和3年3月に「徳之島町総合計画策定条例」を策定し、基本構想の策定を議会の議決事項として明記しています。

2

計画の構成と期間

(1) 構成

第6次徳之島町総合計画は、「基本構想」、「基本計画」の2部により構成します。それぞれの役割は、次のとおりです。

① 基本構想

基本構想は、社会の潮流や長期的展望を踏まえ、地域課題への対応と本町が目指す「将来像」や町民と行政が共に進めていくまちづくりの「基本理念」を示すとともに、将来像の実現に向けた施策の柱である「施策の大綱」を定め、基本計画の指針としての役割を果します。

基本構想の計画期間は、令和4（2022）年度を初年度とし、令和13（2031）年度を最終年度とする10年間とします。

② 基本計画

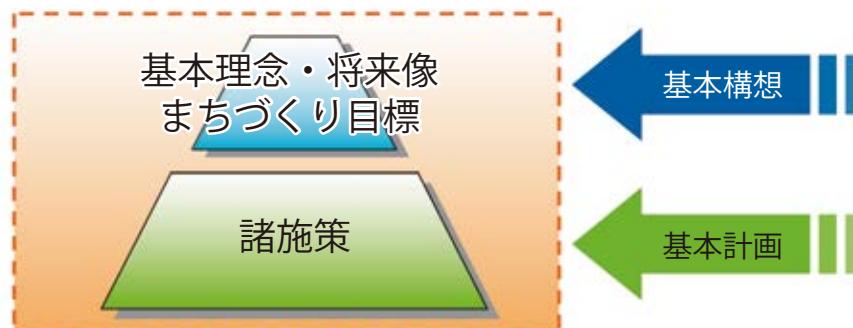
基本計画は、基本構想で定めたまちづくりの目標などを実現するための指針となるもので、分野ごとに方向性や主要施策などを示すものとなります。

計画期間は、令和4年度を初年度とし、前期の期間を令和8年度までの5年間、後期の期間を令和13年度までの5年間とし、5年ごとに見直しを行うものとします。

(2) 期間

基本構想、基本計画の計画期間は、次のとおりです。

| 年次 | 04 | 05 | 06 | 07 | 08 | 09 | 10 | 11 | 12 | 13 |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|



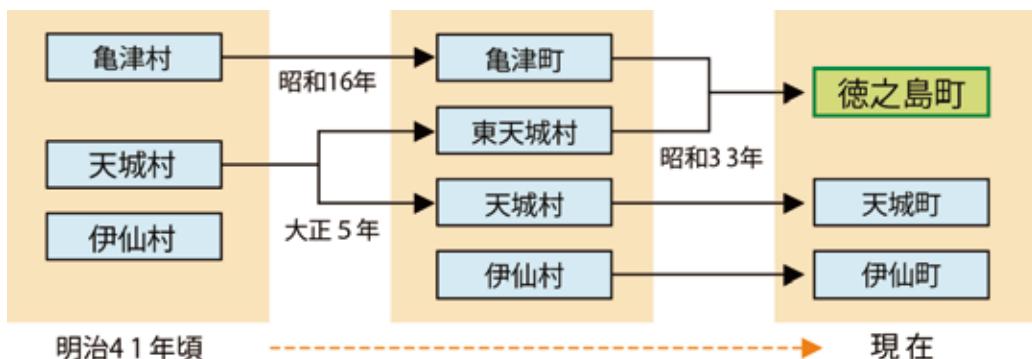
3 本町の概況

(1) 沿革

江戸時代までの徳之島は、3つの間切(まぎり:行政区)にそれぞれ2つの喫(あつかい:役場)が置かれていました。それが明治41年の島嶼町村制施行により、徳之島全島が三カ村(亀津・天城・伊仙)に区画され、大正5年には天城村が分割して東天城村が発足し、徳之島は4カ村になりました。その後、県議会の承認を受けて昭和16年12月に亀津村が亀津町になりました。

終戦後、昭和21年1月には本土と分離され、アメリカ軍の行政下におかれますが、昭和28年12月に日本行政下に返還され、再び東天城村、亀津町として県政下に加わることとなりました。

昭和33年4月1日、亀津町と東天城村が合併して徳之島町が発足し、現在に至っています。



(2) 位置・地勢

本町は、鹿児島市から南南西468kmに位置し、空路で約60分、海路で14時間半の距離にあります。徳之島全島の総面積247.8km²のうち、本町は半分弱の104.92km²を占め、東西4.5km、南北22.9kmの細長い地形で、東は太平洋、北は東シナ海に面しています。

また、西は井之川岳(標高645m)や天城岳などの山岳で天城町と境界を成し、南は、本川の河川で伊仙町と隣接しています。



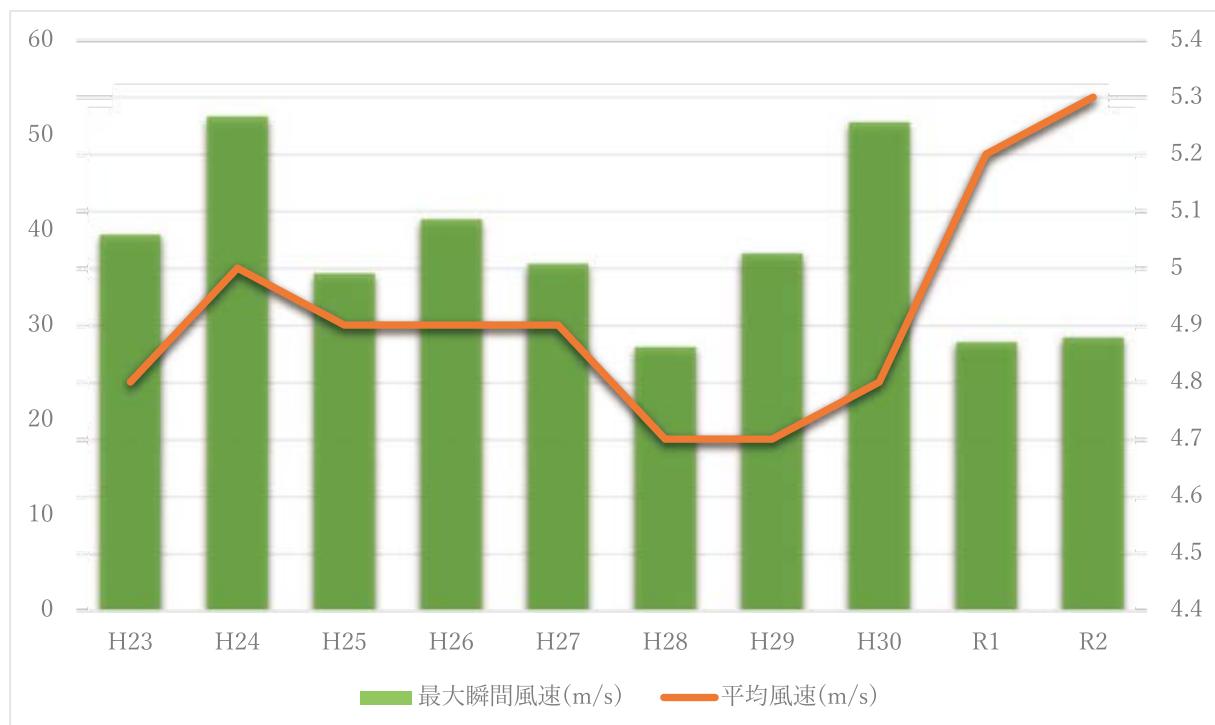
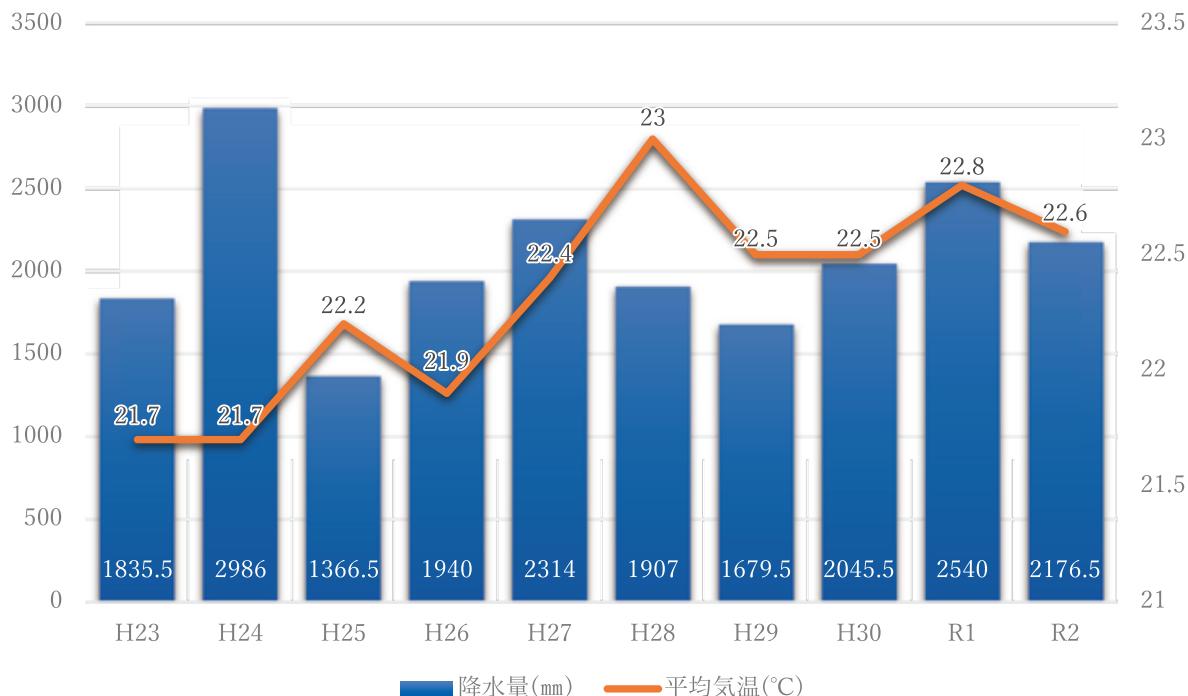
亀津市街地（かやぶき屋根）〔昭和20年代〕



現在の亀津市街地

(3) 気象

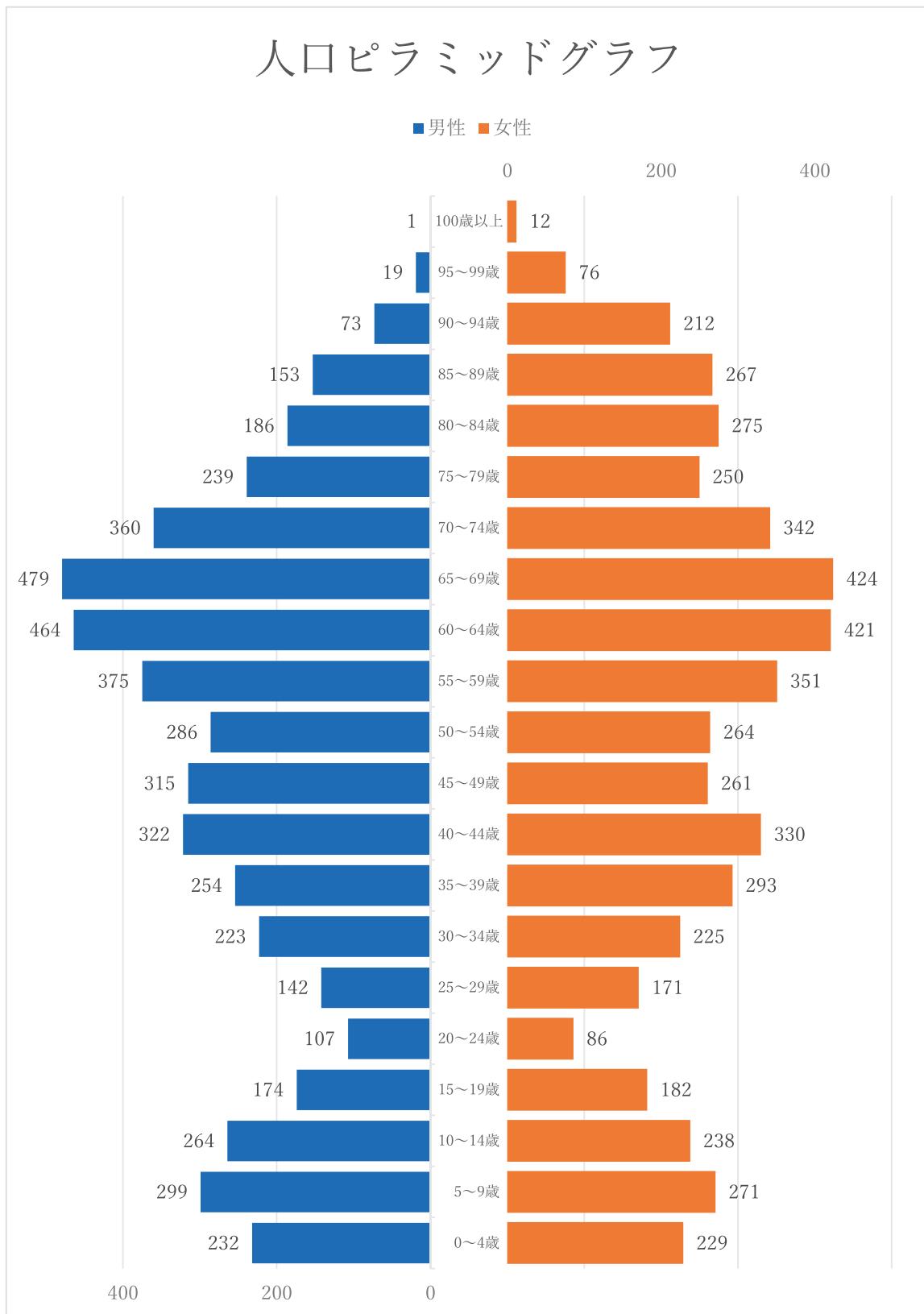
令和2年の本町の気象は、平均気温が 22.6°C、年間降水量が 2,176.5 mm、平均風速は 5.3m/s となっていります。



(令和2年度奄美群島の概況：天城地域気象観測所)

(4) 人口構造

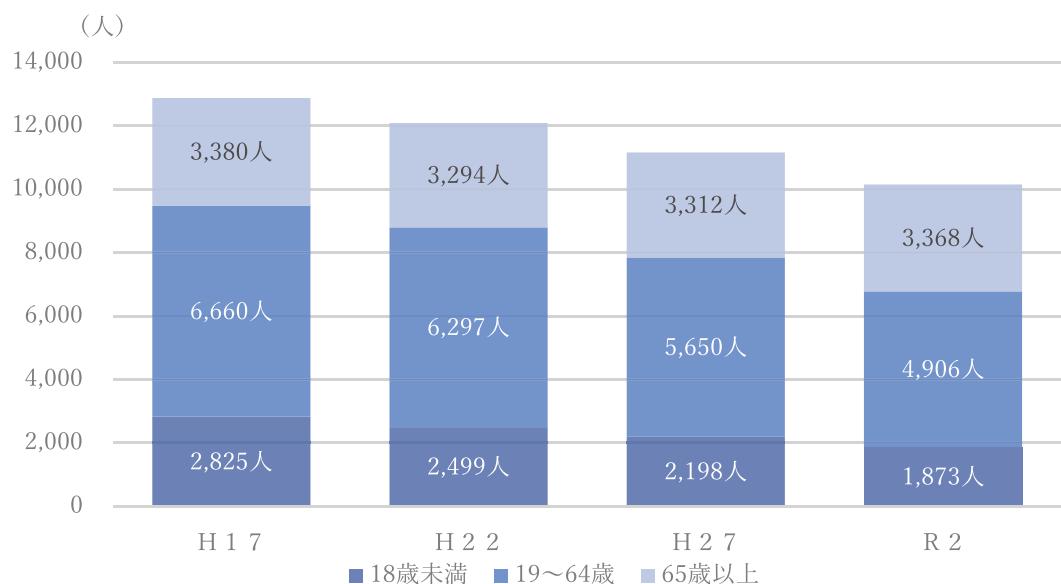
本町の人口ピラミッドは、日本全体のものと同じような構造になっています。今後、ますます高齢化が進み、医療・福祉などの社会保障費が増大すると予想されます。また、労働人口の減少が予想され、経済の低迷も懸念されます。



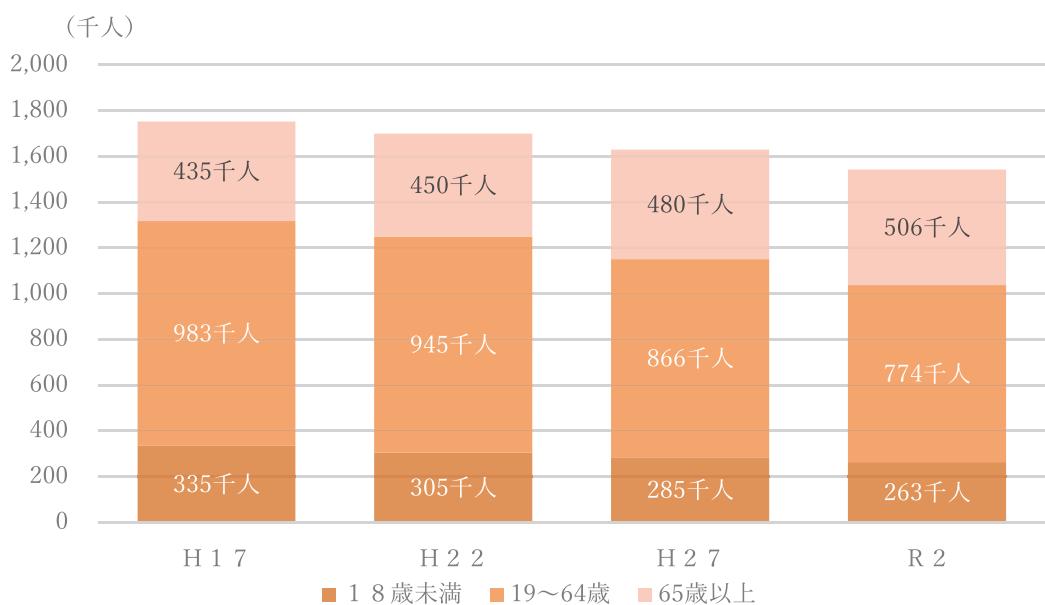
令和2年国勢調査によると、本町の総人口は10,147人で県の総人口の0.66%となっています。平成27年国勢調査時の人口は11,160人で、△1,013人、9.08%の減少となっており、県全体の人口減少率3.64%を5.44ポイント上回っています。

年齢（3区分）の割合は、年少人口（0歳～18歳）が18.46%（1,873人）、生産年齢人口（19歳～64歳）が48.35%（4,906人）、老人人口（65歳以上）が33.19%（3,368人）となっています。

① 年齢（3区分）の割合（徳之島町）



② 年齢（3区分）の割合（鹿児島県）



(資料) 平成17年、平成22年、平成27年、令和2年の国勢調査から作成しています。

※ 年齢等不詳者については、老人人口（65歳以上）で調整しています。

4 社会の潮流

(1) 人口減少の加速と少子高齢化社会の進行

わが国の人囗は深刻な減少局面に突入しており、2050年代には総人口が1億人を割り込むという推計が発表されています。特に地方においては、若年層を中心に東京を中心とする大都市圏への人口流出が拡大しており、さらなる人口減少の加速化が想定されます。

人口減少、特に就業人口の減少を見据え、産業構造や雇用システム、社会保障制度、教育や生活基盤整備の在り方など、社会システム全体の見直しが喫緊の課題となっています。

誰もが生涯を通じて安心して生きがいをもって暮らすことや子どもを安心して産み育てやすくするための子育て支援、教育環境などの整備が一層求められています。

(2) 安心・安全な社会の構築

社会の成熟化が進む中で、福祉や防災、環境などの様々な分野において、誰もが安全で、安心して暮らすことのできる社会づくりが求められています。特に、東日本大震災以降、地域自主防災組織及び機能充実の必要性や国民の防災意識が高まっています。

今後、南海トラフ地震が30年内に発生する確率は70～80%と非常に高く、行政による防災・減災対策に留まらず、国や地域における備えと防災活動の向上が求められています。

また、多様化する犯罪や食の安全性の問題なども生活の脅威となっており、危機管理体制の強化、地域の防犯力を高める取組の推進、住民に対する適切な情報提供など、住民が安全で安心して暮らせるまちづくりに向けた取組を推進していくことが求められています。

(3) 地球規模の環境問題の深刻化

地球温暖化が進むと、異常気象の発生の増加や食料問題の深刻化につながり、私たちの暮らしや経済に、様々な影響を及ぼすと考えられています。

2015年のCOP21^{*1}で採択された「パリ協定」においては、平均気温の上昇を抑える世界共通の長期目標が設定されるなど、気候変動をめぐる情勢は日々深刻化しており、日本においても2050年までにCO₂排出量の実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）に向けた先進的な取組を要請するメッセージが発出されています。

また、近年、マイクロプラスチックによる生態系への影響が懸念されており、海洋プラスチック対策の動きも世界レベルで加速しています。

このように、自然環境の保全、ごみの減量化・資源化、省エネルギーや再生可能エネルギーへの転換など、環境に配慮した循環型社会の構築に向けた取組を進めていくことが求められています。

*1 COP21 : COP21とは気候変動枠組条約締約国会議（Conference of Parties）の略称であり、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくための国際的な議論の場のことです。

（4）ライフスタイルの多様化

日本社会は成熟期を迎え、人々の価値観は、物の豊かさから心の豊かさを求める傾向に変化するほか、共働き世帯やひとり親家庭の増加、未婚率の上昇、単身世帯の増加などを背景に、従来の固定的な家族の形に捉われることなく、ライフスタイルや価値観も多様化しています。

その一方で、人と人とのつながりの希薄さが問題視されており、人口の少ない地域においては、集落機能の維持にも支障をきたしています。

地域の活性化に向けては、多様化するライフスタイルを生かしつつ、地域経済の好循環を拡大するために、行政だけではなく、産業、金融、教育など、様々な分野が、それぞれの特色を生かした連携を図る必要があります。

（5）Society5.0^{*2}の実現による高度情報化社会の到来

政府が目指すSociety5.0が実現した社会では、AI^{*3}やIoT^{*4}、ロボットなどの活用が進み、生活の利便性向上や企業の収益拡大につながる、新しい技術や新たなサービスの創出・提供が可能となることが期待されています。

一方では、ICT^{*5}を十分に活用することができない方々に配慮するとともに、セキュリティの確保や個人情報漏えい、犯罪など、緊急事態への対応も重要な要素となっています。

*2 Society5.0 : Society5.0とは、AIやロボットを活用して、住民がより快適で活力に満ちた生活を営むことができる社会のことです。

*3 AI : AIとは、一般的には人間の知能をコンピュータにより人工的に再現したものといいます。

*4 IoT : IoTとは、様々な物がインターネットに接続され、それぞれが情報交換することにより相互に制御する仕組みのことです。

*5 ICT : ICTとは、情報通信技術の略で通信技術を活用したコミュニケーションを指しています。

（6）産業のグローバル化と雇用の流動化

グローバル化の進展により、製造業の競争が激化しており、わが国のものづくり産業が、今後どのように発展していくかを見通すのは非常に難しい状況にあります。

また、雇用の流動化が進みつつあり、雇用環境は極めて不安定なものとなっており、世界経済の情勢に対応しながら、豊かな語学力やコミュニケーション能力を身につけ、国際的に活躍できる「グローバル人材」を育成することも急務となっています。

(7) 地方分権と共同によるまちづくりの推進

国の地方創生の動きをはじめとして、地方分権が加速しつつあり、また一方では、歴史と風土に培われた地域の価値が再認識されています。地域の財産を有効活用した活力ある社会を構築していくには、地域の実情に沿ったまちづくりを行うことが求められています。

また、まちづくりにあたっては、地域活動や住民活動が活発化する中で、行政だけでなく町民や営利企業、N P O 法人など、多様な活動主体が適切な役割分担のもと、地域の担い手として協働で地域を支える社会を構築していくことが求められています。

(8) 新型コロナウイルス感染症の影響による新しい生活様式への移行

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための「新しい生活様式」の定着に伴い、これまでの感染症対策が見直され、リモートによる交流機会の増加やキヤッショレス決済のさらなる拡大により、非接触型社会が進展することが予想されます。

医療や教育分野においても、遠隔化の流れが加速するほか、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方によるワーク・ライフ・バランスの確保などに対する認識が広まり、ワーケーション*6の動きも進んでいます。

一方では、行政のデジタルトランスフォーメーション（D X）*7化の遅れが浮き彫りとなり、行政手続きのデジタル化、ペーパーレス化などスピード感を持つて施策を講じていく必要性が高まっています。

*6 ワーケーション：ワーケーションとは、「ワーク（仕事）」と「バケーション（休暇）」を組み合わせた造語のことです。

*7 デジタルトランスフォーメーション（D X）：D Xとは、「デジタルによる変容」を意味します。デジタル技術を活用することで、日常生活やビジネスなどが変容していくことを表しています。

(9) S D G sへの関心の高まり

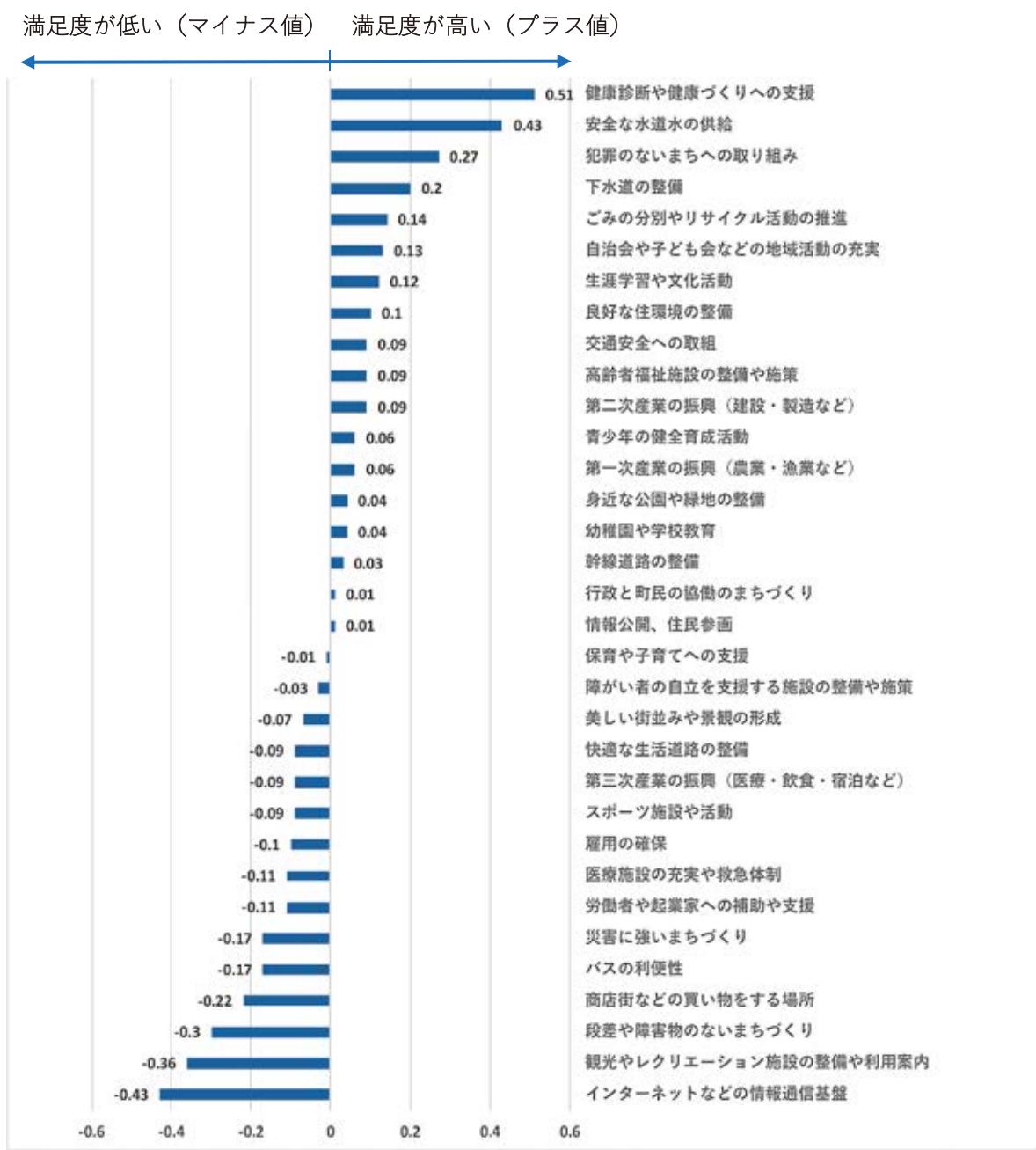
2015年9月の国連サミットでは、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年までに取り組む国際目標として「持続可能な開発目標」（S D G s）が掲げされました。

わが国でも、2016年5月にS D G s推進本部が設置され、行政のみならず、民間企業においても、S D G sの目標達成に資する取組を推進する機運が醸成されるなど、S D G sへの関心が高まる中で、すべての主体がS D G sの目標達成に向けた役割を担うことが求められています。

5 本町における町民ニーズ

(1) 行政施策における満足度

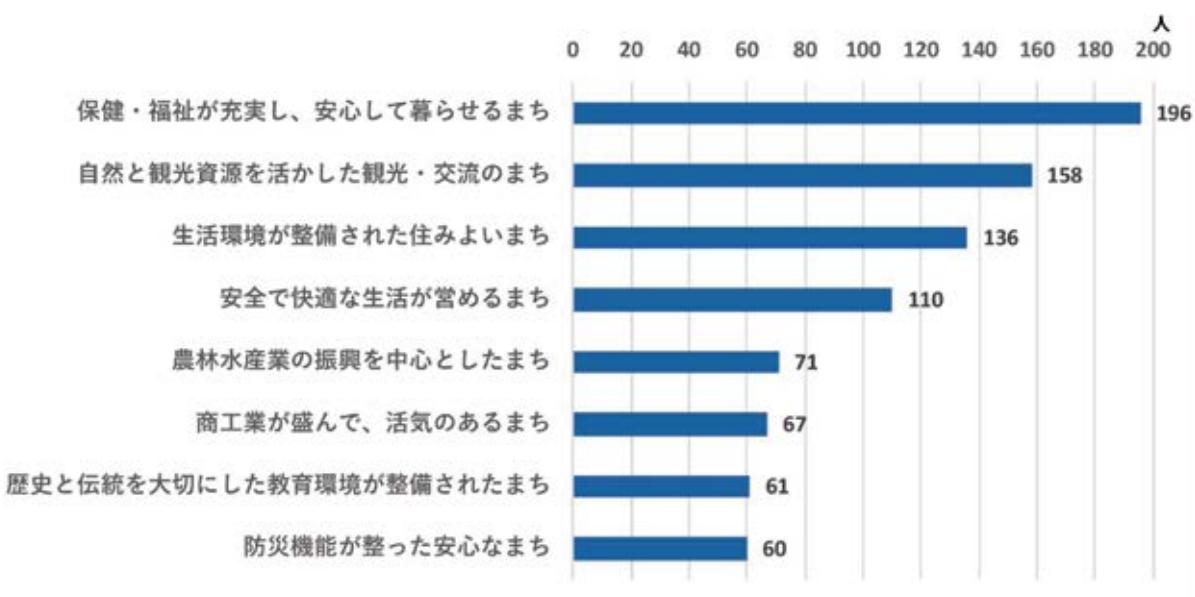
行政施策及びサービスの満足度に関する町民意識としては、「健康診断や健康づくりへの支援」、「安全な水道水の供給」、「犯罪のないまちへの取り組み」において、概ね満足度が高くなっています。一方、「インターネットなどの情報通信基盤」、「観光やレクリエーション施設の整備や利用案内」、「段差や障害物のないまちづくり」等においては、満足度が低くなっています。



※町民アンケート調査結果より

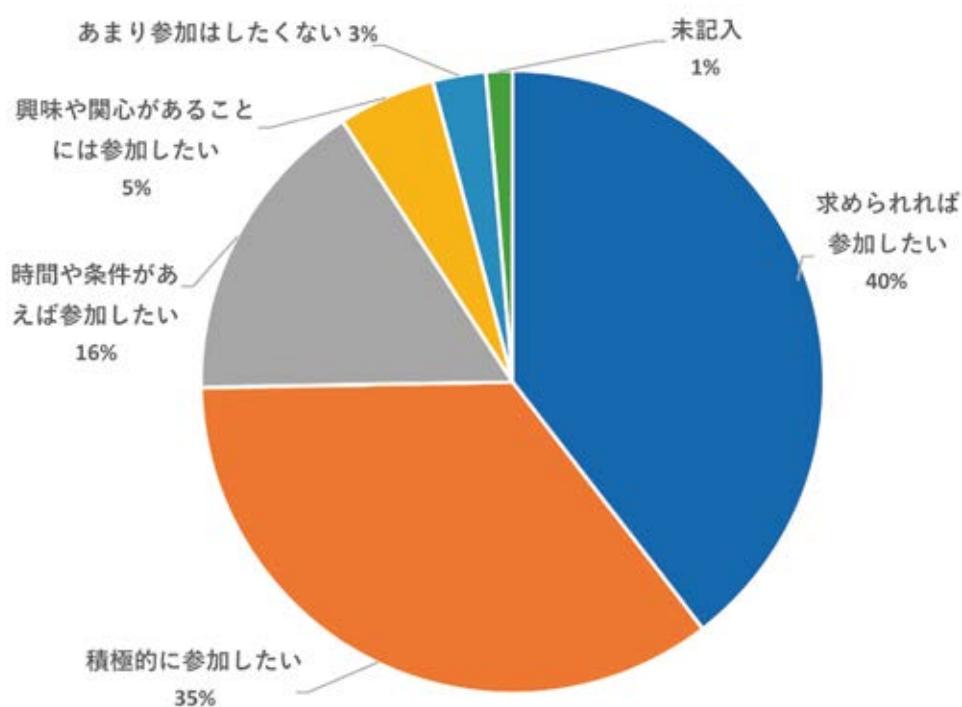
(2) 今後のまちの将来像

将来像においては、「保健・福祉が充実し、安心して暮らせるまち」が最も多く、次いで「自然と観光資源を活かした観光・交流のまち」、「生活環境が整備された住みよいまち」の順となっています。



(3) 行政との協働によるまちづくり参加について

行政との協働によるまちづくり参加について、何らかの形で参加したいとする人は約9割に上っています。



6 本町における重点課題

これまでの 10 年間と時代の潮流を踏まえ、本町における重点課題を以下に取りまとめます。

重点課題 1 一次産業をはじめとする新たな産業の構築と求められる雇用創出

離島における経済の活性化は、島国である日本の将来像とも言えます。

世界自然遺産登録となった今、産業振興については、新たな展開に適応する振興策を講ずる必要があります。また、自然遺産の魅力アップには、観光産業や一次産業を基盤とした 6 次産業化に向けたさらなる強化策が必要です。加えて、担い手不足となっている分野についても、「魅力ある雇用とは何か」、「働き方とは何か」を探求していくことが重要です。

国のカーボンニュートラル宣言に見られるように、環境破壊を伴う経済成長の限界や A I など、科学技術の急速な発展に伴う雇用のあり方が大きく変化しつつあり、変化に対応するための取組も必要です。

重点課題 2 「誰一人取り残さない」教育環境の充実と子育て環境の充実

新たな時代にあっても地域振興の原点は何といっても人材です。

社会の変化にいかに対処していくか、人材育成において教育力の向上や教育環境の格差の解消は、離島において重要な課題です。

そのために求められている資質や能力は、プログラミングや外国語といった知識や技術的な能力だけでなく、若年層において人生を肯定し新時代を切り拓いていくけるように、多様な人々や価値観の中での生き方や社会参加を促す協働の視点を育てることが大切です。

この中でウエルビュイングが実現されるよう教育環境等の充実を目指します。心の健康はもとより、I C T ・ I o T 社会に対応する健康づくり（健康管理）が重要です。また、生きる力を育むために、「やったことがない」、「聞いたことがない」、「感じたことがない」等から生まれる弱点をなくし、活躍できる環境を作り出すことも必要です。

重点課題 3 自然環境の保全と観光産業の両立

世界自然遺産登録となり、この登録を目指した目的である、「先祖が残してくれた世界に誇れる財産」を今後継承していかなければなりません。

徳之島は、世界的に例がないほど登録指定地域と生活圏が近い環境にあります。そのため、自然環境の保全に対する地域住民の理解を如何に深めていくかが重要です。また、今後増加が見込まれる観光客等による自然環境破壊への懸念や破壊により自然遺産指定地域への出入規制をする事がないように、十分な理解を得ることが必要です。

7

持続可能な開発目標（S D G s）との関係

持続可能な開発目標（S D G s : Sustainable Development Goals）とは、平成 27 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

本町においては、令和元年 7 月 1 日に S D G s 未来都市に選定され、「あこがれの連鎖と幸せな暮らし」の実現に向けて、経済・社会・環境の統合的な取組を推進しています。

第 6 次徳之島町総合計画においては、施策の大綱に掲げる基本目標ごとに新たなゴールを設け、関連するゴールについて包括的に解決することにより、持続可能な開発目標の達成に努めます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS





【剥岳のオキナワウラジロガシ】

[基本構想]

- 1 基本理念
- 2 徳之島町の目指す将来像
- 3 将来の人口
- 4 施策の大綱（基本目標）

基本構想

1 基本理念

基本構想は、本町の10年後の将来像を想い描き、その実現に向かって町民と行政との協働によるまちづくりを推進するために定めるものです。

第6次徳之島町総合計画においては、後世に誇れる郷土を引き継ぐため、自然、文化・歴史、産業基盤等を最大限に生かした特色あるまちづくりと、将来の本町を担う子ども達が、ICT・IoT社会に対応できる人材となるよう育成に努めます。

また、この豊かな文化や歴史を継承しつつ、全ての人々が幸せを実感して輝き、世界的にも貴重な大自然を守り育て、人と自然が共生するみらい輝く新たな時代へのまちづくりを推進するため、「『人・自然・みらい輝く』新たな時代へのまちづくり！」を基本理念として本町の発展を創造します。

基本理念

「人・自然・みらい輝く」新たな時代へのまちづくり！

基本構想

2 徳之島町の目指す将来像

新たな時代へのまちづくりでは、これまでにない新たな夢や目標が生まれ、アイディアが溢れ、世界に羽ばたく人材が育つ「みらい輝くとくのしま町」の実現を目指します。

私たちの未来への扉は開かれ、全ての価値観や多様な考え方も受容され、誰もがそれぞれの個性と能力を発揮できる多様性（ダイバーシティ）に富んだまちづくりを推進するため、本町の目指す将来像を「We're OPEN～みらい輝く、とくのしま町～」とします。

また、来島者や帰郷者に、ひと時の癒しの時間を提供できる環境創設を目指し、町民一人ひとりが「徳之島町民で良かった。」、「いつまでもこの徳之島町であってほしい。」と思える町となるよう、今後10年間のまちづくりを推進していきます。

将来像

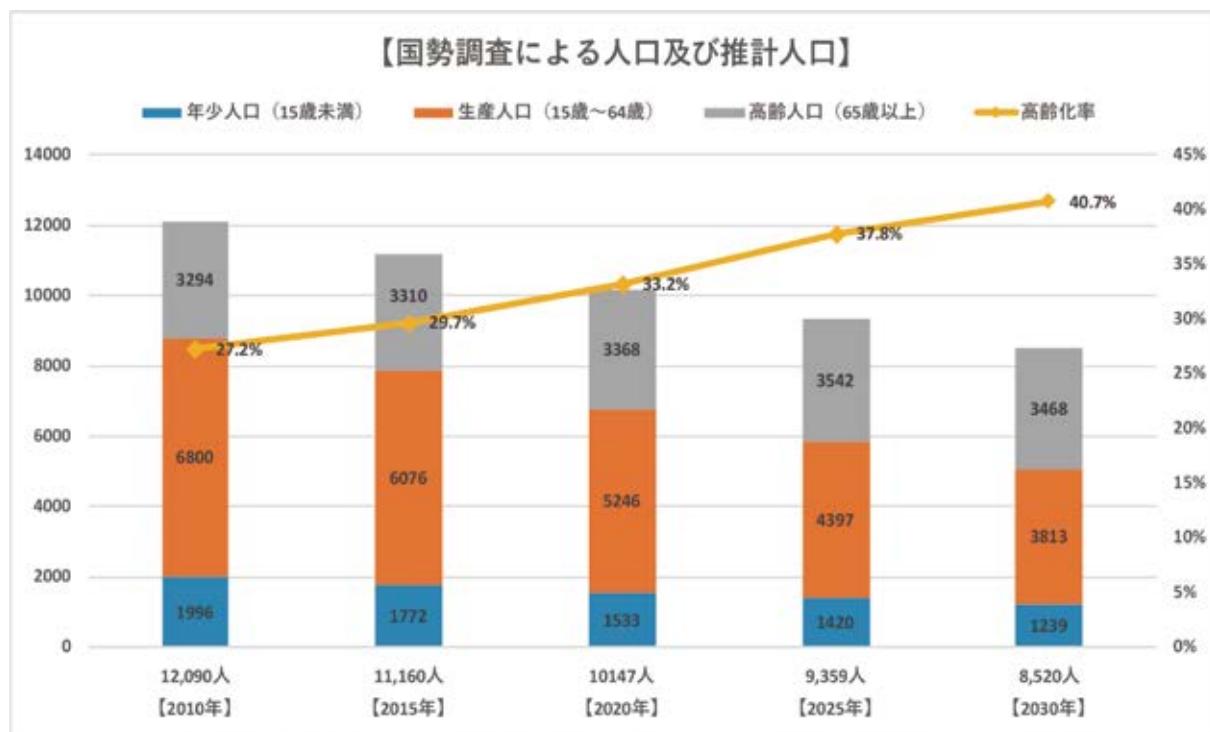
We're OPEN
～みらい輝く、とくのしま町～

3 将来の人口

本町の人口は、高度経済成長期の昭和40年代に激しい人口の流出に見舞われ、急速な過疎化が顕在化していましたが、昭和50年を境として人口減少に歯止めがかかり、しばらくは15,000人台で推移するという安定した状況が続いていました。ところが、昭和60年代に入ると、本土の好景気を反映して出稼ぎや転出が増加し、再び人口の減少が進みました。

現在、特殊出生率は全国でもトップクラスの高い数値を示していますが、人口減少に加え、高齢化比率も27.2%（2010年）、29.7%（2015年）、33.2%（2020年）と高くなるなど、過疎高齢化の傾向が強くなっています。

令和12年（2030年）には推計人口が8,520人となっていますが、あらゆる施策の実施による効果を着実に反映させるとともに、合計特殊出生率の維持と社会増減による純異動者数の改善を図ることにより、9,000人台の維持に努めます。



We're OPEN: 本町の10年後の姿は、将来を担う子ども達が地域住民に支えられながら「新たな夢や目標へ挑戦できる」、「島内外において色々な経験ができる」、「豊かな個性や能力を最大まで伸ばすことができる」まち、豊かな自然や希少動植物と共生するまち、また、人種・趣味嗜好・性別などさまざまな属性の方々が訪れる魅力あるまち、すべての来島者に、笑顔と優しさで、親しみ溢れるおもてなしをするまちとなっている。そんな「ひらかれたまち、みらい輝くとくのしま町」を表現しています。

4 施策の大綱（基本目標）

本町の目指す将来像「We're OPEN～みらい輝く、とくのしま町～」の実現に向け、次のとおり「施策の大綱（基本目標）」を掲げ、持続的発展に向けた総合的かつ計画的なまちづくりを展開します。



基　本　目　標

| | |
|-------|--------------------------|
| 基本目標1 | 未来を担う子どもを育み、活力を生み出すまちづくり |
| 基本目標2 | 支え合いで、だれもが幸せ感じるまちづくり |
| 基本目標3 | 豊かな自然を守り、快適で魅力あるまちづくり |
| 基本目標4 | 学び合い、育て合い、笑顔きらめく社会づくり |
| 基本目標5 | 安全・安心で持続可能なまちづくり |
| 基本目標6 | 絆を育み、ともに考え方行動するまちづくり |

持続的発展に向けた総合的・計画的なまちづくりを展開するにあたり、全課（局・支所）共通の持続可能な開発目標（S D G s）として、「16. 平和と公正をすべての人々に」、「17. パートナーシップで目標を達成しよう」を掲げ、誰一人取り残さない地域づくりに努めます。

【S D G s の推進に資する目標と取組】

16. 平和と公正をすべての人々に
17. パートナーシップで目標を達成しよう

| ゴール | 課（局・支所）名 |
|---|--|
|  16 平和と公正をすべての人々に | 議会事務局、総務課、企画課、会計課、住民生活課、税務課、選挙管理委員会・監査、介護福祉課、健康増進課、建設課、農業委員会、農林水産課、地域営業課、おもてなし観光課、耕地課、学校教育課、社会教育課、花徳支所、水道課 |
|  17 パートナーシップで目標を達成しよう | 本計画に掲げる「基本目標」の達成にあたり、公平な法規に基づき各課（局・支所）が互いに情報を共有し、協力しながら各種事業を展開することにより、効果的な公的、官民、町民社会のパートナーシップを奨励・推進します。 |

基本目標 1

未来を担う子どもを育み、活力を生み出すまちづくり

本町の産業全般において、雇用の場及び担い手不足等の課題があります。また、ＩＣＴ・ＩｏＴ技術の導入による事業スタイルの変化への対応についても様々な課題があります。この課題に対応しつつ各種産業がさらに発展していくためには、グローバル化が進展していく中で、国内外において持続可能な各種産業を牽引することができる力を育むことが重要です。

本町では、「持続可能な社会の創り手」を育むために、幼児教育の充実や義務教育を中心にＩＣＴを活用した遠隔教育やプログラミング教育などのG I G Aスクール構想を推進し「最先端の学びの町」を実現します。また、多様化する社会環境に適切に対応できる心豊かで郷土を愛する人材の育成に努めることにより、世界で活躍できる人材、また、島内においても本土と格差なく事業を行える環境づくりを推進します。

基本目標の達成に向けた主要施策とＳＤＧｓの推進に資する目標と取組

◆幼児教育の充実【学校教育課】

幼児教育における教育の質の向上

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っています。その役割を十分に果たしていくために、幼児一人ひとりの発達の特性に応じた教育を進めていくよう、さらなる幼児教育の質の向上及び環境の改善・整備が必要です。



(県指定公開保育)

これからの中等教育については、認定こども園などへの対応を含め、小学校との滑らかな接続など小学校以降の生活や学習の基盤を育成するために学びの質を支える教師の大きな役割も期待されています。幼稚園教育要領に基づいた、教育目標の作成や教育課程の編成等、教育の効果を検証し改善するカリキュラムマネジメントの視点で教育の質の向上を図ります。

【ＳＤＧｓの推進に資する目標と取組】

① 関連計画（個別計画）

○徳之島町教育大綱（令和2年4月1日）：計画期間（令和2年度から11年度）

●徳之島町立幼（園）・小・中学校再編検討委員会「学校再編に関する答申書」（令和2年4月）：計画期間（令和2年度から7年度）

◎徳之島町G I G Aスクール構想（最先端の学びの町）ロードマップ

（令和2年度）：計画期間（令和2年度から6年度）

▼慶應大学北研究室及びソフトバンク株式会社との教育連携

| ゴール | 4 | ターゲット No. | — | 学校教育課 |
|---------------|--|-----------|---|-------|
| 4 算の高い教育をみんなに | ○▼：幼児教育における教育の質の向上を図るために、教育環境の整備も含めた幼児教育の内容・方法の改善・充実や、幼児教育を担う人材の確保・資質及び専門性の向上、幼児教育を推進するための体制の構築等の取組を進めます。 ●：北部の保育所や幼稚園等の再編についても「幼保連携型認定こども園」の設立を目指して関係各課や関係機関、関係住民とも協議しながら推進します。 ◎：幼児教育における一部 I C T 化の有効活用及び業務の I C T 化の推進により職員の負担軽減を図ります。 | | | |

② 幼児一人ひとりの発達の特性に応じた教育を進めていきます。幼保連携型認定こども園への対応を含め、小学校との滑らかな接続など学習の基盤を育成します。また、幼児教育における教育の質の向上を図るために、教育環境の整備を進めています。

【S D G s の推進に資する目標と取組】

| ゴール | 4 | ターゲット No. | — | 学校教育課 |
|---------------|--|-----------|---|-------|
| 4 算の高い教育をみんなに | 北部地域の再編を進め、幼児教育における一部 I C T 化の有効活用や職員の負担軽減を図ります。 | | | |

◆学校教育の充実【学校教育課】

新しい時代に対応できる子どもの育成を目指した「最先端技術の利活用による学校教育の改善・充実」

今後、本町においても、「最先端の学びの町」を目指し、先端技術を導入して、学習指導要領等の求める資質・能力を育成、深化し、子どもの力を最大限に引き出す効果的な活用の在り方が必要になります。

これまで本町が先進的に取り組んできた I C T 教育やプログラミング教育、遠隔教育の取組をさらに充実するために、国の G I G A スクール構想を推進し、教育環境を整備するなど、新時代の学びにおける先端技術の導入を進めます。



(一人一台の情報端末で学習する児童)

これにより、多様性のある学習環境や専門性の高い授業の実現等、子どもの学びの質の向上と各学校の授業改善や研修の充実を図るとともに教職員の負担軽減につなげます。



【SDGsの推進に資する目標と取組】

(夏期講習)

① 関連計画（個別計画）

- 徳之島町教育大綱（令和2年4月1日）：計画期間（令和2年度から11年度）
- 徳之島町立幼（園）・小・中学校再編検討委員会「学校再編に関する答申書」（令和2年4月）：計画期間（令和2年度から7年度）
- 徳之島町GIGAスクール構想（最先端の学びの町）ロードマップ（令和2年度）：計画期間（令和2年度から6年度）

▼慶應大学北研究室及びソフトバンク株式会社との教育連携

| ゴール | 4 | ターゲットNo. | — | 学校教育課 |
|-------------------|---|----------|---|---|
| 4 質の高い教育をみんなに | | | ○○：遠隔教育やプログラミング教育などの情報教育や学習環境の整備・充実に取り組み、「最先端の学びの町」の実現を目指します。町GIGAスクール構想ロードマップにより、ハード面・ソフト面・人材面の年次的な充実を目指します。 | ○○：遠隔教育やプログラミング教育などの情報教育や学習環境の整備・充実に取り組み、「最先端の学びの町」の実現を目指します。町GIGAスクール構想ロードマップにより、ハード面・ソフト面・人材面の年次的な充実を目指します。 |

② 新しい時代に対応できる子どもの育成をめざした「最先端技術の利活用による学校教育の改善・充実」を推進します。また、外国青年招致事業（Jetプログラム）を活用し、外国語指導助手（ALT）や国際交流員（CIR）などの外国人を採用することにより、多様化する価値観や文化を理解することで形成される国際的な視野を持ちグローバルに活躍する豊かな人材育成に努めます。

更に、多様性のある学習環境や専門性の高い授業の実現等、子どもの学びの質の向上と遠隔教育の取組を充実します。

【S D G s の推進に資する目標と取組】

| ゴール | 4 | ターゲットNo. | — | 学校教育課 |
|-----|--|----------|---|-------|
| | I C T 教育やプログラミング教育の充実を図り、新時代の学びにおける最先端技術の導入を強化します。 | | | |

◆農業の振興【耕地課・農林水産課】

農業の振興においては基盤整備が重要であり、畑地かんがい施設整備による農業基盤システムの構築に努め、収穫面積の確保による収量増加や品質向上に取り組んでいます。

また、基幹産業である農業は、群島内でもトップの生産額があり産業の基盤となっています。

近年、さとうきびやばれいしょの生産実績はほぼ横ばい、或いは減少傾向で推移しているものの、畜産業は多頭農家を中心に大きく成長しています。一方では、高齢化、担い手不足、労働力不足などといった課題があり、それらを解決するために、高収益作物の推進や生産力を持続させるための土づくり、新規就農者や後継者などの担い手育成、I C Tを活用したスマート農業の推進や食育・地産地消などの取組を進める必要があります。

また、温暖な気候の影響により特殊病害虫の発生も多く、鳥獣被害と併せてその対策を急ぐ必要があります。

環境保全型農業については、国等の支援を活用して推進するとともに、パンデミックや自然災害などに影響されない強靭な農業生産地を目指します。



(農業用ドローン)



(捕獲されたイノシシ)

【S D G s の推進に資する目標と取組】

| ゴール | 2 | ターゲットNo. | 2.4 | 耕 地 課 |
|-----|---|----------|-----|-------|
| | 農業基盤整備事業を重点的に取り組むことにより、様々な気候変動にも耐えうる農地を構築し、持続可能な食糧生産システムを目指します。 | | | |

| | | | | |
|--|--|----------|-----|-------|
| ゴール | 2 | ターゲットNo. | 2.4 | 農林水産課 |
| 2 食糧を せに  | 災害対策や環境保全型農業に取り組むことにより、持続可能な食料生産地を目指します。 | | | |

◆水産業の振興【農林水産課】

水産業については、安定的な漁獲量、供給体制の確立を目指し、島内消費の拡大、加工品開発、販売施設、漁協施設整備など、規模拡大によるさらなる経営安定を図ります。また、水産資源の維持・増殖のため、国、県の補助事業を活用し、魚礁設置、藻場造成、種苗放流を推進することにより、最大の課題である新規就業者の確保、育成のための支援に努めます。



(徳之島漁協セリ市)

【SDGsの推進に資する目標と取組】

| | | | | |
|---|--|----------|---|-------|
| ゴール | 14 | ターゲットNo. | — | 農林水産課 |
| 14 海の豊かさを 守ろう  | 禁漁期間の設定や稚魚等の放流を行うことにより、海洋及び海洋資源を保全し、豊かな海を守ります。 | | | |

◆商工業の振興【地域営業課・おもてなし観光課】

多様化する社会に対応するため、本町の民間企業の積極的な取組を支え、ICTを活用した新しい経営の促進や雇用の創出、新たな分野への事業展開や新規開発を図り、産業の振興、経営の安定とサービスの向上に努めます。また、都市部等で開催される物産展や商談会への参加を促し、マーケティングの重要性や販路拡大の手法について周知を図ります。

【SDGsの推進に資する目標と取組】

| | | | | |
|---|---|----------|---------|----------------|
| ゴール | 8 | ターゲットNo. | 8.2・8.3 | 地域営業課・おもてなし観光課 |
| 8 繁栄がいも 経済成長も  | 新たな付加価値や雇用に重点を置くことにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性の達成を目指します。また、生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の施策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励します。 | | | |

◆観光の振興【おもてなし観光課】

世界自然遺産に登録された地域の魅力や資源を有機的に結び、観光や産業、文化等を総合的に振興するため、徳之島観光連盟及び関係団体と連携を図るとともに、SNS等で本町の魅力を積極的に情報発信します。また、エコツーリズム及びエコツアーガイドの育成を推進することにより来島者の満足度向上に繋げます。

施設整備については、トイレや休憩施設等の観光施設整備並びに観光地の維持管理と保全に取り組み、来島者の満足度向上や地域活性化に向けた整備を実施します。



(なごみの岬公園)

【SDGsの推進に資する目標と取組】

| ゴール | 8 | ターゲットNo. | 8.9 | おもてなし観光課 |
|------------------|---|----------|--|----------|
| 8 働きがいも 経済成長も | | | 世界自然遺産登録による入込客数の増大を見据え、雇用創出・地方の文化振興・產品の販売促進につながる持続可能な観光業を促進するための施策を立案し実施します。 | |

◆新たな産業創出と雇用の確保【企画課】

新たな産業創出と雇用の確保のために、島外企業と島内企業、事業者などが「共創」を生み出すために、「みらい創りラボ」井之川（離島版コワーキングスペース）等を活用し、テレワーク*1やワーケーションを推進していくことにより、しごとの創出・ICT人材の育成・シマ（集落）づくりの基地化を推進します。

多様化する社会に対応するため、本町の民間企業の積極的な取組を支え、ICTを活用した新しい働き方の促進や雇用の創出、新たな分野への事業展開や新規開発を図り産業の振興に努めます。

各シマ（集落）の地域資源を価値化することにより新たな産業による雇用を創出し、循環型の経済を展開することを推進します。



（「みらい創りラボ」井之川）



（プログラミング教室）

*1 テレワーク：テレワークとは、ICTを活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のことです。

【SDGsの推進に資する目標と取組】

| ゴール | 4 | ターゲットNo. | 4.3・4.4 | 企画課 |
|---|--|----------|---------|-----|
|  | 課題解決に向けたノウハウを幼児期から学ぶことのできる教育環境の整備や島外で活躍のできる人材の育成に努めます。 | | | |

| ゴール | 8 | ターゲットNo. | 8.2・8.3 | 企画課 |
|---|-----------------------------------|----------|---------|-----|
|  | 島内においても本土と格差なく事業運営を行える環境づくりに努めます。 | | | |

| ゴール | 11 | ターゲットNo. | — | 企画課 |
|---|---|----------|---|-----|
|  | 各シマ（集落）の地域資源を価値化することにより、新たな産業による雇用を創出し、循環型の経済を展開することを目指します。 | | | |

◆ふるさと納税制度の推進による地域活性化【企画課】

ふるさと納税の返礼品については、生産者・事業者が自社商品を返礼品として提供することで、本町の特産品等を全国にPRすることができ、地域を活気づけてきました。その中でも人気のある返礼品には相応の理由があり、人気の秘訣は商品だけでなく梱包やパンフレットなどにもこだわりがありました。一方では、商品の品質や配送・梱包トラブルなどが生じていることが課題となっています。

本町では生産者及び事業者に対して、ふるさと納税サイト主催の勉強会や説明会への参加を促し、全国的にどのような返礼品が人気であるか、また、同じカテゴリーの商品であっても、内容量や金額の違いによって人気が異なるため、マーケティングの重要性について周知を図っています。



(ふるさと納税返礼品)

魅力的な返礼品を作るだけでなく、商品のセールスポイントや生産者・事業者のこだわりなどをパンフレットにすることで、生産者・事業者のファン増加につなげ、地域活性化を目指します。

【S D G s の推進に資する目標と取組】

| ゴール | 17 | ターゲット No. | 17. 17 | 企画課 |
|---|--|-----------|--------|-----|
|  | ふるさと納税は、生産者・事業者が自社の商品を全国に P R するためのチャンスであり、市場ではどのような商品にニーズがあるかを学ぶことで、継続的な経済循環を可能にすることを目指します。 | | | |

基本目標2 支え合いで、だれもが幸せ感じるまちづくり

本町の高齢化率は、令和2年は32.1%（平成28年29.2%）を記録し、今後も高齢化率は国・県と比較して、その伸びを上回る勢いで急速に進行することが予想されます。

また、町民の生命に直結する心筋梗塞、脳卒中、産婦人科、小児救急などの対策は喫緊の課題となっています。その他にも、児童福祉施設等の老朽化など様々な課題を抱えています。

この課題に真摯に向き合い、きめ細やかな対応を行うことで、健康増進や疾病予防、高齢者の見守りなどのネットワーク化、地域の実情に応じた支え合い体制の構築、高齢者の生きがいづくり、介護予防事業、在宅医療・介護連携推進事業や認知症施策を展開し、だれもが幸せを感じることができるまちづくりを目指します。

基本目標の達成に向けた主要施策とSDGsの推進に資する目標と取組

◆子育て支援・児童福祉の充実【介護福祉課】

就労形態の多様化等による保育所利用ニーズの増加に応じ、延長保育事業・病児保育事業・一時保育事業・放課後児童健全育成の促進等、保育サービスの充実に努めるとともに、ファミリーサポートセンター事業や地域子育て支援拠点事業等地域における子育て支援事業の充実、出産祝金事業の継続など、子育て家庭が安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進します。

また、昨今問題となっている児童虐待防止のために、徳之島町要保護児童対策地域協議会を中心に、各関係機関との協力体制の強化を図り、子どもに対するあらゆる虐待の根絶を目指します。



（出産祝い金贈呈式）

【SDGsの推進に資する目標と取組】

| ゴール | 3・16 | ターゲットNo. | — | 介護福祉課 |
|---|------|----------|---|--|
|  | | | | 子育て家庭が、安心して子どもを産み育てられる環境づくりの推進と子どもに対するあらゆる虐待の根絶を目指すことにより、子育て支援・児童福祉施策の充実を図ります。 |
|  | | | | |

◆障がい者福祉の充実【介護福祉課】

障がい者や障がい児が有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービス、児童通所サービス、地域生活支援事業、自立支援事業等への情報提供や利用に向けて各関係機関との連携を図ります。

また、あおぞら園が新たに南大島唯一の児童発達支援センターとなったことから、施設との連携を図りつつ各種事業の推進に努めます。

【SDGsの推進に資する目標と取組】

| ゴール | 3 | ターゲットNo. | — | 介護福祉課 |
|---|---|----------|---|---|
|  | | | | 障がいのある方が、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう障がい福祉施策の充実を図ります。 |

◆健康・医療の充実【健康増進課】

「健診」「身体活動・運動」「栄養・食生活」を柱とした、特定健診受診率向上、運動習慣の定着化、減塩対策などの生活習慣病対策を重点的に行い、町民のQOL^{*1}の向上を図るとともに、健康寿命の延伸と医療費の適正化を目指します。

*1 QOL : QOL (Quality of life) とは、その人の状態を図る指標の一つであり、高低によって表され、「活力があるか」「生きがいを感じているか」などの判断の主軸となっています。

【SDGsの推進に資する目標と取組】

| ゴール | 3 | ターゲットNo. | 3.4・3.5・3.8 | 健康増進課 |
|---|---|----------|-------------|---|
|  | | | | 健康づくり活動（特定健診受診等）に取り組む人の割合が増えることで、自らの健康状態を把握し、健康の増進及び重症化予防に努めます。 |

◆高齢者福祉の充実

(1) 高齢者支援【介護福祉課】

地域で暮らす高齢者を、介護・福祉・医療など様々な面から支え、いつまでも健やかに住みなれた地域で生活できるよう、地域支援事業（日常生活支援総合事業等）を中心に、社会参加・生活支援・介護予防を一体的に推進します。



(地域サロン)

【SDGsの推進に資する目標と取組】

| ゴール | 3 | ターゲットNo. | — | 介護福祉課 |
|---|---|----------|---|-------|
|  | 住民主体の通いの場を展開し、身近な場での健康増進・介護予防に取り組みやすい機会を提供、フレイル予防*2にも努めることで高齢者を支援します。 | | | |

*2 フレイル予防：フレイルとは、生活するうえで大きな不自由はないものの、心身が弱っていて介護が必要になる危険性が高い状態を指します。この状態にならないよう、生活習慣の改善や社会参加などを行い予防していくことです。

(2) 高齢者の雇用・社会参加の促進（シルバー人材センター）【住民生活課】

元気な高齢者が自らの経験を活かし、地域社会の担い手として活動できるよう、雇用の場の確保や生きがいづくりを推進します。

また、シルバー人材センターの事業充実・活動支援を行い、人員の増加を図ります。



（ボランティア清掃）

【SDGsの推進に資する目標と取組】

| ゴール | 8 | ターゲットNo. | 8.5・8.8 | 住民生活課 |
|---|--|----------|---------|-------|
|  | 高齢者の雇用・社会参加の促進を図り、地域社会の一員として自ら健康や生きがい、充実を得られる環境を目指します。 | | | |

◆地域福祉の充実【介護福祉課】

高齢者や障がい者が住み慣れた家や地域で安心して生活し、また、子どもを安心して産み育てるために、育児や介護を地域の中で助け合い、支えあっていく、福祉サービスの充実を図ります。

【SDGsの推進に資する目標と取組】

| ゴール | 3 | ターゲットNo. | — | 介護福祉課 |
|---|---|----------|---|-------|
|  | 住民、事業者、社会福祉協議会、行政それぞれの立場において主体的、積極的に役割を果たし、共同しながら地域社会全体で取組を勧めていきます。 | | | |

基本目標3

豊かな自然を守り、快適で魅力あるまちづくり

本町には希少な固有種や絶滅危惧種等が数多く生息しており、生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息・生育地を包含した地域として、令和3年7月26日に世界自然遺産登録されました。豊かな自然を守るためにには、自然環境及び生態系の保護・保全や海岸漂着物の処理・抑制、野良猫対策・飼い猫等の適正飼養を推進することが重要です。

また、将来にわたり持続可能な循環型社会を構築するためには、太陽光発電等の再生可能エネルギーの活用を推進し、地球温暖化防止に努める必要があります。

豊かな自然環境を守りながら、住環境の整備や地域情報化、循環型社会などを推進していくことにより、人と自然が共生するまちづくりを目指します。

【基本目標の達成に向けた主要施策とSDGsの推進に資する目標と取組】

◆自然環境・生態系の保護・保全【おもてなし観光課】

(1) 世界自然遺産に登録された徳之島の自然環境を子や孫、その次の世代に継承するため、アマミノクロウサギをはじめとする希少野生動物の交通事故を防ぐとともに、生態系を脅かす盗掘や盗採などの未然防止に努めます。

また、自生する植物や農作物へ影響を与える外来植物に対してモニタリング・駆除を進めるとともに、水際での対策を強化することで生態系の保護に努めます。

このほか、産業活動に伴う環境への影響や日常生活から生じる生活環境被害の防止など、総合的な環境保全施策を進め、限りある自然環境を次世代に引き継ぐとともに、遺産価値の保全に向けた取組を推進します。



(アマミノクロウサギ)



(ロードキル)

【SDGsの推進に資する目標と取組】

| ゴール | 11 | ターゲットNo. | 11.4 | おもてなし観光課 |
|-----|------------------|----------|------|-------------------------|
| | 11 住み続けられるまちづくりを | | | 世界自然遺産を保護・保全する体制を強化します。 |

| | | | | |
|---------------------|--------------------------------------|----------|------|----------|
| ゴール | 15 | ターゲットNo. | 15.5 | おもてなし観光課 |
| 15 陸の豊かさも守ろう | 自然生息地の劣化を抑制するとともに、絶滅危惧種の保護活動に取り組みます。 | | | |

| | | | | |
|---------------------|---|----------|------|-------------|
| ゴール | 15 | ターゲットNo. | 15.5 | 花徳支所北部振興対策室 |
| 15 陸の豊かさも守ろう | パンフレットなどを活用し、希少動植物のロードキル対策や盗掘・盗採防止についての注意喚起、ナイトツアーガイドによる森林への入域制限、道路への希少動物の侵入防止対策の強化、希少植物の盗掘・盗採防止パトロール、夜間の車両のスピード抑制のための対策について、関係機関との連携を図り取り組むことにより、絶滅危惧種の保護・保全に努めます。 | | | |

(2) 海岸漂着物の処理・抑制【住民生活課】

近年、海外からと思われるペットボトルや漁具等の廃プラスチック類や流木、さらに私たちの生活から出たごみが河川や水路等から流出し、海岸域に大量に漂着し、景観を損ね、自然生態系に影響を及ぼすだけではなく、漁業活動や観光産業にも影響を及ぼしています。

このことから、本町では、海岸漂着物等地域対策推進事業を活用した海岸漂着物の回収、処理を行っています。

また、海岸漂着物の中には、島内からの不法投棄やポイ捨てによる廃棄物も多く含まれていることから、不法投棄やポイ捨てを未然に防ぐ取組を実施します。



(池間集落海岸清掃)

【SDGs の推進に資する目標と取組】

| | | | | |
|---------------------|--|----------|------|-------|
| ゴール | 14 | ターゲットNo. | 14.1 | 住民生活課 |
| 14 海の豊かさも守ろう | ① 海岸に漂着するごみの回収や処理を実施しています。 ② 不法投棄の抑止看板やポスターによる啓発を行い、自然環境の保全を促しています。 | | | |

(3) 野良猫対策・飼い猫等の適正飼養の推進

【住民生活課】

世界自然遺産に登録されたことを踏まえ、喫緊の問題でもあるネコによるアマミノクロウサギ等希少動物の捕食を防ぐため、徳之島三町ネコ対策協議会を設置し、引き続きTNR事業*1 や飼い猫の適正飼養を促し、これ以上野良猫が増えない対策を実施します。



(ネコの譲渡会)

また、イヌ等の家庭飼育動物の適正飼養についても、県保健所と協力し、より一層の促進に努めます。

*1 T N R事業：T N R事業とは、(T) 野良猫を捕獲し、(N) 不妊・去勢手術を行い、(R) 元の場所に戻す事業のことです。

【S D G s の推進に資する目標と取組】

| ゴール | 15 | ターゲットNo. | 15.5 | 住民生活課 |
|---|---|----------|------|-------|
|  | T N R事業を実施し、これ以上野良猫が増えないように努めます。また、町広報紙やチラシ等で飼い猫等の適正飼養の推進を促します。 | | | |

◆循環型社会の推進

(1) 再生可能エネルギーの利用の推進【企画課】

太陽光、水力などの再生可能エネルギーの導入は、エネルギー自給率の向上や温室効果ガスの削減等にとって重要であることから、地域の産業振興や雇用創出にもつながるエネルギーの地産地消の取組を推進します。

世界自然遺産に登録されたことも踏まえ、自然公園等の保護地域や希少な動植物等への影響にも十分配慮し、地域の特性を活かした再生可能エネルギーの導入を推進します。



(太陽光発電パネル〔美農里館〕)

【S D G s の推進に資する目標と取組】

| ゴール | 7 | ターゲットNo. | 7.2 | 企画課 |
|---|---------------------------------|----------|-----|-----|
|  | 地域特性を活かした更なる再生可能エネルギーの導入を推進します。 | | | |

(2) 家電・自動車リサイクルの推進【住民生活課】

徳之島三町から排出される使用済自動車及び廃家電の処理が、適正かつ円滑に行われるよう、徳之島地区リサイクル促進協議会を設置し、離島対策補助事業等を活用して離島における海上輸送費用の軽減を図ります。

【SDGsの推進に資する目標と取組】

| | | | | |
|---------------------------|--|----------|------|-------|
| ゴール | 12 | ターゲットNo. | 12.5 | 住民生活課 |
| 12 つくる責任 つかう責任 | 使用済自動車及び廃家電の処理が、適正かつ円滑に分別されるように努め、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用を目指します。 | | | |

(3) 下水道・浄化槽汚泥及びし尿処理の最適化

【建設課】

社会資本整備総合交付金事業（下水道事業）により、徳之島町浄化センター内で処理している下水道・浄化槽汚泥及びし尿等について、堆肥化施設を建設し、緑農地還元を行うことにより循環型社会の推進を図ります。



（徳之島町浄化センター）

【SDGsの推進に資する目標と取組】

| | | | | |
|--------------------------|---|----------|-----|-----|
| ゴール | 9 | ターゲットNo. | 9.4 | 建設課 |
| 9 産業と技術革新の基盤をつくろう | 徳之島町浄化センター内で処理している下水道・浄化槽汚泥及びし尿等について、堆肥化を図り資源利用効率の向上を目指します。 | | | |

◆林業の振興【農林水産課】

林業については、国立公園地域における自然環境などに配慮しながら、保育間伐などの森林整備により生産性の高い森林づくりを推進するほか、森林病害虫防除を徹底し、里山林の機能回復を図る取組を実施します。

また、森林環境譲与税を活用した木材利用を促進し、町民の方々が木に慣れ親しむ環境をつくっていくことで、地元産材の普及を図るほか、林産物の生産・出荷を支援することで林産物の生産拡大を推進します。

【SDGsの推進に資する目標と取組】

| | | | | |
|--------------------------|--|----------|---|-------|
| ゴール | 15 | ターゲットNo. | — | 農林水産課 |
| 15 地の豊かさも 守ろう | 自然環境に配慮した保育間伐など、森林の持続可能な経営を実施し、生物多様性の損失の阻止を図ります。 | | | |

◆地域情報化の推進【総務課・企画課】

高度無線環境推進事業（徳之島町北部地域への光ファイバー網敷設）により、町内全域に光ファイバー網を整備することで、より高速な情報通信を実現し、デジタルデバイド（情報格差）の解決を図ります。また、行政情報や地域情報などの発信については、町公式ウェブサイトの最適化、SNS等の情報通信ツールや電波放送等、最も効果的な方法を検討した上で実施することにより、地域コミュニティの活性化及び地域情報発信の充実を図ります。

【SDGsの推進に資する目標と取組】

| ゴール | 11 | ターゲットNo. | — | 総務課 |
|---|--|----------|---|-----|
|  | 光ファイバー網を敷設することにより、より高速な情報通信を実現させ、情報のバリアフリー化を目指します。 | | | |

◆公園緑地の整備【建設課】

社会資本整備総合交付金事業（都市公園長寿命化支援事業）により、総合運動公園内の老朽化した施設について改築更新を行い、利用者が安全で安心して使用できる公園緑地の再整備を図ります。



（都市公園野球場整備）

【SDGsの推進に資する目標と取組】

| ゴール | 11 | ターゲットNo. | 11.7 | 建設課 |
|---|--|----------|------|-----|
|  | 都市公園の長寿命化整備に取り組むことにより、緑地へのアクセスを提供し、生活に潤いと安らぎをあたえ、住み続けられるまちづくりを目指します。 | | | |

◆住環境の充実

（1）公営住宅の整備【建設課】

公営住宅整備事業では、尾母地区において、3棟6戸の建替事業を行い、世代のニーズに対応した住宅の整備・住環境の向上を図ります。

公営住宅等ストック総合改善事業では、亀徳地区の港ヶ丘団地6棟34戸、九年母団地1棟



（花徳2団地〔1号棟〕）

2戸及び花徳団地4棟4戸の外部改修を実施し、建物の老朽化や劣化による事故等を未然に防ぐとともに、長寿命化を図ります。

【S D G s の推進に資する目標と取組】

| ゴール | 11 | ターゲット No. | 11. 1 | 建設課 |
|--|----|-----------|--|-----|
| 11 住み続けられるまちづくりを  | | | 公営住宅等長寿命化計画に基づいた、建替・改善や修繕に取り組むことにより、良好で安全・安心な環境の住宅を確保し、住み続けられるまちづくりを目指します。 | |

(2) ごみの減量化【住民生活課】

徳之島三町の一般廃棄物処理計画では、令和7年度までにごみの焼却量を10%削減する事目標としており、令和2年度に町営住宅での生ごみ再資源化モニタリング調査を実施、令和3年度は町職員、町議会議員及び関係機関並びに住民を対象に、各家庭における燃やせるごみに含まれる再資源化可能なごみの排出量調査を実施しました。

その結果を基に、今後、計画を見直す際の指標として活用し、ごみの減量化を図ります。



(愛ランドクリーンセンター)

【S D G s の推進に資する目標と取組】

| ゴール | 12 | ターゲット No. | 12. 5 | 住民生活課 |
|--|----|-----------|---|-------|
| 12 つくる責任 つかう責任  | | | 三町において共通の問題がごみの減量化であり、現在燃やせるごみに含まれている再利用可能な資源ごみの細分化による再資源化可能なごみの排出量調査や生ごみの堆肥化等、減量化に向けて取り組んでいます。 | |

基本目標4

学び合い、育て合い、笑顔きらめく社会づくり

本町においては、地域の繋がりの希薄化や様々なメディアの発達による情報社会の複雑化により、地域社会や子どもたちを取り巻く環境が大幅に変化し、地域社会の教育力の低下や青少年の社会的自立の遅れなど様々な課題に直面しています。今後、町内の各幼（園）・小・中学校において学校運営協議会（コミュニティ・スクール）制度の導入や地域学校協働活動を推進します。学校等が家庭や地域社会と連携・協働することで、学校を核とした地域の活性化や社会とつながる協働的な学びを実現します。

本町の住民一人ひとりが、社会の一員として学び、社会に参画し、活動していくためには、全ての町民が、生涯を通じて風土と歴史に触れ、芸術活動やスポーツ活動に親しみながら、誰もが生きがいを享受できる活動の充実を図るとともに、地域住民と行政が一体となって地域課題に取り組み、地域力の向上を推進していくことが重要であることから、地域の中で学び、育て合うことにより、笑顔きらめく社会づくりを目指します。

基本目標の達成に向けた主要施策とSDGsの推進に資する目標と取組

◆生涯学習・生涯スポーツ活動の振興【社会教育課】

生涯学習センターを中心に、生涯学習の拠点である図書館や公民館は、子どもから高齢者まで幅広い世代が利用する施設であり、誰もが安全・安心で使いやすい施設の維持・管理に努めていきます。

町民のスポーツ・レクリエーション活動のニーズは多様化・高度化が進むとともに、高齢化の進行に伴って、生涯を通じたスポーツ活動に対するニーズも増加しています。

しかしながら、体育施設の老朽化に伴う施設整備は課題となっており、町民の健康増進や活動領域を拡充するためにも環境整備は急務となっています。

都市公園における長寿命化計画において体育施設の改修や機能強化を行い、町民一人ひとりが安全・安心に生涯スポーツ活動を親しむ環境づくりを推進します。



（読書活動〔おはなし会〕）

【SDGsの推進に資する目標と取組】

| ゴール | 4 | ターゲットNo. | 4.a | 社会教育課 |
|---|---|----------|-----|---|
|  4 質の高い教育を みんなに | | | | 子どもから高齢者、障がい者に配慮したバリアフリー化を推進し、安全・安心な施設環境を強化します。 |

◆青少年健全育成の推進【社会教育課】

S D G s 達成目標の 2030 年に社会人として活躍する現在の青少年について、社会変化の中で、夢の実現に向け努力し挑戦する新しい時代の徳之島町を創り出す人材を育成することを目指します。そのために、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献などの S D G s の理念を理解し、自ら実行し発信する青少年の育成に努めます。



(生涯学習フェア)

【S D G s の推進に資する目標と取組】

| ゴール | 4 | ターゲット No. | 4. 7 | 社会教育課 |
|-----|---|-----------|------------------------------------|-------|
| | | | 教育を通して持続可能な開発に必要な知識・技能を得られるようにします。 | |

◆郷土文化の継承・活用【社会教育課】

(1) 文化財の保護・活用

各種文化財などの調査や郷土資料の取集を行うことにより、その適切な保護と活用につなげていきます。また、自然保護担当部署と連携し、国・県指定天然記念物の保護を推進します。

シマグチについては、映像撮影等を行い、デジタル化した記録を保存し、ホームページなどでの公開により活用を推進し伝承しています。また、学校等での出前授業や体験学習講座を開催し、郷土の文化や自然等に触れる場を提供します。



(山小学校旧校舎)

令和 3 年 10 月 14 日、本町山小学校敷地内に建つ「旧山尋常高等小学校校舎」が国の登録有形文化財に登録されました。同年 7 月に行われた国の文化審議会による答申を受けての登録で、本町で初めての国の登録有形文化財となりました。

【SDGsの推進に資する目標と取組】

| ゴール | 11 | ターゲットNo. | 11.4 | 社会教育課 |
|-----------------------------|------------------------------------|----------|------|-------|
| 11 住み続けられるまちづくりを | 町内文化財の保護と活用を行うことにより、郷土文化の継承に寄与します。 | | | |

(2) 徳之島町誌編さん事業

「徳之島町誌編さん事業」（平成30年度～令和4年度）による成果（自治体史の刊行、各種資料収集等）を活用し、より発展的な資料取集・保存・研究・教育普及を核とする「徳之島アーカイブズ*1」の取組を推進します。同時に、それらを担う専門職である学芸員やアーキビスト（歴史的公文書管理等を担う）の確保・育成に努めます。

*1 アーカイブズ：アーカイブズとは、組織または個人がその活動に伴って生み出した重要な記録を将来のために保存することです。

【SDGsの推進に資する目標と取組】

| ゴール | 4 | ターゲットNo. | 4.7 | 社会教育課 |
|--------------------------|---|----------|-----|-------|
| 4 質の高い教育をみんなに | 文化財や歴史・自然資料の収集・保存・研究・教育普及を核とする「徳之島アーカイブズ」の取組を推進し、本町に暮らす人々の「ふるさと愛」の醸成に寄与します。 | | | |

◆男女共同参画社会の推進【企画課】

男女共同参画社会の実現のためには、性別による固定的な役割分担意識、偏見や性差別などが社会的に作られたものであることを一人ひとりが理解し、意識を改革していく必要があります。

男女が社会の対等なパートナーとして活躍できるよう、お互いの人権を認め合う意識づくりを推進します。



（男女共同参画地域協働推進講座）

【SDGsの推進に資する目標と取組】

| ゴール | 5 | ターゲットNo. | 5.5 | 企画課 |
|----------------------------|--|----------|-----|-----|
| 5 ジェンダー平等を実現しよう | 男女共同参画への正しい理解を推進し、女性に対する差別や暴力をなくすとともにジェンダーの平等を目指します。 | | | |

基本目標5 安全・安心で持続可能なまちづくり

安全・安心で持続可能なまちづくりを実現するためには、計画的な土地利用を推進することが重要です。本町では、地籍調査事業により土地境界を明確にするとともに、農地中間管理事業においては、適切な農地利用の推進、遊休農地の解消に努めています。また、国土利用計画法に基づく土地売買等の届け出制度の内容を周知し、適切な土地の管理及び有効活用を推進します。

また、町民が快適に生活できる環境づくりや安全性を確保するため、道路交通基盤や上下水道などの都市基盤整備を計画的に進めるとともに、地域防災の強化や消防・救急の充実を図ります。

基本目標の達成に向けた主要施策とSDGsの推進に資する目標と取組

◆計画的な土地利用の推進

(1) 地籍調査【建設課】

地籍調査については、地籍調査10ヵ年計画（令和2年から11年）に基づき進めています。

市街地においては、都市計画マスタープランや立地適正化計画に基づいた土地利用を推進します。

【SDGsの推進に資する目標と取組】

| ゴール | 9 | ターゲットNo. | 9.1 | 建設課 |
|--|---|----------|-----|-----|
|  9 産業と技術革新の基盤をつくる | 公共事業、災害復旧事業などを円滑に進めることができるように、地籍調査を実施し、土地境界を明確にしておくよう取り組みます。市街地においては、都市計画マスタープランに基づき、計画的な土地利用の推進に取り組み、安全・安心で持続可能なまちづくりを目指します。 | | | |

(2) 農地中間管理事業の推進【農業委員会】

遊休農地の解消を図り優良農地の確保に努め、将来にわたって適切な農地利用を図るため農地中間管理機構を活用して担い手や新規就農者等の集積を図ります。

【SDGsの推進に資する目標と取組】

| ゴール | 2 | ターゲットNo. | 2.3 | 農業委員会 |
|--|--|----------|-----|-------|
|  2 食糧をゼロに | 遊休農地の解消を図るとともに、優良農地の確保に努め、生産者の農業生産性及び所得向上を目指します。 | | | |

(3) 国土利用計画法に基づく土地売買等届出制度【企画課】

乱開発や無秩序な土地利用を防止するため、国土利用計画法に基づく土地売買等届出制度により、土地取引という早期の段階から適正な土地利用がなされるようチェックすることで、快適な生活環境や暮らしやすい地域づくりを推進します。

【SDGsの推進に資する目標と取組】

| ゴール | 11 | ターゲットNo. | 11.1 | 企画課 |
|--|----|----------|---|-----|
|  11 住み続けられるまちづくりを Build Sustainable Cities and Communities | | | 土地の管理及び有効活用に努め、快適な生活環境や暮らしやすい地域づくりを推進します。 | |

◆道路・交通網の整備・充実【建設課・企画課】

社会资本整備総合交付金事業（道路事業）により、広域圏交通のネットワーク形成の促進を図り、地域公共交通計画を策定することで、地域における移動手段の確保や地域公共交通の充実に努めます。

市街地においては、道路事業と集約都市形成支援事業により、歩行者の安全の確保と緊急車両等が通行できない生活道路の解消、対策などに取り組みます。



（亀津中央線〔中央通り〕）

【SDGsの推進に資する目標と取組】

| ゴール | 9 | ターゲットNo. | 9.1 | 建設課 |
|--|---|----------|--|-----|
|  9 産業と技術革新の基盤をつくろう Build Resilient Infrastructure, Promote Inclusive and Sustainable Industrialization | | | 道路整備においては、隣接町との広域道路としての機能を持つ重要な県道糸木名亀津線、町道亀津19号線や市街地の東西を結ぶ亀津新里横3号線の改良を進めることにより、広域圏交通のネットワーク形成と市街地交通網の円滑化を促進します。また、橋梁の長寿命化事業や将来にわたる現道の損傷・劣化等を把握し、効率的な維持管理に取り組みます。 | |

◆交通安全の推進【総務課】

町民の要望や危険な場所の調査により選定した重点箇所に、カーブミラーやガードレールを設置し、交通事故の発生を防止します。また、交通安全対策特別交付金を活用し設置を進めるだけでなく、子どもや高齢者の交通事故防止等の交通安全教育も推進します。

【SDGsの推進に資する目標と取組】

| ゴール | 3 | ターゲットNo. | — | 総務課 |
|---|---|----------|--|-----|
|  | | | カーブミラーやガードレールを整備し、交通事故を減らす事で町民の生命と財産を守ります。 | |

◆上下水道の整備

(1) 上水道の整備【水道課】

水道事業の効率的で健全な運営を図るため、平常時はもとより、天災や異常気象等の非常時においても給水の安定性を図るために、水源の確保及び生活用水の安定的な供給、確保に努めます。

なお、水道施設・水道管路等については、徳之島町水道ビジョン及び経営戦略に基づき計画的な設備更新を進めるとともに、施設の適切な維持管理に努めます。また、衛生的で快適な生活環境の確保及び公共用水域の水質保全を図ります。



(亀徳第2浄水場)

【SDGsの推進に資する目標と取組】

| ゴール | 6 | ターゲットNo. | 6.1 | 水道課 |
|---|---|----------|--|-----|
|  | | | 将来にわたり、安全で安定した水の提供を行うために、水道施設及び水道管路等の継続的な更新により、適切な維持管理に努めます。 | |

(2) 下水道の整備【建設課】

下水道アクションプランに基づき、社会資本整備交付金並びに地方創生整備推進交付金を活用し下水道整備のスピードアップを図り、普及促進に取り組みます。

供用開始区域については、下水道接続促進の啓発により水洗化率の向上を目指します。また、汲み取り便所の改修や単独浄化槽から合併浄化槽への転換等普及啓発に努め、汚水処理人口普及率の向上に取り組みます。

【SDGsの推進に資する目標と取組】

| ゴール | 6 | ターゲットNo. | 6.3 | 建設課 |
|---|---|----------|---|-----|
|  | | | 亀津、亀徳地区においては公共下水道による整備を進め、下久志においては農業集落排水事業、その他の地区においては合併浄化槽設置事業を推進し、潤いと安らぎのある生活環境の創出と豊かな自然環境の保全に努めます。 | |

◆地域防災の充実【総務課】

地域防災の充実を図るために、訓練の活動補助金を活用した自主防災組織の活動促進や、活動内容に対する助言及び各地区の消防団員の参加など活動の補助を進めます。また、あらゆる自然災害に対する適応能力の強化を図るために、徳之島地区消防組合と連携した住民参加型の総合防災訓練等を実施します。



(消防団行進)

【SDGsの推進に資する目標と取組】

| ゴール | 13 | ターゲットNo. | 13.1 | 総務課 |
|----------------------------|----|----------|--|-----|
| 13 気候変動に具体的な対策を | | | 徳之島町内の自主防災組織の研修や訓練の活性化を図ることにより、自然災害に対する適応能力を強化します。 | |

◆消防・救急の充実【総務課】

本町の消防団員数を定数まで増やすことや消防車及び資機材の更新等を進め、自然災害や火災時の消防力強化を推進します。また、自主防災組織との連携を図り、訓練の充実や課題の発見を通し自助、共助の力を高めます。



(消防出初式)

【SDGsの推進に資する目標と取組】

| ゴール | 11 | ターゲットNo. | 11.5 | 総務課 |
|---------------------------|----|----------|--|-----|
| 11 住み継がれるまちづくり | | | 消防団の活動を充実させることにより、自助、共助の力を高め、災害による死者及び被災者数、経済損失の削減を図ります。 | |

基本目標6 紣を育み、ともに考え行動するまちづくり

少子高齢化が急速に進む中、近年では新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、外出自粛や各種イベントの縮小、営業店舗への休業や時間短縮営業が要請されるなど、町民の生活環境や精神状態は疲弊している状況にあります。

今後は、新しい生活様式への移行等の影響により、地域自治組織やNPO、ボランティアグループなどの活動の衰退やご近所又は友人関係が希薄になっていく恐れがあります。

地域課題解決に向けた取組の共有と地域の活性化に向けたあらゆる施策を実施するため、本町では効率的な行財政運営や適正な公金取扱事務、町税等収納率向上に向けた取組などを、町議会において審議していただきながら実施することにより自主財源の確保に努めます。

また、地域の核となるリーダー等の人材育成・確保に努めるとともに、奄美群島12市町村との広域連携により、「農業」、「観光」、「交流」、「情報」、「文化」、「定住」の振興による雇用の創出に向けた取組を推進します。

更に、防犯体制の充実を図ることにより、安心・安全な生活環境と紼を育み、ともに考え行動することのできるまちづくりを目指します。

基本目標の達成に向けた主要施策とSDGsの推進に資する目標と取組

◆地方自治、地域コミュニティ形成の推進【企画課】

地方自治及び地域コミュニティ形成を推進するためには、地域固有の文化等を保持しつつ、地域自治組織やNPO、ボランティアグループなどの地域の多様な主体が連携・協力し、地域課題解決に向けた取組の共有と地域の活性化に向けた一体的な取組を行うことが必要です。本町では、「集落支援員」や「地域おこし協力隊」制度の活用促進及び「ジュニア・リーダークラブ」会員等の資質向上に努めることにより、地域の核となるリーダーの育成・確保を図ります。

今後も町民一人ひとりが、ともに紼を育み、ともに考え、ともに行動できるまちづくりを目指します。

【SDGsの推進に資する目標と取組】

| ゴール | 11 | ターゲットNo. | 11.3 | 企画課 |
|---|----|----------|---|-----|
| 11 住み続けられるまちづくりを  | | | 町民誰もが参画しやすい環境づくりと包括的かつ持続可能なまちづくりを目指します。 | |

◆行財政運営の効率化

(1) 効率的な行財政運営【総務課】

徳之島町行政改革大綱の実施計画に沿って行財政運営の効率化を図ります。

事務事業の必要性や行政関与の妥当性、公平性を検討し、その再編整理と統廃合を推進します。町税の適正な課税と収納率向上に努め、自主財源を確保するとともに、徹底した経費の削減に取り組み、重点化と選択による事業の実施により効率的な財政運営を推進します。

【SDGsの推進に資する目標と取組】

| ゴール | 16 | ターゲットNo. | 16.6 | 総務課 |
|---|--|----------|------|-----|
|  | 効果的、効率的な行財政運営を図ることにより、次世代につながる町民サービスの向上を目指します。 | | | |

(2) 町税の公平で適正な課税及び徵収【税務課】

住民サービスの根幹をなす自主財源の確保のため、各種町税の公平かつ適切な賦課に努めます。また、町広報紙やホームページ等を活用し、税の意義や役割、納めた税金がどのように町民に還元されているかを周知し、町税への町民の理解を深めます。

徵収業務では、スマートフォンなどを利用した電子決済サービスによる納税など、時代に即した納付環境を整備し、納税者の利便性向上、収納業務の効率化を進め、収納率の向上につなげます。また、納税者の公平性を保つため滞納処分の強化にも取り組みます。

(3) マイナンバーカード*1の普及推進【住民生活課】

今後様々な場面で活用が見込まれるマイナンバーカードを推進するため、マイナンバーカードの交付事務を円滑に行えるように努めていきます。また、町民の皆さんにマイナンバーカードの趣旨が確実に伝わるように、広報紙やホームページ等で普及啓発に取り組みます。

*1 マイナンバーカード：マイナンバーカードは、所有することで行政手続の簡素化など日常生活の利便性の向上につながります。

◆広域連携の推進【企画課】

奄美群島12市町村では、「奄美群島成長戦略ビジョン」の基本理念に基づく重点3分野「農業」、「観光／交流」、「情報」及び「文化」、「定住」の振興による雇用の創出に向けた取組を推進しています。

本町においても奄美群島の自立的発展のため、世界自然遺産登録等の好機を捉え、効果的・戦略的に事業を実施することにより、さらなるビジョン実現に向けた取組に努めます。

【S D G s の推進に資する目標と取組】

| ゴール | 8 | ターゲット No. | 8.5 | 企画課 |
|---|---|-----------|-----|-----|
|  | 奄美群島成長戦略ビジョンに基づき、雇用の創出に向け奄美群島一帯となつた施策の展開を促進します。 | | | |

◆防犯体制の充実【総務課】

防犯カメラを設置し、映像を警察に提供することで犯罪等の早期解決を目指します。また、防犯カメラ設置表示プレートによる犯罪抑止力の強化を図り、設置台数の増加や防犯協議会への補助金等により防犯体制の充実に努めます。

【S D G s の推進に資する目標と取組】

| ゴール | 16 | ターゲット No. | 16.4 | 総務課 |
|---|---|-----------|------|-----|
|  | 防犯カメラ設置台数増加による犯罪の早期解決や防犯カメラ設置表示プレートによる犯罪抑止力の強化を図り防犯体制の充実を目指します。 | | | |

◆その他

(1) 徳之島町議会【議会事務局】

本町は、平成 28 年 3 月に徳之島町議会基本条例を制定しました。

この条例は、地方分権の時代にふさわしい、町民の代表機関である議会の運営に関する基本事項を定め、議会及び議員の活動の活性化と充実を図り、本町の持続的な町民福祉の向上に寄与することを目的としています。

主な内容は、積極的な情報の公開、政策活動への多様な町民参加の推進、議員間の自由な討議の展開、町長その他の執行機関との持続的な緊張関係の保持、議員の資質向上、公正性と透明性の確保、議会活動を支える体制の整備等となっています。

本町の人口は、昭和 35 年 19,804 人、平成 17 年 12,892 名、平成 27 年には 11,160 人と年々



(徳之島町議会)

減少しています。また、議員定数は、昭和33年から平成14年までの選挙では20名、平成18年の選挙からは16名となっています。人口の減少は、議員の「なり手不足」の要因でもあるため、引き続き議員報酬と議員定数の見直しを検討していく必要があります。

今後も、徳之島町議会基本条例の規定を遵守し実践しながら町民に信頼される開かれた議会を目指します。

(2) 公金取扱【会計課】

会計事務においては、「徳之島町財務規則」に則り適正な会計事務を行っています。

指定金融機関及び収納代理金融機関を指定し公金取扱窓口を拡充することにより、口座振込等による多様な納付・支払方法で町民の皆さま方が来庁する負担を軽減するなど住みやすいまちづくりを目指しています。また、日頃から物品を大切に使う責任を意識し、耐用年数にこだわらず次世代に繋げる環境に配慮した備品の適正管理を推進します。

(3) 選挙管理委員会【選挙管理委員会】

選挙管理委員会では、公職選挙法に基づき、国政選挙及び県知事選挙・県議会議員選挙・町長選挙・町議会議員選挙を実施しています。

近年では、若者の政治離れや政治への不信感等が重なり、全国的に投票率の低下が見受けられます。また、18歳から投票の権利が認められた事から、今後は若者の選挙への関心や政治への参画等が向上するための様々な戦略の実施が求められています。

引き続き明るい選挙推進協議会において、投票率向上に向けた広報活動や学校への出前授業、SNS等の活用を充実させることにより情報発信強化に努めます。



(衆議院議員総選挙)



昭和49年落成～令和4年閉庁

「長い間、おぼらだれん」



【タキンシャ（亀津）】

[基 本 計 画]

- I 未来を担う子どもを育み、活力を生み出すまちづくり
- II 支え合いで、だれもが幸せ感じるまちづくり
- III 豊かな自然を守り、快適で魅力あるまちづくり
- IV 学び合い、育て合い、笑顔きらめく社会づくり
- V 安全・安心で持続可能なまちづくり
- VI 絆を育み、ともに考え方行動するまちづくり

1 前期基本計画

本町は、「施策の大綱（基本目標）」に掲げた分野別の将来像に沿って、きめ細やかな取組を展開していきます。前期基本計画（令和4年度から令和8年度までの5年間）では、重点的に取り組むべき施策について詳細を示します。

また、本計画は、令和3年4月1日に施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき策定した「徳之島町過疎地域持続的発展市町村計画（令和3年度から令和7年度までの前期5年間）」を踏まえた上で作成しています。

施策内容については、政策分野別に分類し、基本目標を達成するための具体的な取組を示します。

前期基本計画については、下述のとおり施策ごとに「現状と課題」、「解決に向けた取組」、「成果指標と目標値」を示します。また、前期基本計画終了後の令和9年度中には中間評価を実施し、改善点などを後期計画に反映するとともにSDGsの目標達成に向けて取り組みます。

【現状と課題】

現状と課題については、現在の状況を施策ごとに指標を用いて示し、前期基本計画期間中に目標を達成するために解決すべき課題等を記述します。

【解決に向けた取組】

それぞれの現状と課題を分析し、解決に向けた対策を具体的に記述します。

【成果指標と目標値】

各種施策の取り組みの達成度合いとして、成果指標、令和2年度の実績又は直近の実績及び令和8年度の目標値を記述します。

なお、目標値の設定が困難な施策については、目指すべき取組内容を記述します。

1

幼児教育の充実

【現状と課題】【学校教育課】

本町では、北部地域の幼稚園・保育所を新たに「幼保連携型認定こども園」としての設置を推進するとされています。

今後、南部地域においても同様に「幼保連携型認定こども園」への移行を含め、亀津幼稚園の4歳児を含めた2年保育、園内での預かり保育、特別支援対象園児への対応などの検討が必要です。それと同時に、職員定数や教育環境の整備も課題となっています。

幼児教育の質の向上については、亀津カトリック幼稚園、亀津保育園、亀徳保育園及び関連施設などと連携を深めながら、小学校との接続を含めて総合的に推進する必要があります。

表1 ICT等情報教育関係施設・整備費の状況

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|----------|--------|--------|--------|-------|---------|
| ICT関連整備費 | — | — | 38千円 | 77千円 | 1,630千円 |
| 給食導入整備費 | — | — | — | — | 4,368千円 |

【解決に向けた取組】【学校教育課】

- ① 幼児教育における教育の質の向上を図るために、教育環境の整備も含めた幼児教育の内容・方法の改善・充実や幼児教育を担う人材の確保・資質及び専門性の向上・幼児教育を推進するための体制構築等の取組を進めます。
- ② 北部の保育所や幼稚園等の再編については、「幼保連携型認定こども園」の設立を目指して、関係各課や関係機関、関係住民と協議しながら推進します。
- ③ 幼児教育における一部ICT化の有効活用及び業務のICT化を推進します。

【前期基本目標】【学校教育課】

○ ICT等情報教育関係施設・設備

| 成 果 指 標 | 令和2年度実績 | 目標値(令和8年度) |
|-----------------|---------|------------|
| 空 調 機 | 10機 | 20機 |
| トイ レ の 洋 式 化 | 1器 | 5器 |
| 特 別 教 育 支 援 員 数 | 0人 | 3人 |

【現状と課題】【学校教育課】

町内の各小中学校では、1人1台端末環境の実現や一部端末の持ち帰り、学校内の通信ネットワーク環境の整備、デジタル教科書・教材等の先端技術や教育データを効果的に活用できる環境の整備、統合型校務支援システムの導入などにより、各学校においても指導・支援の充実、校務の効率化、教育活動の改善・充実がなされています。今後も、より効果的な活用と環境整備が求められています。

表2 ICT等情報教育関係施設・設備費の状況

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----|---------|---------|---------|----------|-----------|
| 整備費 | 7,655千円 | 7,365千円 | 9,795千円 | 10,672千円 | 190,779千円 |

【解決に向けた取組】【学校教育課】

① 新時代の学びを支える遠隔・オンライン教育等のICTを活用した教育環境の充実を図ります。

ア 臨時休業時等に、学校と児童生徒等の関係を継続し学びを保障するための取組をします。

イ 学校で学びたくても学べない児童生徒への遠隔・オンライン教育の活用をします。

ウ 個々の才能を存分に伸ばせる高度な学びの機会など新たな学びへの対応をします。

② 新時代の学びを支える教室環境等を整備します。

情報端末・教科書・ノート等の教材・教具を常時活用できる教室用机、情報端末の充電保管庫等の整備や遠隔授業システム、統合型校務支援システムの導入など、「1人1台端末」や遠隔・オンライン教育に適合した教室環境や教師のためのICT環境の整備を図ります。

③ ICT人材を確保します。

ICTを活用した学びを充実するため、企業や大学と連携し、その技術や活用に知見を有するGIGAスクールサポーター、ICT支援員といったICT人材の確保を促進します。

④ グローバル化や情報社会に対応できる能力を育成します。

今後ますます進展するグローバル化や情報社会に対応できるコミュニケーション能力やICTを活用する能力等を身につける人材育成の深化を目指します。

【前期基本目標】【学校教育課】

○ I C T 等情報教育関係施設・設備

| 成 果 指 標 | 令和2年度実績 | 目標値(令和8年度) |
|-----------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 校務支援用 P C | 1 0 0 台 | 1 6 0 台 |
| 空 調 機 | 8 3 機 | 1 0 0 機 |
| デジタルテレビ | 2 5 台 | 1 0 0 台 |
| トイレの洋式化 | 7 9 器 | 2 0 0 器 |
| 全国学力・学習状況調査 (I C T 活用状況) | (小学校) 6 5 . 6 % (中学校) 6 3 . 4 % | (小学校) 8 0 . 0 % (中学校) 8 0 . 0 % |

【現状と課題】

(1) 基盤整備【耕地課】

基盤整備については、これまで中・長期的に整備を進めることにより着実な進展が図られてきましたが、事業実施後数十年を経過している農業用施設や農道橋等があり、老朽化により維持管理に支障をきたしています。

また、畠地かんがいについては、完了年度が迫る地区がありますが、整備率が低いため、さらなる整備促進に向けた取組が必要です。

表3－1 畠地かんがい整備状況

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 要整備面積 | 2,000ha | 2,000ha | 1,800ha | 1,800ha | 1,800ha |
| 整備済面積 | 689ha | 738ha | 775ha | 779ha | 803ha |
| 整備率 | 34.5% | 36.9% | 43.0% | 43.3% | 44.6% |

(2) さとうきび【農林水産課】

基幹作物であるさとうきびについては、高齢化や担い手不足等に伴う管理不足が顕著化し、単収は低下傾向にあります。また、自然災害に加え近年では害獣被害も見受けられ、持続的な農業を図るために、生産量確保に向けた対策が必要です。

表3－2 さとうきび生産実績

| | 平成28年産 | 平成29年産 | 平成30年産 | 令和元年産 | 令和2年産 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 面積 | 1,162ha | 1,131ha | 1,114ha | 1,055ha | 1,101ha |
| 単収 | 5,781kg | 5,218kg | 4,074kg | 4,449kg | 5,110kg |
| 生産量 | 67,173t | 59,034t | 45,367t | 46,934t | 56,261t |

(3) 園芸【農林水産課】

① 園芸については、農業従事者の高齢化や後継者不足に伴う労働力不足、依然として人手に頼る作業や熟練者でなければできない作業が多く、省力化、人手の確保、負担の軽減が重要な課題となっています。課題解決に向けて、ロボット技術やICT(情報通信技術)、AI(人工知能)等の先端技術を駆使した「スマート農業」の推進が急務とされています。

また園芸品は、台風や冬季の季節風、夏期の干ばつなどの気象災害を受けやすく、生産量にばらつきが生じています。

園芸農家の収益向上・経営安定を図るために、防風対策の徹底、畠地かんがいの整備、優良品種への転換、栽培技術の向上、多様化する消費者ニーズに対応した新規品目の実証・導入等を推進する必要があります。

② 老朽化した選果場施設では、滞荷による品質の低下を招いており、滞荷防止策や施設の更新を検討しています。また、熱帯果樹や花きの生産に必要なハウス施設については、初期投資費用が高額なため新規参入が難しい状況です。

表3－3 園芸品生産実績

| | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 令和元年 | 令和 2 年 |
|-------|---------|---------|---------|--------|--------|
| ばれいしょ | 4,165t | 4,165t | 5,582t | 3,216t | 2,800t |
| しょうが | 4.8t | 4.8t | 60.0t | 77.0t | 112.5t |
| たんかん | 203t | 203t | 203t | 238t | 482t |

(4) 畜産【農林水産課】

基幹産業である畜産業については、肉用牛の飼養頭数は年々増加傾向にあります。一方では、ふん尿の活用や子牛の事故が課題となっています。また、新規参入の際の素牛導入や施設建設などの初期投資費用が高額なため、新規参入が難しい状況です。

表3－4 肉用牛農家数及び飼養頭数の状況

| | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 令和元年 | 令和 2 年 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 農家数 | 200 戸 | 193 戸 | 183 戸 | 188 戸 | 203 戸 |
| 飼養頭数(成牛) | 2,370 頭 | 2,435 頭 | 2,368 頭 | 2,527 頭 | 2,893 頭 |
| 飼養頭数(育成) | 140 頭 | 130 頭 | 324 頭 | 403 頭 | 544 頭 |
| 合計(成牛+育成) | 2,510 頭 | 2,565 頭 | 2,692 頭 | 2,930 頭 | 3,437 頭 |

(5) 担い手及び就農者支援【農林水産課】

- ① 後継者不足と高齢化により担い手の減少が進んでおり、生産性の脆弱化が懸念されています。
 - ② 就農者支援については、現在関係機関で就農サポートチームを構成し、新規就農者等の巡回指導を行っています。また、施設園芸品目については、町営農研修施設において、就農前に2年間の研修を受講することができます。
- その他の品目については、研修を実施する場が無いため、新規就農者が取り組みにくい状況となっています。

表3－5 新規就農者数

| | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 令和元年 | 令和 2 年 |
|-------|---------|---------|---------|------|--------|
| 新規就農者 | 6 人 | 8 人 | 5 人 | 3 人 | 4 人 |

(6) 食育及び地産地消の推進【農林水産課】

私たちの食生活を取り巻く環境は、発展する社会情勢の中で大きく変化し、食生活が豊かで便利になる一方で、偏った食事や生活習慣病等が増加しています。

また、近年、核家族化の進展や生活スタイルの多様化により、先人より培われてきた伝統的な食文化の衰退が懸念されています。

このような背景の中、個人のみならず社会全体で「食」についての意識を高め、健康で豊かな食生活を実践できる環境づくりが必要です。

(7) 鳥獣被害防止【農林水産課】

鳥獣被害防止として侵入防止柵を整備し被害軽減に努めていますが、倒木等による破損箇所からの侵入により農作物被害が増大しており、対策は急務となっています。

表3－6 イノシシの捕獲実績

| | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 |
|------|-------|-------|-------|------|------|
| 捕獲頭数 | 279頭 | 211頭 | 410頭 | 641頭 | 718頭 |

(8) 環境保全型農業の推進【農林水産課】

農業全般にわたり、依然として化学肥料への依存が大きいため、農地の生産力の低下が懸念されています。農地の生産力を向上させるためには、自然環境に配慮した地力増進に向けた取組や農業の自然循環機能を活かした堆肥づくりが必要です。また、それに合わせて供給体制の見直しも必要不可欠です。

表3－7 堆肥センターの生産実績

| | 平成28/29年期 | 平成29/30年期 | 平成30/31年期 | 令和1/2年期 | 令和2/3年期 |
|-----|-----------|-----------|-----------|----------|----------|
| 生産量 | 1,271.03t | 1,468.11t | 2,076.32t | 1,968.0t | 2,173.2t |

【解決に向けた取組】

(1) 基盤整備【耕地課】

農業用施設や農道橋等の老朽化については、機能診断を実施し、補修対策工事等を行い、施設の機能維持及び長寿命化を図ります。

また、畑地かんがいについては、完了年度の迫る地区があるため、早期に受益者へ水利用効果等の情報を周知徹底し、畑地かんがい整備をより効果的に推進します。

(2) さとうきび【農林水産課】

令和2年度に徳之島さとうきび受委託調整センターを設立し、適期管理作業が

できる体制を整備しており、生産コストの低減・農家所得の向上・生産量確保に努めています。また、優良種苗の確保・育成・普及や健全な土づくり、病害虫防除の徹底等、総合的な施策を推進します。

(3) 園芸【農林水産課】

- ① 生産者組織の育成強化を図るため、関係機関・団体と連携しながら栽培技術研修会等を実施します。また、園芸作物全体の振興を図るため、畑地かんがい営農を推進します。
- ② 労働力不足解消に向けて、農業用ドローンをはじめとした省力化技術の導入や機械化体系を推進します。
- ③ 国庫補助事業等を活用しながら、農業機械や施設の事業導入を推進します。

(4) 畜産【農林水産課】

- ① 子牛の商品性向上を図るため、小規模農家に対して優良牛の導入・保留費用の助成やスタンチョン*1等の畜産資材の助成を実施します。

*1 スタンチョン：スタンチョンとは「首かせ」の意味である。飼槽の手前に柵状のスタンチョンを設置し、牛の前に給餌すると、牛がスタンチョンに頭を通過させ食べようとして頭を下げると、事前の手動での捕獲設定により自動ロック（鍵）がかかり首かせ状態になり、牛の捕獲が容易にできるというものです。

- ② ふん尿処理の適正化へ向けた普及啓発に努めます。

(5) 担い手及び就農者支援【農林水産課】

- ① 人・農地プランに基づく継続的な話し合い活動や新規就農者の確保育成により、将来の担い手を確保します。
- ② 就農サポートチームの指導マニュアルを作成することにより、少人数での指導巡回が可能になります。今後も農家の不安等を解消し、離農対策に努めます。

(6) 食育及び地産地消の推進【農林水産課】

「徳之島町地産地消及び食育の推進に関する条例」及び「徳之島町食育・地産地消推進計画」に基づき、保健福祉分野や教育分野、観光物産分野等の関係機関と連携を図りながら、継続して「食」に関する取組を実施します。

【具体的な取組】

- 地域食材を使った料理や郷土料理教室
- 食育出前授業
- 農林漁業体験
- 学校給食センターへの地域食材の供給促進

(7) 鳥獣被害防止【農林水産課】

鳥獣被害防止として、ICTなどの先端技術を用いた捕獲強化を図り、被害軽減や個体数減少に取り組むとともにジビエ活用も推進します。

(8) 環境保全型農業の推進【農林水産課】

土壌診断の実施や有機たい肥の普及促進に努めるとともに、堆肥センターの設備更新や新しい有機肥料の開発など、供給体制の再構築を図ります。

【前期基本目標】

(1) 基盤整備【耕地課】

| 成 果 指 標 | 令和2年度実績 | 目標値(令和8年度) |
|-----------|---------|------------|
| 畠地かんがい整備率 | 44.6% | 62.5% |

(2) さとうきび【農林水産課】

| 成 果 指 標 | 令和2年度実績 | 目標値(令和8年度) |
|---------|---------|------------|
| 収穫面積 | 1,101ha | 1,274ha |
| 単 収 | 5,110kg | 5,550kg |
| 生 産 量 | 56,261t | 70,692t |

(3) 園芸【農林水産課】

| 成 果 指 標 | 令和2年度実績 | 目標値(令和8年度) |
|----------|---------|------------|
| ばれいしょ生産量 | 2,800t | 4,400t |

(4) 畜産【農林水産課】

| 成 果 指 標 | 令和2年度実績 | 目標値(令和8年度) |
|----------|---------|------------|
| 繁殖雌牛飼養頭数 | 3,437頭 | 3,600頭 |

(5) 担い手及び就農者支援【農林水産課】

| 成 果 指 標 | 令和2年度実績 | 目標値(令和8年度) |
|--------------|---------|------------|
| 担い手農家(認定農家)数 | 92人 | 95人 |

(6) 食育及び地産地消の推進【農林水産課】

| 成 果 指 標 | 令和2年度実績 | 目標値(令和8年度) |
|-------------------|---------|------------|
| 地域食材を使った料理や郷土料理教室 | 延べ176人 | 延べ200人 |
| 農林漁業体験(植付と収穫) | 延べ207人 | 延べ230人 |

(7) 鳥獣被害防止【農林水産課】

| 成 果 指 標 | 令和2年度実績 | 目標値(令和8年度) |
|----------|---------|------------|
| イノシシ捕獲頭数 | 718頭 | 800頭 |

(8) 環境保全型農業（町堆肥センター）の推進【農林水産課】

| 成 果 指 標 | 令和2/3年期実績 | 目標値(令和8年度) |
|-----------|------------|------------|
| 堆 肥 生 産 量 | 2, 173. 2t | 3, 000t |

【現状と課題】 【農林水産課】

水産業については、漁業者の高齢化・減少、漁価の低迷、漁獲物の地元消費量の減少が、漁業者の生産意欲の減退を招き、漁村地域の活力を低下させており、多種多様な地魚の利用が進まず魚価の低迷が続いている。また、離島である徳之島では、燃油や漁業資材に対する輸送コストや漁獲物の島外出荷に係る輸送コストが、本土に比べると非常に割高となっており、漁業経営を圧迫しています。あわせて、今後の新規就業者の確保や育成などの取組も課題となっています。

表4 水産業の状況

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 漁獲量 | 77,034kg | 77,688kg | 71,675kg | 73,009kg | 82,367kg |
| 出荷量 | 25,019kg | 28,609kg | 25,745kg | 17,786kg | 25,961kg |
| 正組合人数 | 36人 | 35人 | 32人 | 29人 | 26人 |

【解決に向けた取組】 【農林水産課】

- ① 地産地消の推進に向けて、直売所等での試食販売やイベント等を開催します。
また、学校給食メニューへの地元水産物の利用を推進します。
- ② ソディカなどの低価格魚を活用した加工品開発及び販売強化を行います。
- ③ 島内消費の増大に向けて、お魚祭りの開催や小学校、中学校、高校でのお魚教室の実施、また、世界自然遺産登録を契機に増加が予想される観光客向けに朝市等を開催します。
- ④ 新規就業者確保については、国・県の事業を活用しながら1人でも多くの就業者を確保、支援します。

【前期基本目標】 【農林水産課】

○漁獲量及び新規就業者数

| 成 果 指 標 | 令和2年度実績 | 目標値(令和8年度) |
|---------|----------|------------|
| 漁獲量 | 82,367kg | 100,000kg |
| 新規就業者数 | 0人 | 5人 |

5

商工業の振興

【現状と課題】【地域営業課・おもてなし観光課】

経済情勢の影響を受け、本町の民間企業においては、新たな分野への事業展開や起業要望が多くみられるようになりました。

今後、ＩＣＴを活用した新規事業の創出や事業拡大、既存の事業を持続可能なものとする為には、新規事業との融合を推進するなど、担い手不足の解消や新たな雇用創出に向けた支援策が必要です。

表5－1 飲食店等事業所の状況

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 徳之島町 | 83件 | 116件 | 133件 | 121件 | 137件 |

表5－2 輸送支援量の状況

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------|--------|--------|--------|----------|----------|
| 黒糖焼酎 | — | — | — | 650,000ℓ | 926,648ℓ |

【解決に向けた取組】【地域営業課・おもてなし観光課】

本町の民間企業の経営支援を目的とする商工会育成事業やプレミアム商品券の発行に対する助成を継続することにより、消費者の購買意欲向上による島内消費の拡大を図り地域活性化に繋げます。また、地元企業による最先端導入計画の認定を支援するとともに、税制面や金融面での支援措置の活用を促し、ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業等の補助金申請に結び付くように努めます。

農林水産物等輸送コスト支援事業（加工品）の継続、並びに島内事業者の加工品等の宣伝・PRを島内外で実施し、売上げ向上に繋げることにより持続可能な事業となるよう支援します。また、生産者の意欲向上及び新規就労者の確保支援、製造量増加を目指します。さらに、担い手不足の解消につながる外国人技能実習生や研修生の増加も見込まれることから、相談等については国際交流担当課である企画課と連携を図りながらきめ細やかな対応と支援に努めます。

【前期基本目標】【地域営業課・おもてなし観光課】

○飲食店等の事業所及び加工品輸送支援

| 成 果 指 標 | 令和2年度実績 | 目標値（令和8年度） |
|------------|----------|------------|
| 飲食店等の事業所件数 | 137件 | 160件 |
| 加工品輸送支援 | 926,648ℓ | 1,460,000ℓ |

6

観光の振興

【現状と課題】【おもてなし観光課】

世界自然遺産に登録されたことから、入込客数の増大が期待され、観光客を地域に取り込むためにも、ＩＣＴ等を活用しながらアピールしていく必要があります。

また、来島者の満足度向上を図るためには、現在不足しているエコツアーガイドの育成、トイレや休憩施設等の観光施設整備並びに観光地の維持管理と保全などの課題があります。

表6－1 年次別入込客の状況

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|---------|
| 入込観光客 | 127,864人 | 129,358人 | 137,297人 | 143,883人 | 80,503人 |

表6－2 エコツアーガイド認定者の状況

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 徳之島町 | 3人 | 1人 | 3人 | 2人 | 0人 |

【解決に向けた取組】【おもてなし観光課】

本町の魅力や資源を有機的に結び、観光や産業、文化等を総合的に振興するために、徳之島観光連盟及び関係団体と連携を図りながら、積極的にＳＮＳ等で情報を発信し、入込客数の増大に繋げます。また、エコツーリズムの推進及びエコツアーガイドを育成するとともに、新たな観光資源の発掘や案内板の設置、トイレや休憩施設等の観光施設整備並びに観光地の維持管理と保全に努め、来島者の満足度向上に繋げます。

【前期基本目標】【おもてなし観光課】

○観光入込客数及び認定ガイド数

| 成 果 指 標 | 令和2年度実績 | 目標値(令和8年度) |
|-------------|---------|------------|
| 観 光 入 込 客 数 | 80,503人 | 145,000人 |
| 認定ガイド数(累計) | 9人 | 14人 |

【現状と課題】【企画課】

(1) I C Tを活用した人材の育成、新規事業の創出

低迷する経済情勢に影響を受け、本町の既存の民間企業においては、新たな分野への事業展開や起業要望が多くみられるようになりました。また、I C Tを活用した新規事業の創出や事業拡大等、事業者としての企画や経営ノウハウを活かし、本町に新たな雇用の創出を生み出す支援が必要とされています。

島内には大学等の高等教育機関がないことから、高校卒業後には8割以上の生徒が島外へ転出しています。若い世代のU・Iターンを誘発するための雇用の場・仕事の創出が求められています。また、大学等が身近に感じられる環境整備と本町の抱える課題解決にあたって、その学術・人的資源の活用が十分でない状況にあります。

本町は、2019年度に内閣府地方創生推進室がS D G s の達成に取り組む都市を選定する「S D G s 未来都市」に選定されるなど、地域の課題解決と持続可能な町づくりを推進しており、中でも現代のリテラシー*1であるプログラミングを教育の柱として位置づけ、政策として取り組んでいます。首都圏のI T企業と連携を図りながら、離島であっても都市部と同じレベルの教育を受けられる環境、島を離れた子ども達が安心して将来Uターンできる環境を整備する必要があります。

*1 リテラシー：リテラシーには次のような意味があります。

- ・物事を適切に理解／解釈すること
- ・理解／解釈したことを活用すること
- ・読み書き能力／知識

表7 プログラミング教室の受講状況

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----|--------|--------|--------|-------|-------|
| 小学生 | — | — | 11人 | 10人 | 13人 |
| 中学生 | — | — | — | 5人 | 6人 |

※ 「みらい創りラボ」井之川（離島版コワーキングスペース）において開校しているプログラミング教室の受講生数。

(2) 持続可能なシマ（集落）づくりによる雇用・人口の確保

本町では、少子高齢化に伴い総人口は年々減少しています。集落の自立に向けて集落支援員が様々な取組を実施していますが、今後は高齢者の人口減少も加速することが見込まれており、シマ（集落）の持続可能性に大きな影響を及ぼすことが想定されます。

【解決に向けた取組】【企画課】

(1) I C Tを活用した人材の育成、新規事業の創出

島外企業と島内企業、事業者などの「共創」を生み出すための「みらい創りラボ」井之川（離島版コワーキングスペース）等を活用し、テレワークやワーケーションを推進することにより、しごとの創出・I C T人材の育成・シマ（集落）づくりの基地化を推進します。

多様化する社会に対応するため、本町の民間企業の積極的な取組を支え、I C Tを活用した新しい働き方の促進や雇用の創出、新たな分野への事業展開を促進することにより産業の振興に努めます。

(2) 持続可能なシマ（集落）づくりによる雇用・人口の確保

各シマ（集落）の地域資源を価値化することにより、環境文化活用型体験・ツアーライ等の新たな産業による雇用を創出し、循環型の経済を開拓することを目指します。

また、集落支援員やN P O等との協働により様々なことにチャレンジできる機運を醸成し、住民が主体的に参画した「シマデザイン」を策定することにより自立した住みよい集落の形成に向けた取組を推進します。

【前期基本目標】【企画課】

(1) プログラミング教育の推進

| 成 果 指 標 | 令和2年度実績 | 目標値（令和8年度） |
|---------|---------|------------|
| 教 室 数 | 1 教室 | 3 教室 |

(2) シマデザイン策定集落数

| 成 果 指 標 | 令和2年度実績 | 目標値（令和8年度） |
|---------|---------|------------|
| 集 落 数 | 0 集落 | 4 集落 |

【現状と課題】【企画課】

ふるさと納税の市場は年々増加傾向にあり、全国の自治体が返礼品に力を入れています。本町においても、黒糖焼酎や南国フルーツなど徳之島ならではの返礼品を取り入れ、寄附件数は右肩上がりとなっています。これまで島外発送をしていなかった事業者も返礼品として全国に商品をPRできることから、化粧箱やパンフレットを作製するなど、事業者・生産者が活気づいてきている状況です。しかしながら、返礼品競争が激化しつつある中で、知名度が高い自治体やブランド品を返礼品として取り扱う自治体に寄附が集中している現状にあります。

また、本町が離島ということもあり、返礼品の配送に時間がかかることや台風などで輸送便が欠航することで、返礼品の配送に支障を来すことがあります。特に旬のフルーツなどでは、輸送便が長期欠航してしまうと品質が劣化してしまい、出荷量の減少を招いています。

表8 ふるさと納税寄附の状況

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 寄附件数 | 7,201件 | 16,672件 | 25,517件 | 31,293件 | 34,998件 |
| 寄附金額 | 132,223千円 | 350,317千円 | 487,849千円 | 652,890千円 | 526,349千円 |

【解決に向けた取組】【企画課】

今後もふるさと納税を成長させるために、寄附者の様々な選択行動を考慮し、E Cサイトの充実、S N S等を活用した様々な情報発信に努めます。

また、事業者においては需要を予測し、内容量やパッケージについて、ふるさと納税に合わせた商品開発を行います。

返礼品の配送については、地理的条件において輸送便の長期欠航は避けられないことから、加工品の開発に力を入れる必要があり、季節的な特産品を通年で販売できるメリットと、出荷量の増加につなげる取組を進めます。

【前期基本目標】【企画課】

○ふるさと納税寄附額

| 成 果 指 標 | 令和2年度実績 | 目標値(令和8年度) |
|---------|-----------|------------|
| 寄 附 件 数 | 34,998件 | 50,000件 |
| 寄 附 金 額 | 526,349千円 | 750,000千円 |

1

子育て支援・児童福祉の充実

【現状と課題】【介護福祉課】

本町においては、少子化の影響により子どもの自主性や社会性の育成、子どもの健やかな成長への阻害が懸念されるほか、核家族化や就労する女性の増加、近年の経済状況の悪化などにより子育て環境は厳しい状況にあります。従って、医療費等の助成事業や母子家庭への就労支援等、経済的支援のさらなる充実が求められています。

多様化する保育ニーズや待機児童対策に対応するためには、特別保育の推進や必要な保育士数の確保、保育の質の向上に向けた取組、また、老朽化に伴う施設建替えの推進などの課題、さらには、地域全体で子育てを支援していくための地域における子育て支援サービスの充実や子育て支援のネットワークづくりなど、地域が一体となった子育て環境づくりの整備が必要です。

表1 町内における受入児童及び待機児童の状況

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 受入児童数 | 332人 | 341人 | 359人 | 349人 | 338人 |
| 待機児童数 | 14人 | 12人 | 0人 | 0人 | 0人 |

【解決に向けた取組】【介護福祉課】

① 子育て支援体制の充実

各種手当や医療費助成による支援など、子育てに係る負担軽減に努めるとともに、国・県の動向をふまえ、必要に応じて子育て家庭が負担感の軽減を実感できる施策等の充実を図ります。

また、乳幼児を抱え育児支援が必要と認められる家庭に対し、必要な家事・育児等の援助や技術指導等と、ファミリーサポートセンター事業や地域子育て支援拠点事業等地域における子育て支援事業の充実を図り、子育て家庭が安心して子どもを生み育てられる環境づくりに努めます。

② 児童の健全育成の推進

保育所や幼稚園等の身近な機関における子育て相談を充実し、子育てに対する不安感の軽減を図るとともに、基本的な生活習慣や道徳を学ぶ場である家庭教育の充実を支援します。

また、徳之島町要保護児童対策地域協議会に属する各団体との連携体制を強化し、児童虐待の防止を図るとともに、民生委員・児童委員、子育て支援活動団体、地域ボランティア、自治会等の人的資源を活用した取組を促進することにより、地域において子どもが自由に遊ぶことができ、安心して過ごすことができる場所の確保を図ります。

③ 保育の充実

女性の社会進出や就労形態の多様化による保育所利用ニーズの多様化に対応するため、延長保育事業・病児保育事業・一時保育事業等の特別保育事業や放課後児童健全育成事業のさらなる促進と保育の質の向上や保育士確保対策の強化を図り、保育サービスの充実に努めます。

また、待機児童対策として、第2期徳之島町子ども・子育て計画を基に、地域における必要な定数の確保と施設老朽化への対応、北部地区における認定こども園の建設計画を進め、就学前教育・保育の機会を確保し、次世代を担う子どもの安全で安心できる場の確保と健やかな成長を支援します。

更には、令和3年度から公立の全ての幼稚園で給食の提供が始まったことから、現在給食の提供がない、尾母・井之川へき地保育所での給食の提供についても検討します。

【前期基本目標】【介護福祉課】

- 待機児童数「0人」の継続に努めます。

【現状と課題】【介護福祉課】

障害者総合支援法の施行により、身体・知的・精神に関する障がい福祉サービスが一元化され、さらには精神障がいに発達障がいを包括するなど、これらの制度に対応するためには、障がい福祉サービスの内容や提供体制の充実が必要です。

障がいのある人やその家族の高齢化の進行により、今後における生活支援が大きな課題となることから、ライフステージに応じた、きめ細かな支援やグループホームなど多様な生活の場の確保、地域内の福祉サービスの充実、医療的ケアとの連携など、障がいのある方やその家族への対応が重要です。

また、障がいのある方が経済的な自立により、地域での自立した生活の実現をめざす環境づくり、仕組みづくりが求められ、就労支援サービスの提供など、さらなる障がい者雇用施策の充実・推進が必要となっています。

障がいのある方が住み慣れた地域で安心して生活を送るために、相談や情報提供などの体制を整備し、必要とするサービスニーズへの的確な支援が必要です。また、虐待の防止や早期発見の観点からも、関係機関との連絡調整やシステム整備が課題であるとともに、発達障がいや高次脳機能障がいなど、新たな障がい者のニーズに応えられる相談支援事業体制の構築が必要です。

表2 障がい支援区分認定者の状況

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 有認定者数 | 90人 | 96人 | 99人 | 107人 | 110人 |

【解決に向けた取組】【介護福祉課】

① 安心して生活できる支援体制づくり

- ア 各障がいの特性を十分考慮し、障がいの起因となる疾病的予防や早期発見、リハビリに関する健康維持をめざした保健・医療サービスの充実を図ります。
- イ 個々の多様なニーズに対応するため、地域での暮らしを支える生活支援サービスの充実、居住の場の確保など、生活支援体制の整備・充実を目指します。
- ウ 自立して生活していくように、地域における相談支援・情報提供体制及びコミュニケーションに関わる支援・権利擁護の推進に努めます。

② 自立と社会参加の推進

- ア 社会活動に参加し、自立した生活をおくることができるよう、就業の場、雇用機会の確保に努めるとともに、事業所への雇用理解、障がい者への職業相談、職業訓練の充実など、雇用の促進を図ります。

イ 心身ともに充実した生活を送るために、スポーツ・レクリエーション活動、芸術・文化活動などへの参加を促進するとともに、活動内容の充実を目指します。

③ 人にやさしい地域社会づくり

ア 障がいのある子ども一人ひとりの個性を尊重し、適した教育が提供できる体制の充実を図るとともに、乳幼児期からの適切な療育、訓練、教育、進路指導の充実など、一貫して指導・支援する環境づくりを推進します。

イ 障がいの有無に関わらず互いに理解し合い、ともに支え合う共生社会の実現のために、広報・啓発活動や福祉教育を通じて、障がいに対する誤解や理解不足の解消を図ります。

ウ 地域において誰もが自立して安全で快適な生活を送れるよう、ユニバーサルデザインの考えに基づき、官民協働による住宅・公共施設、交通、教育等の生活環境の整備に務めます。

【前期基本目標】【介護福祉課】

○施設入所者の地域生活への移行

| 成 果 指 標 | 令和2年度実績 | 目標値（令和8年度） |
|------------|---------|------------|
| 6 %以上地域へ移行 | 29人 | 24人 |

3

健康・医療の充実

【現状と課題】【健康増進課】

本町の健康寿命は、令和元年KDB*1データによると、男性 76.7 歳、女性 83.6 歳であり、男性は全国平均より 3 歳短い状況となっています。また、国民健康保険の一人当たりの医療費は県平均より低いものの、全国平均より高くなっています。早世（65 歳未満人口に占める 65 歳未満死亡の割合）は、国は 1.8%ですが本町は 3.71%となっており県内においても早世の割合は高い地域といえます。

生活習慣病対策は、健診を受けて早期に健康状態を把握し発症予防及び重症化を防ぐことが重要であることから、予防可能な病気を発症させない取組を重点的に行い、医療費の適正化と健康寿命の延伸を目指します。

*1 KDB：国保データベースシステム

P D C A サイクルに沿ったデータヘルス計画の策定や実施等を支援するためのシステム。

表 3 生活習慣病対策の状況

| | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 令和元年 | 令和 2 年 |
|-----------|---------|---------|---------|-------|--------|
| 特定健診受診率 | 38.6% | 37.4% | 36.9% | 37.2% | 34.0% |
| 特定保健指導実施率 | 25.5% | 45.7% | 44.5% | 36.4% | 29.3% |

※ 出典：「KDB システム」

【解決に向けた取組】【健康増進課】

- ① 特定健診の受診率向上と生活習慣病対策を重点的に行い、高血圧、脂質異常症、糖尿病、メタボリックシンドローム等の対象者を減らすことで、予防可能な疾患（脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病性腎症）の発症予防及び重症化予防に努めます。
- ② 個人の健康づくりから地域全体の健康づくりとして、健康課題解決のために個人に適した健康づくり支援を行います。また、地区組織や職域団体等と連携し健康活動に習慣的に取り組む町民が増えることで、地域全体で健康になるまちづくりを目指します。
 - ア 特定健診を受診しやすい環境整備として、スムーズに健診を受けることができるよう集団健診における健診体制の整備や個別健診の周知啓発を行い、町民のニーズに応じた健診の実施を目指します。

イ　ＩＣＴを活用した健康づくりとして、スマートフォンやタブレット端末で特定健診情報を閲覧し、自身の健康づくりに役立てることができるようマイナンバーカードの活用について周知していきます。

ウ　健康無関心層や働き盛りの年代も、楽しみながら継続して健康づくりに取り組むことができるよう、健康づくりに取り組みやすい環境整備や健康ポイント事業を勧めています。

【前期基本目標】【健康増進課】

○特定健診受診率

| 成 果 指 標 | 令和2年度実績 | 目標値（令和8年度） |
|--------------------------|---------|------------|
| 健康づくり活動（特定健診受診等）に取組む人の割合 | 34.0% | 60.0% |

【現状と課題】

(1) 高齢者の現状と課題【健康増進課】

65歳以上の要介護認定率が17.1%と県平均より低く、「元気高齢者」が多い一方で、後期高齢者の半数以上が心臓病・高血圧症・筋骨格系など何らかの疾病を有しています。

高齢者にとって、疾病の早期発見、重症化予防は健康寿命延伸の最も重要な要素であることから、国保の保健事業、介護予防事業との連携をさらに強化し、高齢者一人ひとりが求めるサポートをきめ細やかに実施することが必要です。

表4－1 長寿健診の受診状況

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 長寿健診受診率 | 56.10% | 47.93% | 34.24% | 39.71% | 21.72% |

(2) 後期高齢者の状況と課題【健康増進課】

近年減少傾向にあった後期高齢者の被保険者数は、団塊の世代が後期高齢者医療に加入する令和4年以降は急増することが予想されます。

一人当たりの医療費は年々増加傾向にあるため、被保険者数の増加に伴い医療費の増加は避けられない状況です。医療費の急激な増加を抑制するためには、一人ひとりの健康状態に応じたきめ細やかで効率的な保健事業を展開していく必要があります。

表4－2 後期高齢者医療保険被保険者数及び一人当たりの医療費の状況

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 被保険者数 | 1,788人 | 1,758人 | 1,718人 | 1,678人 | 1,641人 |
| 療養諸費用額 | 806,813円 | 829,775円 | 822,514円 | 881,940円 | 828,784円 |

※ 「後期高齢者医療事業報告書」より抜粋しています。

(3) 後期高齢者医療保険料【健康増進課】

後期高齢者医療保険料の収納率については、ほとんどの方が年金からの天引き（特別徴収）であるため、極端に低くはないものの滞納者が固定化する傾向にあります。

収納率のさらなる向上を目指すには、新たな対策を講じる必要があります。

表4－3 後期高齢者医療保険料の収納率の状況

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 保険料収納率 | 99.47% | 98.65% | 99.25% | 99.66% | 99.41% |

(4) 介護認定【介護福祉課】

本町の高齢化率は県内では低いものの、亀津・亀徳を除く殆どの地区で約50%となっていることから、今後の人ロ減少や団塊世代問題から家族等の介護が見込めない人への支援を図る必要があります。

介護認定率の推移をみると、近年においては横ばい傾向となっているが、高齢者数の増加により認定者数の増加も見込まれます。

表4－4 介護認定者数の状況

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 認定者数 | 547件 | 537件 | 569件 | 531件 | 552件 |
| 認定率 | 16.7% | 16.2% | 17.1% | 15.8% | 16.3% |

(5) 介護保険事業特別会計【介護福祉課】

介護保険事業を円滑に取り組むためには、介護給付の適正化に向けた取組の強化に加え、地域状況に応じた介護予防をはじめとする総合事業のさらなる充実や在宅生活を支えるための支援、世代を超えた地域ぐるみで多様な人々が支えあう体制を強化することにより、家族等の介護が見込めない人への支援を図る必要があります。

表4－5 介護保険事業特別会計の状況

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|----|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 歳入 | 1,104,879千円 | 1,137,139千円 | 1,152,560千円 | 1,166,675千円 | 1,164,918千円 |
| 歳出 | 1,071,914千円 | 1,087,187千円 | 1,105,030千円 | 1,123,464千円 | 1,129,270千円 |

(6) 高齢者の雇用・社会参加の促進(シルバー人材センター)【住民生活課】

シルバー人材センターでは、高齢者が地域社会の中で自らの経験と知識を活かし、地域社会の担い手として、積極的な役割を果たしていくよう、清掃作業・農作業の補助・空き家管理等多岐にわたり活動しています。

また、雇用年齢の引き上げに伴い会員の減少が見込まれることから、人員の確保が今後の課題となっています。

表4－6 シルバー人材センター会員の状況

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----|--------|--------|--------|-------|-------|
| 会員数 | 165人 | 168人 | 172人 | 173人 | 173人 |

【解決に向けた取組】

(1) 高齢者福祉の充実【健康増進課】

KDBシステム等を活用したデータ分析の結果から、地域課題を明確化したうえで対象者を絞り込み、疾病の重症化予防や健康状態不明者に対する訪問指導などの個別的支援（ハイリスクアプローチ）を行います。また、通いの場（地域サロン等）にも医療専門職が積極的に関与し、健康教育や健康相談を実施します。

フレイル予防についての知識を深めてもらうこと、町の介護予防に関する事業（元気度アップポイント等）を広く知ってもらうことで自身の健康についての知識や興味を深め、自ら積極的に健康づくりに取り組んでもらう足掛かりにします。

(2) 医療費の抑制【健康増進課】

医療費の抑制については、令和2年度より実施している「一体的実施事業」の中で、フレイル予防に力を入れた取り組みを行い、地域、行政、関係各機関で連携し健康寿命の延伸を目指すために、高齢者が自らの健康に関する知識を深め、自主的に健康づくりに参加しやすい環境づくりに努めます。

(3) 後期高齢者医療保険料【健康増進課】

後期高齢者医療保険料の徴収については、被保険者証交付時に口座振替についての説明を丁寧に行い、制度切り替え時の普通徴収期間の納め忘れ等による滞納を解消します。また、滞納者へ早めの戸別訪問をこまめに行い、納付相談の機会を増やすことで納付意識の向上を図ります。

(4) 要介護者数の抑制【介護福祉課】

地域ケア会議等を通じて、地域の課題分析、不足している資源を把握・開発し、住民ボランティア等も参画するような多様な主体によるサービスを提供できる体制整備とともに、居宅サービス、介護施設サービス、地域密着型サービスの充実を図ります。

また、軽度の要介護者発生を抑えることが、要介護者全体の発生防止につながるため、引き続き通いの場への参加勧奨を行うとともに、フレイル予防・介護予防と重度化防止に向けた取組を関係機関と連携し一体的に推進します。

(5) 介護保険事業特別会計【介護福祉課】

各地域の状況に応じたサービスや基盤整備を検討します。特に、「通所」を中心に「訪問」や「泊まり」を一体的に提供できる小規模多機能型居宅介護の整備や認知症高齢者の増加が見込まれることから認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備を行います。

(6) 高齢者の雇用・社会参加の促進（シルバー人材センター）【住民生活課】

元気な高齢者の生きがいづくり及び雇用の場の確保として、引き続きシルバー人材センターの事業充実や活動支援を行います。

また、人材不足が顕在化しつつある産業界との兼ね合いも十分考慮し、登録者の増加対策として、ホームページの活用や市街地へのぼり旗を設置、ハローワークに専用コーナーを設置し、働く事に意欲的な高齢者的人材確保、安全講習会等による事故防止、安全就業に努め会員の増加を目指します。

【前期基本目標】

(1) (2) 長寿健診受診率【健康増進課】

| 成 果 指 標 | 令和2年度実績 | 目標値（令和8年度） |
|---------|---------|------------|
| 長寿健診受診率 | 21.72% | 50.0% |

(3) 後期高齢者医療保険料収納率【健康増進課】

| 成 果 指 標 | 令和2年度実績 | 目標値（令和8年度） |
|---------|---------|------------|
| 保険料収納率 | 99.41% | 99.7% |

(4) 要介護者数抑制のための施策【介護福祉課】

| 成 果 指 標 | 令和2年度実績 | 目標値（令和8年度） |
|--------------------|---------|------------|
| 認知症サポーターの養成者数 | 1,179人 | 1,400人 |
| サロンを含む住民主体の通いの場の数 | 32カ所 | 35カ所 |
| 元気度アップ・ポイント事業登録者数 | 835人 | 1,000人 |
| 元気度アップ地域包括グループ登録者数 | 410人 | 500人 |
| 生活応援隊登録者数の増加 | 107人 | 130人 |

(5) 介護保険特別会計【介護福祉課】

① 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

| 成 果 指 標 | 令和2年度実績 | 目標値（令和8年度） |
|---------|---------|------------|
| 事業所数 | 2カ所 | 3カ所 |
| 利用人数 | 27人 | 36人 |

② 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

| 成 果 指 標 | 令和2年度実績 | 目標値（令和8年度） |
|---------|---------|------------|
| 事 業 所 数 | 1カ所 | 2カ所 |
| 利 用 人 数 | 29人 | 58人 |

(6) シルバー人材センターの会員数【住民生活課】

| 成 果 指 標 | 令和2年度実績 | 目標値（令和8年度） |
|--------------|---------|------------|
| シルバー人材センター会員 | 173人 | 180人 |

5

地域福祉の充実

【現状と課題】【介護福祉課】

人口の減少、高齢化率の増加に伴い、ひとり暮らしや高齢者世帯が増え、女性の社会進出などが進み地域内における人間関係が希薄になりつつあります。そのため、住民自らが地域生活の課題を発見し、その解決に取り組むとともに、地域で支え合い、助け合う関係や仕組みづくりが必要です。

表5 人口の状況

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総人口 | 11,218人 | 10,968人 | 10,802人 | 10,649人 | 10,547人 |
| 65歳以上 | 3,272人 | 3,483人 | 3,330人 | 3,354人 | 3,386人 |

※ 資料：住民基本台帳 各年4月1日現在。

【解決に向けた取組】【介護福祉課】

地域の実態や住民ニーズを把握するとともに、住民レベルの自主的な地域福祉活動が促進するように、情報提供や関係機関との連携、交流機会の確保に支援を行います。

① 地域福祉ネットワークの充実

社会福祉協議会の地域福祉ネットワークと連携し、地域福祉アドバイザーの配置等を行うとともに、地域サロン等の充実を図り、高齢者等の生きがいや健康増進が図られるように支援します。

② 地域福祉活動の支援

ひとり暮らしの高齢者等、要援護者の見守り・支援活動を推進します。

③ 地域福祉の担い手づくりの推進

地域住民や民生委員・児童委員、ボランティアと協力し、地域福祉活動を推進する人材の育成と福祉に関する学習活動の充実を図ります。

【前期基本目標】【介護福祉課】

○地域サロン及びボランティア

| 成 果 指 標 | 令和2年度実績 | 目標値（令和8年度） |
|---------------|-------------|-------------|
| 地域サロン開催数・参加人数 | 157回・1,574人 | 210回・2,300人 |
| ボランティア実働人数 | 20人 | 40人 |

1

自然環境・生態系の保護・保全

【現状と課題】

(1) アマミノクロウサギの交通事故防止【おもてなし観光課】

徳之島には、アマミノクロウサギをはじめとするこの地域だけに暮らす固有な動物が数多く生息しており、国や県、地元行政や地域住民との連携による希少種保護活動の結果、生息数は年々増加傾向にあり、農道や町道、県道等においてその姿を確認することができます。

一方で、下表のとおり道路上におけるロードキル件数は増加傾向にあり、国際自然保護連合からロードキルによる希少種への影響を低減する対策を行うよう具体的な指示が出されています。

表1－1 アマミノクロウサギのロードキル件数

| | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 |
|---------|-------|-------|-------|------|------|
| ロードキル件数 | 8件 | 8件 | 19件 | 16件 | 16件 |

(2) 侵略的外来種に対する駆除活動の展開【おもてなし観光課】

人間の活動に伴い、他地域から持ち込まれた種を外来種と呼び、園芸の花や畜産の飼料など、多くの外来種が生活環境の発展に寄与してきました。しかしながら、在来の生物に悪影響を及ぼすなど極めて深刻な被害をもたらす侵略的外来種が、島内において複数種確認されています。種によっては、奄美群島国立公園や世界自然遺産地域への侵入が確認されており、世界自然遺産の価値である生物多様性を保全するうえで、大きな脅威になることが懸念されています。

表1－2 徳之島における主な外来種

| 分類 | 和名 |
|------------|---|
| 特定外来生物 | オオキンケイギク・ボタンウキクサ |
| 緊急対策外来種 | アメリカハマグルマ |
| 重点対策外来種 | ホティアオイ・セイタカアワダチソウ |
| 鹿児島県指定外来植物 | メリケントキンソウ・アメリカネナシカズラ・ポトス（オウゴンカズラ）・ムラサキカッコウアザミ |

(3) 海岸漂着物【住民生活課】

海岸に漂着するごみの処理費用は年々増加しています。海岸漂着物の内容も陸地のごみが河川等から海に流れ出た物、国外から漂着した物などが見受けられます。

中でも漁具（浮きや網、ロープやブイ等）など処理困難物の処理に多額の費用がかかるだけでなく、ウミガメ等の海洋生物へ悪影響を及ぼすマイクロプラスチックの問題など、海の自然環境保護の観点からも重大な問題だと言えます。

表1－3 海岸に流れ着いたごみの状況

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----|--------|--------|---------|--------|--------|
| 回収量 | 67.0 t | 66.0 t | 110.3 t | 85.7 t | 79.8 t |

(4) 野良猫対策【住民生活課】

徳之島は、アマミノクロウサギをはじめとする希少野生動植物の重要な生息地となっていることから、喫緊の問題として「ネコによるアマミノクロウサギ等の希少動物の捕食」が取り上げられています。この問題解決のためには、飼い猫の適正飼養の推進及び野ネコ・野良猫の抑制といった「供給源対策」と「森林部からの捕獲・排除」を並行して実施する必要があります。

また、イヌ等の家庭飼育動物についても、自然環境や地域社会との関わりを十分に考慮し、その飼養及び管理を適切に行うことが求められています。

表1－4 野良猫の捕獲・不妊又は去勢手術の状況

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 野 良 猫 | 260匹 | 45匹 | 187匹 | 144匹 | 193匹 |

(5) 本町北部地区【花徳支所】

本町の北部地区は、国立公園に指定されている地域を多く含んでおり、国が指定する特別天然記念物であるアマミノクロウサギをはじめウミガメなどの希少動物や徳之島固有の希少動植物が生息・生育しています。令和3年7月に世界自然遺産へ登録され、観光客の増加が見込まれる中、徳之島固有の希少動植物のロードキルや盗掘・盗採の被害増加などが懸念されています。

また、海に目を向けると、ウミガメや天然記念物であるオカヤドカリが産卵に訪れる砂浜には、漂着ごみが多く、毎年、ボランティア清掃を行っていますが、漂着ごみ問題の解決にはつながっていない状況です。

表1－5 金見海岸クリーン作戦実施状況

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 参加人数 | 約100人 | 約100人 | － | 約90人 | 約230人 |

【解決に向けた取組】

(1) アマミノクロウサギの交通事故防止【おもてなし観光課】

アマミノクロウサギのロードキルを低減するには、車両を運転する地域住民や観光客が、アマミノクロウサギの習性と生息域を理解する必要があることから、生息域周辺でのロードキル注意喚起看板の設置、ポスター・チラシ、防災無線等を活用した呼びかけを行います。

また、交通事故の発生原因を詳しく調査するとともに、センサーダブルを活用した周辺地域のモニタリングを行い、アマミノクロウサギが利用する獣道の確認や出現頻度を確認し、必要に応じて防獣ネットを設置するなど、道路への出没を可能な限り未然に防ぐ対策を講じます。

(2) 侵略的外来種に対する駆除活動の展開【おもてなし観光課】

既に定着している侵略的な外来種について、侵入状況等を把握し、特に対策の必要性が高い種に焦点を絞り対策を行うとともに、徳之島に未定着な侵略的外来種の目撃情報について情報収集に努めます。

侵略的外来種への対策を強化するため、専門的知見による効果的な駆除方法を確立するとともに、住民との協働による駆除活動を行います。

(3) 海岸漂着物対策【住民生活課】

地域ボランティア活動や海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金を活用し、海岸漂着物の回収や処理を行っています。また、各集落への清掃依頼のほか、不法投棄防止の看板の設置や分かりやすいごみの分け方、出し方ガイドのポスターによる啓発についても、引き続き事業補助金を活用して実施します。

(4) 野良猫対策：TNR事業、飼い猫等の適正飼養の推進【住民生活課】

野良猫をこれ以上増やさないために、徳之島三町ネコ対策協議会において、引き続き（T）野良猫を捕獲し、（N）不妊・去勢手術を行い、（R）元の場所に戻すTNR事業を実施します。

また、町広報紙やチラシなどで、飼い猫やその他の動物の適正飼養を促す普及啓発活動を関係機関と協力して行います。

(5) 本町北部地区【花徳支所】

希少動植物などのロードキル防止等については、世界遺産に登録されたことにより増加することが予想される観光客に向け、パンフレットなどを活用し、希少動植物のロードキル対策や盗掘・盗採防止についての注意喚起、ナイトツアーガイドによる森林への入域制限、道路への希少動物の侵入防止対策の強化、希少植物の盗掘・盗採防止パトロール、夜間の車両のスピード抑制のための対策について、関係機関との連携を図りながら取り組む必要があります。

また、漂着したごみの問題についても、関係機関と連携を図りながら、海洋汚染の実態やそのことがきっかけで起こる様々な問題を共有する機会をもつことと海岸を利用したイベント開催時には、主催者と連携を図り、海のボランティア清掃への協力を求めていくことにより、ごみの分別やリサイクルごみへの理解・海のボランティア清掃への参加者の増加が期待され、自然環境教育への関心の高まりと保護・保全にも繋げていきます。

【前期基本目標】

(1) アマミノクロウサギの交通事故防止【おもてなし観光課】

| 成 果 指 標 | 令和2年度実績 | 目標値(令和8年度) |
|------------|---------|------------|
| ロードキル件数の減少 | 16件 | 10件 |

(2) 侵略的外来種に対する駆除活動の展開【おもてなし観光課】

| 成 果 指 標 | 令和2年度実績 | 目標値(令和8年度) |
|--------------------------|---------|------------|
| 侵略的外来種の調査 及び駆除作業(人/日) | 200人/日 | 300人/日 |
| 住民との協働による 外来種駆除作業回数 | 0回 | 10回 |

(3) 海岸漂着物回収量【住民生活課】

| 成 果 指 標 | 令和2年度実績 | 目標値(令和8年度) |
|----------|---------|------------|
| 海岸漂着物回収量 | 79.8t | 60.0t |

(4) 野良猫の不妊・去勢手術数【住民生活課】

| 成 果 指 標 | 令和2年度実績 | 目標値(令和8年度) |
|----------|---------|------------|
| 不妊・去勢手術数 | 193匹 | 50匹 |

(5) 北部地区海のボランティア清掃【花徳支所】

| 成 果 指 標 | 令和2年度実績 | 目標値(令和8年度) |
|---------|---------|------------|
| 実施回数 | 2回 | 5回 |

【現状と課題】

(1) 再生可能エネルギーの利用の推進【企画課】

本町では、「徳之島町地域新エネルギー・ビジョン」に基づき、太陽光発電などの再生可能エネルギーの活用を推進し、地球温暖化防止への寄与に努めております。

現在、町内8箇所の公共施設に太陽光発電設備が導入されているほか、徳之島ダムにおいて放流水を活用した小水力発電施設も整備しています。

太陽光、水力などの再生可能エネルギーの導入は、エネルギー自給率の向上や温室効果ガスの削減等にとって重要であることから、引き続き、地域の産業振興や雇用創出にもつながるエネルギーの地産地消の取組を推進していく必要がありますが、新たな再生可能エネルギーの導入の際には、多額の費用（イニシャルコスト）が掛かることから、財政の確保が必要不可欠となります。

表2－1 再生可能エネルギーの整備状況

| 再生可能エネルギー | 整備場所 | 整備年度 |
|-----------|----------------|--------|
| 水 力 発 電 | 徳之島ダム発電所 | 平成29年度 |
| 太 陽 光 発 電 | 亀津中学校 | 平成27年度 |
| | 亀徳小学校 | 平成27年度 |
| | 尾母小学校 | 平成27年度 |
| | 神之嶺小学校 | 平成27年度 |
| | 山中学校 | 平成27年度 |
| | 花徳小学校 | 平成16年度 |
| | 総合食品加工センター美農里館 | 平成27年度 |
| | 保健センター | 平成27年度 |

(2) 使用済自動車及び廃家電【住民生活課】

徳之島三町から排出される使用済自動車及び廃家電は、島内で全ての処理をすることが出来ない為、本土へ輸送する必要があります。そのため離島地域では島外へ搬出する際に海上輸送費用が必要となり排出者の負担が大きくなっています。このような状況は、不法投棄が発生しやすくなるので排出者の負担をどのように軽減するかが課題となっています。

表2－2 自動車と家電リサイクルの状況

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 使用済自動車 輸送台数 | 1,040台 | 1,450台 | 1,600台 | 2,025台 | 1,758台 |
| 家電輸送台数 | 1,460台 | 1,610台 | 1,645台 | 1,833台 | 1,933台 |

(3) 下水道・浄化槽汚泥及びし尿処理【建設課】

現在、徳之島町浄化センター内で処理している下水道汚泥については、脱水処理し土壤改良材等として、農家に引き取りをお願いしています。

令和3年度より、浄化センター内前処理施設において浄化槽汚泥及びし尿処理を開始したため脱水汚泥量が増加しています。そのため、堆肥化施設の整備が必要となっています。

表2－3 下水道汚泥発生量の状況

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----|--------|--------|--------|-------|-------|
| 汚泥量 | 70t | 91t | 95t | 92t | 130t |

【解決に向けた取組】

(1) 再生可能エネルギーの利用の推進【企画課】

イニシャルコストの低減として、国・県が実施する各種補助事業の活用が見込まれることから、今後の補助事業の動向を注視し、町財政に負担の掛からない再生可能エネルギーの導入に努めます。

また、世界自然遺産に登録されたことも踏まえ、自然公園等の保護地域や希少な動植物等への影響にも十分配慮し、地域特性を生かした更なる再生可能エネルギーの導入を図ります。

(2) 使用済自動車及び廃家電への取組【住民生活課】

排出者の負担を軽減する為、公益財団法人自動車リサイクル促進センターによる「離島対策支援事業」や一般社団法人家電製品協会による「離島対策事業協力」を活用し、島外への搬出費用の低減に取り組んでいます。また、各事業を円滑に運用するため「徳之島地区リサイクル促進協議会」を設置しています。

(3) 下水道・浄化槽汚泥及びし尿処理【建設課】

社会資本整備総合交付金事業（下水道事業）により、徳之島町浄化センター内で処理している下水道・浄化槽汚泥及びし尿について、堆肥化施設を建設し、緑農地還元を行うことにより、循環型社会の推進を図ります。

【前期基本目標】

(1) 再生可能エネルギーの利用の推進【企画課】

| 成 果 指 標 | 令和2年度までの実績 | 目標値（令和8年度） |
|----------------|------------|------------|
| 再生可能エネルギー導入施設数 | 9箇所 | 10箇所 |

(2) 使用済自動車及び廃家電への取組【住民生活課】

町ホームページや広報紙において周知や啓発を行うことによって、使用済自動車や廃家電の処理が適正に実施され、不法投棄発生の防止を目指します。

(3) 脱水汚泥堆肥化の推進【建設課】

| 成 果 指 標 | 令和2年度実績 | 目標値（令和8年度） |
|----------|---------|------------|
| 脱水汚泥堆肥化率 | 0 % | 100 % |

【現状と課題】【農林水産課】

本町の森林面積は 5,505ha であり、10,492ha の総面積に対し、52%を占めています。そのうち地域森林計画の対象となる民有林が 4,015ha あり、それらの殆どがイタジイやイジュ等を主体とした天然林で構成されています。これらの森林は、林業生産活動の場だけでなく、水源涵養や山地災害防止等にも重要な役割を果たしています。

林業の基盤となる林道の整備については、これまでに総延長約 26.9km のうち 74% にあたる約 20km を舗装しました。しかしながら、木材価格及び需要の低迷、採算性悪化などにより林業従事者の減少や高齢化が進み、森林の荒廃に繋がっているほか、松くい虫などの森林病害虫の被害を受け、枯損木が多数見受けられる現状があり、森林の持つ公益的機能を維持・増進を図る観点から、森林の荒廃防止や里山林の整備は急務となっています。

また、本町の森林には、世界自然遺産登録を受けた国立公園に属する地域もあるため、自然環境に配慮した森林の計画的な育成・間伐などを推進していく必要があります。

表3 林業の現状

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|-------------------|--------------------|
| 森林整備面積 | 101ha | 71ha | 102ha | 70ha | 97ha |
| 林産物(薪)生産量 | — | — | — | 93 m ³ | 111 m ³ |

【解決に向けた取組】【農林水産課】

- ① 保育間伐などの森林整備により森林内の有用樹種の構成割合を高め生産性の高い森林づくりを行うほか、過密林分の解消などにより水源涵養機能及び土砂流出防止機能を高めます。
- ② 松くい虫被害を受けた枯損木を伐倒・除去することで里山林の機能回復を図り、森林の公益的機能向上を推進します。
- ③ 輸送コスト支援事業などを活用し、本町の林産物などの出荷支援体制を構築します。
- ④ 森林環境譲与税を活用した木製製品の導入や公共施設等への木材利用を促進することで木育の普及啓発を図ります。

【前期基本目標】【農林水産課】

○森林整備及び林業振興

| 成 果 指 標 | 令和2年度実績 | 目標値（令和8年度） |
|-----------|--------------------|--------------------|
| 森林整備面積 | 97 ha | 121 ha |
| 林産物(薪)生産量 | 111 m ³ | 138 m ³ |

【現状と課題】

(1) 電気通信施設等情報化施設（ブロードバンド施設）【総務課】

本町では、ブロードバンドゼロ地域の解消に向けて、ADSLやFTTH*1の整備を進めており情報通信のインフラ整備は整いつつありますが、約1割の条件不利地域が存在することが課題となっています。

また、本町の9割のエリアでインフラ整備が進んでいるものの、インターネット利用率は低く、地域住民がICTの恩恵を受けているとは言い難い状況です。

表4－1 FTTHの加入状況

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-------|---------|---------|---------|---------|
| 対象世帯数 | 2,677世帯 | 2,677世帯 | 2,674世帯 | 2,667世帯 |
| 加入数 | 916件 | 1,009件 | 1,113件 | 1,234件 |
| 加入率 | 34% | 38% | 42% | 46% |

*1 FTTHとは、光ファイバーを使った家庭向けの通信サービスを意味する「Fiber To The Home」の略称で、光ケーブルの配線方法を表す言葉の一つです。

(2) 本町北部地区【花徳支所】

本町北部地区は、希少な野生動植物が生息・生育している手付かずの自然が多く残り、世界自然遺産登録地の山々を有する地域です。

地域内の金見集落では「農山魚村滞在型旅行泊食分離実証事業」を活用して、金見G B E T協議会が立ち上がり、(一社)金見あまちゃんクラブが中心となり、農業体験や「金見おさんぽマップ」を利用した、集落のまちあるきやサイクリングなどのアクティビティ情報を発信、また、「ジビエカフェとうぐら」では、郷土料理やジビエ（猪）料理を提供しています。

現在、各集落（手々・金見・母間）のマップ作成が行われ、地域が主体となつた観光客の受入体制構築が図られつつありますが、北部全体の情報発信までには至っていない現状です。

今後、世界自然遺産の登録により増加が見込まれる観光客に向けて、各集落に人の流れを生み出していくような情報発信の構築が必要となっています。

表4－2 集落マップ作成状況

| 事業名 | 名称 | 作成年度 |
|-----------|------------|--------|
| 集落マップ作成事業 | 手々まちあるきマップ | 平成28年度 |
| | 金見おさんぽマップ | 平成30年度 |
| | ぼ マ ッ プ | 令和2年度 |

【解決に向けた取組】

(1) 電気通信施設等情報化施設（ブロードバンド施設）【総務課】

本町が整備する光ファイバーを電気通信業者へ貸し出し（I R U契約）、民間による低コストで効率的な情報通信サービスの提供に努めます。また、条件不利地域においても地域特性に応じたインフラ整備を進めます。

今後は、総合的、中・長期的な視点から、情報化社会に対応した行政サービスの拡充を図るとともに、地域住民の多様なライフスタイルやニーズにあったI C Tの利活用を促進します。

(2) 本町北部地区【花徳支所】

これまでに構築されている、金見集落を中心とした情報発信体制や各集落のマップ等を活用して北部地区の地域経済活性化を図るほか、世界自然遺産登録地を有する地域としての強みを生かし、今後見込まれる観光客の増加に向けての情報発信基盤として、「徳之島町北部地区観光情報等ポータルサイト作成事業」、「徳之島町北部地区観光マップ作成及び地名表示板設置事業」、「S N Sや動画共有サイトを活用した徳之島町北部地区P R事業」を実施し、デジタルやアナログを活用した北部地区における多角的な観光P Rに取り組みます。

また、観光客の増加と併せてレンタカー等による道路利用者の増加も見込まれることから、道路・観光情報の発信機能や休憩機能、地域連携機能といった道の駅機能を備えた「(仮)徳之島町観光拠点施設」を整備（令和6年度運用開始予定）し、交流人口の拡大による地域振興に加え、多様な情報発信ネットワークの確立を目指します。

【前期基本目標】

(1) F T T Hの加入率【総務課】

| 成 果 指 標 | 令和2年度実績 | 目標値（令和8年度） |
|---------|---------|------------|
| 加 入 率 | 4 6 % | 7 0 % |

(2) 北部地区的地域情報化の推進【花徳支所】

| 成 果 指 標 | 令和2年度実績 | 目標値（令和8年度） |
|---------------|---------|------------|
| 集 落 マ ッ プ 作 成 | 3 件 | 5 件 |
| 北部地区の各情報発信 | 0 件 | 4 件 |

5

公園緑地の整備

【現状と課題】【建設課】

総合運動公園は、施設の老朽化に伴い、町単独費による修繕や改修・撤去等が増え、通行できない橋や散策路、機能していない施設が多くなっています。これらに対応するため、平成 29 年度に公園施設長寿命化計画策定を行い、長寿命化支援事業により整備に着手していますが、目標達成については、厳しい財政状況もあり難しい状況となっています。

表5 都市公園施設の状況（総合運動公園長寿命化）

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|-----|----------|----------|----------|-------|---------|
| 目標率 | — | 1.8% | 12.3% | 19.3% | 29.8% |
| 達成率 | — | 1.8% | 2.2% | 15.9% | 20.3% |

【解決に向けた取組】【建設課】

本町の財政状況を勘案しながら、長寿命化計画に基づき、野球場施設・プール施設・テニスコート多目的広場施設・陸上競技場施設等の延命化を図る改修、改築工事を進め、利用者が安全で安心して使用できる都市公園の再整備に取り組みます。

【前期基本目標】【建設課】

○総合運動公園長寿命化

| 成 果 指 標 | 令和 2 年度実績 | 目標値（令和 8 年度） |
|---------|-----------|--------------|
| 実 施 率 | 20.3% | 100.0% |

6

住環境の充実

【現状と課題】

(1) 公営住宅【建設課】

現在、本町には511戸の町営住宅があり、その中には、老朽化住宅・居住水準以下の住宅が、相当数存在しており、これらの建替や改善事業を促進する必要がありますが、地方財政の悪化に加え、国庫補助金の減少等、その整備が困難な状況になりつつあります。

表6－1 公営住宅の整備状況

| 区分 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|---------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 建替・建設戸数 | 4戸 | 6戸 | 4戸 | 4戸 | 4戸 |
| 改修工事戸数 | 0戸 | 0戸 | 0戸 | 6戸 | 12戸 |

(2) ごみの減量化【住民生活課】

本町の人口は年々減少していますが、一人当たりのごみの年間排出量は増加傾向にあります。

徳之島三町の一般廃棄物処理計画では、令和7年度までにごみの焼却量を10%削減する事を目標としており、ごみの減量化は本町だけでなく徳之島全体の問題となっています。

表6－2 本町の人口及びごみの排出量

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 人口 | 11,181人 | 10,969人 | 10,766人 | 10,566人 | 10,455人 |
| 排出量 | 4,020t | 3,947t | 3,980t | 3,886t | 3,919t |
| 一人当たりの年間排出量 | 359.5kg | 359.8kg | 369.7kg | 367.8kg | 374.8kg |

(3) 本町北部地区【花徳支所】

本町は近年、特殊出生率は全国上位に位置するものの、少子化による自然減少と転入減・転出増による社会減少が共に大きく、人口減少が進行し深刻化しています。人口の減少は、地域生活の活力低下を招くばかりではなく、地域経済にも大きな影響を及ぼし地域の存続に関わる深刻な問題となっています。

また、北部地区の少子高齢化は町内でも特に顕著であり、増えしていく空き家を活用した移住定住促進による地域の活性化が急務となっています。このことを受け、北部地区では、平成25年度に「U I Oターン支援体制構築事業」として、

手々集落においてアンケートによる空き家調査を実施、また、平成 27 年度には「島暮らし促進事業」として、北部地区（母間・花徳・轟木・畦・山・金見・手々）で集落住民が中心となり空き家調査を実施しましたが、様々な課題があり空き家バンク登録や活用までには至っていない現状です。

【解決に向けた取組】

（1）公営住宅【建設課】

本町の財政状況を勘案しながら、建替や改善事業に加え計画的な長寿命化につながる修繕を実施し、若年層から高齢者の方々が、快適な生活を享受できる居住性の高い住宅の整備に取り組みます。

（2）ごみの減量化：ごみの発生抑制、再利用、再資源の推進【住民生活課】

ごみの発生抑制、再利用及び再資源を推進するために、家庭ごみの正しい分け方・出し方の分かりやすい手引書やポスターによる周知、事業者へのごみの減量化と適正処理の推進、ごみに関するホームページ等による情報を発信するなど、リサイクルの向上によるごみの減量化に取り組みます。

（3）本町北部地区【花徳支所】

急速な高齢化と人口減少が同時に進行する中で、地域の活力維持・活性化を図るために、増加する空き家を活用した移住定住促進への取組が必要です。

北部地区では、令和3年度に地域との協働により「徳之島町北部地区空き家活用計画策定」事業を実施し、北部地区の校区毎にワーキンググループを設置しました。その中で、空き家の利活用に関する課題の掘り起こしや地域の求める移住定住者層の意見を集約するほか、利活用できる空き家のリスト化や行動計画を作成することにより、具体的な取組に繋げていきます。

また、空き家利活用計画策定後は、移住定住希望者のニーズと各集落が求める活用方法が合致するような取組を行うことによって、「移住定住促進」の確立を目指します。

【前期基本目標】

（1）公営住宅の長寿命化【建設課】

| 成 果 指 標 | 令和2年度実績 | 目標値（令和8年度） |
|---------|---------|------------|
| 実 施 率 | 32.0% | 100.0% |

(2) ごみの減量化【住民生活課】

| 成 果 指 標 | 令和2年度実績 | 目標値（令和8年度） |
|---------|----------|------------|
| ごみの排出量 | 3, 919 t | 2, 919 t |

(3) 北部地区空き家活用【花徳支所】

| 成 果 指 標 | 令和2年度実績 | 目標値（令和8年度） |
|---------|---------|------------|
| 活用物件数 | 1 件 | 8 件 |

1

生涯学習・生涯スポーツ活動の振興

【現状と課題】【社会教育課】

(1) 生涯を通じた学習機会の充実及び学習拠点の機能強化

町民が生きがいを持って暮らしていくためには、町民が主体的に、生涯にわたって学習でき、その成果を地域社会で発揮できるという生涯学習社会づくりが求められています。本町では、生涯学習センターと各地区の公民館などを拠点として、地域に根ざした住民活動や学習活動の生涯学習活動を展開しています。

しかし、現状は人口減少に伴う、公民館講座の受講者数の減少・多世代間の希薄化など、地域社会の教育力の低下が生じつつあります。今後は、さらに広く学習者の興味や関心を呼び起こす啓発活動を行い、積極的に学習機会を提供していく必要があります。

また、個人の学習成果が社会的に認められることが、次の学習への動機づけになることから、個人の学習活動の発表の場の創出や学習によって身についた知識や技術の活用を促進する必要があります。

表1－1 各施設の利用状況

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|----------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 生涯学習センター | 22,499人 | 20,471人 | 16,795人 | 16,087人 | 8,599人 |
| 文化会館 | 34,579人 | 28,807人 | 25,981人 | 21,029人 | 8,607人 |

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数が減少。

(2) 生涯スポーツの普及・支援、競技スポーツの振興及び体育施設の機能強化

スポーツ・レクリエーションは、町民の健康づくり、体力づくりに資するとともに、生きがいや楽しみとする日常活動としても重要となっています。

近年、生活水準の向上、余暇時間の増大、健康意識の高まりなどから、町民のスポーツ・レクリエーション活動のニーズは多様化・高度化が進むとともに、高齢化の進行に伴って、生涯を通じたスポーツ活動に対するニーズも増加しています。

スポーツ少年団活動においては、少子化に伴い競技人口が減少傾向にあり、多種多様な競技分野の拡充を提供できるよう指導者の養成が必要となっています。

しかしながら一方で、体育施設の老朽化などの環境整備や指導者の不足などの課題が指摘されています。

今後は、ライフステージや町民一人ひとりのライフスタイルに応じた、多様なスポーツ種目の普及・進行が必要となり、そのための各種スポーツ施設と地域スポーツクラブの整備が求められています。

表1－2 各施設の利用状況

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 体育センター | 18,449人 | 18,638人 | 19,318人 | 15,002人 | 14,124人 |
| 総合運動公園 | 29,562人 | 32,188人 | 36,453人 | 46,026人 | 30,134人 |

【解決に向けた取組】【社会教育課】

(1) 生涯を通じた学習機会の充実及び学習拠点の機能強化

① 生涯を通じた学習機会の充実

郷土の誇る伝統的な向学心を大切にするため、生涯学習推進体制の円滑な運営を図り、また心豊かな日々を過ごせるよう、社会教育諸条件の整備充実に努めます。

関係各機関との連携により、指導者の養成と確保に努め、自主的学習活動を積極的に推進し、社会教育の振興及び発展に努めます。

② 学習拠点の機能強化

生涯学習センターを中心に、生涯学習の拠点である図書館や公民館の機能強化に努めます。

公民館講座の新規講座開設にも積極的に取り組み、子どもから高齢者まで幅広い世代に、学びの機会の提供を推進します。

(2) 生涯スポーツの普及・支援、競技スポーツの振興及び体育施設の機能強化

① 生涯スポーツの普及・支援

誰もが気軽に始められる軽スポーツやニュースポーツなど、多様なスポーツ事業や情報の提供を推進します。

多種多様な競技分野における指導力の向上をめざし、生涯スポーツの指導者の養成、研修を図るとともに、様々なスポーツ愛好者団体の支援に努めます。

② 競技スポーツの振興

徳之島スポーツアイランド推進協会と連携し、あらゆるスポーツ団体等の誘致、支援を行い、交流人口の拡大に努めます。また、プロ選手やトップアスリート等を招聘してのスポーツ教室や講演会等を開催し、競技力の向上や人材育成に努めます。

③ 体育施設の機能強化

都市公園における長寿命化計画において、老朽化した体育施設を年次的に改修や機能強化を行い、町民が安心・安全に利用できる環境作りに努めます。

【前期基本目標】【社会教育課】

(1) 公民館講座数

| 成 果 指 標 | 令和2年度実績 | 目標値（令和8年度） |
|-------------|---------|------------|
| 公 民 館 講 座 数 | 3 5 講座 | 4 0 講座 |

(2) スポーツ少年団登録単位団数

| 成 果 指 標 | 令和2年度実績 | 目標値（令和8年度） |
|---------------------------|---------|------------|
| ス ポ ー ツ 少 年 団 登 録 単 位 团 数 | 1 8 团体 | 1 9 团体 |

【現状と課題】【社会教育課】

(1) スマートフォンやインターネット等の適切な利用の推進

現在、徳之島町でもスマートフォンやインターネットの使用や所持が年々低年齢化および増加しています。この状況に伴い依存症や関連するトラブルが増えているにもかかわらず、フィルタリング率は低下していることから、各家庭でのペアレントコントロールが機能していない状況にあると考えられます。

特に深夜におよぶ過剰使用は生活サイクルが乱れ、不登校や引きこもりへ連鎖する傾向が強く、青少年が充実した学生生活を送るために早急な改善が必要であると考えています。

表2－1 小中学生のインターネット使用状況

| | 平成30年度 | 令和2年度 |
|----------------|--------|-------|
| 小学生のインターネット使用率 | 85.8% | 91.2% |
| 小学生の専用機器所持率 | 37.6% | 40.1% |
| 小学生フィルタリング率 | 59.4% | 44.1% |
| 中学生のインターネット使用率 | 92.9% | 99.2% |
| 中学生の専用機器所持率 | 50.0% | 65.9% |
| 中学生のフィルタリング率 | 78.7% | 66.6% |

(2) 地域行事への参加促進

変化の激しい現在社会の中で、青少年が社会的に自立した個人として公共の場へ積極的に参加していくようになるためには、自立性や社会性を身につける必要があります。幼少期から子ども会や集落行事などの地域行事に参加することで、地域の人々をお手本に、これらを身につけることができる地域活動は、青少年を育成する上で大きな役割を担っています。しかし、子ども会の育成者の成り手がないことや子育て世代が地域行事に参加が少ないなどの現状が課題となっています。徳之島町の子宝を大切にする風土を活かし、「地域の子どもは地域で育てる」環境を整えることが必要となっています。

表2－2 単位子ども会の登録及び全国子ども安全共済会への加入状況

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|----------------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 子ども会登録率 | 43.4% | 47.8% | 65.2% | 70.8% | 76.2% |
| 小学生子ども安全共済会加入率 | 37.1% | 44.8% | 65.3% | 69.8% | 63.9% |

(3) 体験活動の機会の確保

インターネット機器やゲーム機器の普及に加え、令和元年度から新型コロナ感染の拡大に伴い、現在、青少年の実体験（直接体験）の場が減少しています。人・物・実社会に実際に触れ関わり合う体験活動は、青少年の人間形成に果たす役割は大きく、極めて重要な成長の機会です。健やかな青少年の成長のために、小学生から高校生に及ぶ体験の機会を確保し充実させる必要があります。

表2－3 青少年の体験活動等への参加状況（参加延べ人数）

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 実施件数 | 8件 | 11件 | 17件 | 13件 | 8件 |
| 小学生参加数 | 56人 | 284人 | 379人 | 158人 | 104人 |
| 中学生参加数 | 6人 | 23人 | 40人 | 29人 | 32人 |
| 高校生参加数 | 0人 | 16人 | 58人 | 33人 | 35人 |

(4) 家庭教育

家庭教育は、全ての教育の出発点とされ、家族のふれ合いを通して、子どもが基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやり、基本的倫理観、自尊心や自立心、社会的なマナーなどを身に付けていく上で重要な役割を果たしています。

本町においては家庭教育支援員を委嘱し、家庭教育学級への出前講座や子育てサロン「ママn a v i」の開設、家庭教育相談の実施等により、家庭教育推進を図ってきました。しかし、近年、核家族化や共働き家庭・ひとり親家庭の増加により、地域とのつながりの希薄化が進み、子育てに関して身近な相談相手がない等の理由により、子育てに不安や負担感を抱く親の増加が指摘されているほか、家庭の教育力の低下が危惧されています。

表2－4 家庭教育学級講座開講数及び参加者数の推移

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 講座数 | 109回 | 111回 | 103回 | 98回 | 54回 |
| 参加者数 | 2,131人 | 2,057人 | 1,873人 | 2,826人 | 1,628人 |

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により講座数が減少。

(5) 子ども読書活動

読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。本町においては、町立図書館を中心として、町内小中学校への巡回図書や「緑陰読書会」、「毎月23日は、子どもといっしょに読書の日」等による読書推進活動を行ってきました。その結果、住民一人当たりの貸出し冊数は県下でも常に上位となっています。しかし、近年、テレビやゲーム、スマートフォン等の

様々な情報メディアの普及により、子ども達を取り巻く環境は大きく変化し、様々な情報に簡単に触れる機会が増える一方で、子どもの読書離れが懸念されています。

表2－5 町立図書館一人当たり貸出し冊数

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 貸出し冊数 | 8.27冊 | 8.27冊 | 8.89冊 | 8.19冊 | 7.96冊 |

【解決に向けた取組】【社会教育課】

(1) スマートフォンやインターネット等の適切な利用の推進

徳之島町青少年育成町民会議では、以下の表のとおり、スマートフォン等の過度の利用状況を改善するために使用制限時間を設定しています。今後も学校や地域と連携し、青少年のスマートフォン等の適切な利用環境を整えるように家庭へ呼びかけていきます。また、講演会などの学習の機会を設け、町民全体への広報活動により、青少年のスマートフォンやインターネットの使用の改善の必要性を周知していきます。

| 対象者 | 制限時間 | 使用時間 |
|-----|-------|------|
| 乳幼児 | 午後7時 | 30分間 |
| 小学生 | 午後8時 | 1時間 |
| 中学生 | 午後9時 | 1時間 |
| 高校生 | 午後10時 | 1時間 |

※ 高校生については自己学習でスマートフォン等を使用していることから、使用制限時間については、私的利用のみを想定しています。

(2) 地域行事への参加促進

各地区の青少年の地域活動の現状と課題について保護者や地域の意見要望を調査した上で、各地区の実情にあわせた子ども会活動・集落行事・ボランティア活動等を推奨します。また、青少年の地域活動環境を整えるために全国子ども安全共済会への加入を促進します。

(3) 体験活動の機会の確保

コロナ禍の現状にあわせ、少人数で開催回数を増やすことで、より多くの多様な体験の機会を確保していきます。また、小学生の体験活動にとどまらず、中高生のニーズについて調査し、中学生から高校生を対象とした体験活動やボランティア活動を促進していきます。

(4) 家庭教育

家庭教育推進のためには、全ての保護者が安心して家庭教育を行う事ができるよう、家庭教育に対する支援をより一層充実させていくことが重要です。そのためには、家庭・学校・地域が一体となって家庭教育を推進していく必要があります。その中で、子の誕生から自立までの切れ目のない支援を行う役目として家庭教育支援員の存在はとても重要です。本町では、家庭教育支援員を町内全校区へ配置し、家庭・学校・地域の連携に努め、家庭教育の推進を図っていきます。

(5) 子ども読書活動

子どもが、生涯にわたる読書習慣を身に付けるためには、乳幼児期から読書に親しみ、小学校期、中学校期、高校期へと子ども自身がその成長に応じて読書の楽しさを知ることができるよう、読書環境の整備に社会全体で取り組んで行くことが必要です。本町では、令和4年度に「子ども読書活動推進計画」を改定し、「1日20分読書」運動を通して「心に残る1冊の本」を基本方針として、子どもの発達段階に合わせた読書活動の推進を図っていくとともに、家庭・学校・地域をはじめ関係機関相互の連携を図り、子どもの読書環境の整備・充実に努めていきます。

【前期基本目標】【社会教育課】

(1) 小中学生のインターネット接続機器のフィルタリング設定率

| 成 果 指 標 | 令和2年度実績 | 目標値（令和8年度） |
|----------------|---------|------------|
| 小学生のフィルタリング設定率 | 44.1% | 85.0% |
| 中学生のフィルタリング設定率 | 66.6% | 85.0% |

(2) 単位子ども会の登録及び全国子ども安全共済会への加入状況

| 成 果 指 標 | 令和2年度実績 | 目標値（令和8年度） |
|----------------|---------|------------|
| 子ども会登録率 | 76.2% | 90.0% |
| 小学生子ども安全共済会加入率 | 63.9% | 80.0% |

(3) 青少年の体験活動等への参加状況（参加延べ人数）

| 成 果 指 標 | 令和2年度実績 | 目標値（令和8年度） |
|---------|---------|------------|
| 実施件数 | 8件 | 15件 |
| 小学生参加数 | 104人 | 250人 |
| 中学生参加数 | 32人 | 60人 |
| 高校生参加数 | 35人 | 50人 |

(4) 家庭教育

| 成 果 指 標 | 令和2年度実績 | 目標値（令和8年度） |
|----------|---------|------------|
| 家庭教育支援員数 | 6人 | 10人 |

(5) 読書活動

| 成 果 指 標 | 令和2年度実績 | 目標値（令和8年度） |
|---------------|---------|------------|
| 児童1人当たりの児童書冊数 | 17.93冊 | 20.14冊 |

3

郷土文化の継承・活用

【現状と課題】【社会教育課】

平成 29 年 3 月に 1000 年以上にわたり人間と自然が深く関わり調和してきたその関係が注目され、日本国内で唯一の環境文化型国立公園に認められ、令和 3 年 7 月世界自然遺産に登録されました。

本町が位置する奄美群島はヤマト文化圏と琉球文化圏が交わる場所で、琉球王国、島津氏(薩摩藩)、鹿児島県およびアメリカ軍政に帰属したという複雑な歴史を持っており、個性豊かな文化を育んできました。現在、国登録有形文化財(建造物) 2 件、県指定文化財 1 件、町指定文化財 43 件があります。平成 15 年に開館した徳之島町郷土資料館は、過去に収集した資料を展示し、郷土の歴史やくらしを伝える場を提供してきました。

しかし、全国的な少子高齢化とそれに伴う過疎化の進行により、伝統文化の担い手の減少、文化財や郷土資料の散逸等の課題に直面しています。また、郷土資料館については、郷土資料の収集を行っているものの、開館 15 年が経ち、来館人数が減少しているため、展示や解説の再検討が求められているところです。また、希少野生動植物の中には、文化財保護法や鹿児島県文化財保護条例で指定されている生物が生息しているため、これまで以上に自然保護担当部署との連携が必要です。

表 3 郷土資料館来館者数の推移

| | 平成 28 年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|----------------|----------|---------|---------|---------|---------|
| 郷土資料館 の入館者数 | 1,419 人 | 843 人 | 1,000 人 | 1,200 人 | 1,400 人 |
| 県指定文化財 | 1 件 | 1 件 | 1 件 | 2 件 | 2 件 |
| 町指定文化財 | 44 件 | 45 件 | 43 件 | 47 件 | 48 件 |

※令和 4 ・ 5 年度は見込みで表しています。

【解決に向けた取組】【社会教育課】

- ① 文化財や郷土資料の散逸については、指定文化財の台帳整備や文化財の網羅的な調査を実施することにより、適切に現状を把握することに努めます。
- ② 各種文化財の調査等を行うことにより、文化財の保護や活用、記録保存に努めます。
- ③ 展示内容等の見直しや体験学習講座を充実させ、文化財や郷土資料と町民の方々がふれあう機会の増加を図ります。

【前期基本目標】【社会教育課】

○郷土資料館の来館者数

| 成 果 指 標 | 令和2年度実績 | 目標値（令和8年度） |
|------------|---------|------------|
| 郷土資料館の来館者数 | 843人 | 1,700人 |

【現状と課題】【企画課】

男女の人権の尊重は、男女共同参画社会の形成において、その根幹となるものであり、性別に関わらず一人の人間としてお互いの人権を尊重することが大切です。

本町では平成25年3月に「徳之島町男女共同参画基本計画」を策定し、目指すべき姿を「みんなが主役、協働で展開する結いのまちづくり」として取組を推進したことにより、さまざまな分野で女性の活動・活躍がみられるようになりました。

しかしながら、色々な場において男女間の固定的性別役割分担意識や地域社会における根強い習慣・慣行には、人権が尊重されているとは言い難い状況が依然として見受けられます。

今後は現計画の見直しや改定を行い、着実に施策を実行していく必要があります。

表4 審議会及び公務員の女性登用状況

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 審議会 | 5.0人 | 28.0人 | 29.7人 | 30.7人 | 31.5人 |
| 公務員数 | 31.8人 | 33.9人 | 32.6人 | 31.1人 | 32.8人 |

【解決に向けた取組】【企画課】

男女共同参画について一人でも多くの町民に理解してもらうため、広報紙やパンフレットでの啓発を行うほか、セミナー等も開催します。

【前期基本目標】【企画課】

○審議会及び公務員への女性登用

| 成 果 指 標 | 令和2年度実績 | 目標値(令和8年度) |
|-----------|---------|------------|
| 審議会での女性登用 | 31.5人 | 40.0人 |
| 公務員の女性登用 | 32.8人 | 40.0人 |

1 計画的な土地利用の推進

【現状と課題】

(1) 地籍調査【建設課】

地籍調査では、一筆ずつ土地所有者、地番、地目、境界、面積を正確に調査し、測量を行っており、令和2年度末において進捗率24.3%となっています。

地籍調査の課題については、地籍調査予算の確保、地権者の高齢化や島外流出により、現地での境界立会が難しくなってきていることや、相続登記がなされていない土地の相続人調査などの課題があります。

また、市街地においては、市街地を取り囲む丘陵地に新たな宅地開発が進んでおり、新たな市街地と旧市街地、埋立市街地を結ぶ道路ネットワークの整備が必要です。

表1－1 地籍調査の状況

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 認証面積 | 17.37 km ² | 17.74 km ² | 18.25 km ² | 19.39 km ² | 21.50 km ² |
| 進捗率 | 19.6% | 20.0% | 20.6% | 21.9% | 24.3% |

(2) 農地中間管理事業の推進【農業委員会】

土地持ち非農家の増加や農業経営の主力を担ってきた世代が高齢化し、規模縮小や離農が進み、農地を受ける担い手が少ない状況の下で、ほ場が未整備、あるいは土壌条件や排水不良など、土地条件が悪い農地を中心に遊休農地が増えている現状です。

表1－2 遊休農地の状況

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 遊休農地 | 3.3 ha | 2.7 ha | 2.6 ha | 2.6 ha | 3.5 ha |

【解決に向けた取組】

(1) 地籍調査【建設課】

予算については、社会資本整備交付金事業や防災安全社会資本整備交付金などを活用し、予算の確保に努めています。

相続登記がなされていない所有者調査は、法務局や関連機関と連携をとりながら

ら進めます。また、現地での立会が困難な所有者については、委任された代理人に立会していただか、図面立会などの対応で課題解決に取り組みます。

市街地においては、立地適正化計画の策定により居住誘導区域と都市機能誘導区域を位置付け、それぞれを結ぶ道路整備や公共交通機関と連携を図りながらコンパクトシティの形成を推進します。

(2) 農地中間管理事業の推進【農業委員会】

農業委員会と関係機関で毎年1回、農地の利用状況調査や遊休農地の所有者等に意向調査を実施しています。また、適切な農地利用を図るための条件整備や農地中間管理機構の活用を勧め、担い手農家や新規就農者への農地の集積を図り、遊休農地の解消と農地中間管理事業集積率30%を目指します。

【前期基本目標】

(1) 地籍調査事業【建設課】

| 成 果 指 標 | 令和2年度実績 | 目標値(令和8年度) |
|---------|---------|------------|
| 地籍調査進捗率 | 24.3% | 31.0% |

(2) 遊休農地の解消【農業委員会】

| 成 果 指 標 | 令和2年度実績 | 目標値(令和8年度) |
|-----------|---------|------------|
| 遊休農地の解消 | 3.5ha | 2.5ha |
| 中間管理事業集積率 | 12.5% | 30.0% |

【現状と課題】【建設課】

本町の町道は、令和2年度末において、改良率76.1%となっているが、依然として、台風などによる集中豪雨により道路が洗掘され、路面流出の被害が多数発生し、通行に支障をきたす場合があります。また、中心市街地と隣接町を連絡する主要幹線道路や都市計画道路等の未整備区間があることから、広域的な役割を担う道路への需要も年々高まっており、主要幹線道路や主要町道の改良が早急に求められている状況です。

表2－1 市町村道の整備状況

| 市町村道 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 改 良 率 | 75.7% | 75.7% | 75.7% | 76.1% | 76.1% |
| 舗 装 率 | 77.1% | 77.1% | 77.1% | 77.7% | 77.7% |

表2－2 橋梁の補修状況

| 区分 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 要補修橋梁 | 15橋 | 22橋 | 26橋 | 23橋 | 24橋 |
| 補修完了橋梁 | 2橋 | 1橋 | 2橋 | 3橋 | 0橋 |
| 補 修 率 | 13.3% | 4.5% | 7.7% | 13.0% | 0% |

【解決に向けた取組】【建設課】

道路は、町民の生活全般を支えるだけでなく、その経済活動を支える重要な役割を果たしています。

今後の道路整備としては、広域道路としての機能を持つ重要な県道糸木名亀津線、町道亀津19号線や市街地の東西を結ぶ亀津新里横3号線の改良を進めることにより、広域圏交通の円滑化並びに市街地交通網の円滑化を促進します。また、橋梁の長寿命化事業や将来にわたる現道の損傷・劣化等を把握し、効率的な維持管理にも取り組みます。

【前期基本目標】【建設課】

○町道（283km）の整備

| 成 果 指 標 | 令和2年度実績 | 目標値（令和8年度） |
|-----------|---------|------------|
| 町 道 整 備 率 | 76.1% | 79.0% |

3

交通安全の推進

【現状と課題】【総務課】

本町においては、高齢化の進展や車社会のさらなる拡大が見込まれることから、交通事故発生件数の増加、飲酒運転やあおり運転といった危険運転に対して常日頃からの対策が重要です。

こうした中、事故のない安全なまちづくりのためには、交通安全意識の啓発について、児童期からの交通安全教育とともに、児童から若者、高齢者への一貫した交通安全思想の高揚が重要になります。

また、危険な交差点の改良整備や適正な交通規制の実施、交通標識など安全施設の整備も重要であり、警察や県、関係団体などと連携し、適切な対策を講じていくことが必要です。

表3 カーブミラー・ガードレールの設置状況

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|--------|--------|-------|-------|
| カーブミラー | 5箇所 | 5箇所 | 7箇所 |
| ガードレール | 11m | 24m | 0m |

【解決に向けた取組】【総務課】

① 交通安全施設、環境の整備

交通事故多発箇所及び危険箇所については、十分な検証を行い、カーブミラー やガードレール、道路の区画線・路面標示、警戒標識などを整備し、安全で安心な交通環境の充実を図ります。

② 交通安全意識の高揚

季節ごとの交通安全期間において、啓発活動への各団体の参加を促し、交通安全に関する啓発を推進します。

【前期基本目標】【総務課】

○カーブミラー・ガードレールの設置

| 成 果 指 標 | 令和2年度実績 | 目標値(令和8年度) |
|---------|---------|------------|
| カーブミラー | 7箇所 | 8箇所 |
| ガードレール | 0箇所 | 5箇所 |

4

上下水道の整備

【現状と課題】

(1) 水道事業の現状【水道課】

本町の上水道施設は、昭和33年の創設以来、施設・設備の向上に努め、広範囲にわたる給水が可能となっております。また、令和2年度に簡易水道事業の全部を上水道事業と統合し、施設の有機的・一体化と事業経営及び管理の一元化に努めており、水道普及率は、簡易水道事業統合後の令和元年度末に97.1%に達しています。

今後は、良質な水道水質の維持や災害時等を含めた安定給水の継続のため、徳之島町水道ビジョン及び経営戦略に基づき、施設の近代化や高度化、耐震化など、施設の適正管理や給水体制及び維持管理体制のさらなる整備・充実が必要です。

表4－1 給水の状況

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|---------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 給水人口 | 10,600人 | 10,431人 | 10,245人 | 10,153人 | 10,107人 |
| 水道普及率 | 96.6% | 96.9% | 97.0% | 97.1% | 97.9% |
| 1日平均配水量 | 4,522m ³ | 4,632m ³ | 4,707m ³ | 4,628m ³ | 4,581m ³ |

※ 簡易水道事業の実績値を含んでいます。

(2) 下水道の整備【建設課】

公共下水道の整備については、認可区域90haのうち61.5haが供用開始され接続率が約60%となっています。

今後、亀津地区については、令和8年度概成を目指し整備を進め、亀徳地区については、整備計画変更を含め再検討します。その他の地域については、合併浄化槽設置の推進により、より良い生活環境の構築と河川・海域の水質保全が求められています。

表4－2 公共下水道の整備状況

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----|--------|--------|--------|-------|-------|
| 整備率 | 20.2% | 20.5% | 20.8% | 20.8% | 22.1% |
| 接続率 | 53.7% | 56.6% | 58.1% | 59.8% | 60.2% |

表4－3 合併浄化槽の整備状況

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----|--------|--------|--------|-------|-------|
| 設置数 | 41基 | 50基 | 42基 | 28基 | 25基 |
| 普及率 | 37.2% | 40.5% | 41.0% | 42.1% | 42.8% |

【解決に向けた取組】

(1) 上水道の整備【水道課】

安全で安定した水の供給を行うため、徳之島町水道ビジョン及び経営戦略に基づき、次の3つの施策を展開します。

① 経営基盤の強化と計画的な事業の推進

| 項目 | 内容 |
|------------|--|
| 積極的な改善 | 事務事業の効率化、コスト縮減などにより、経営改善を進めます。 |
| 効果的な整備計画策定 | 今後の施設整備計画や財政計画は、事業の効果と財政状態を踏まえて、中長期的な視点から策定します。 |
| 施設の高水準化 | 配水管網や施設の整備は計画的に行い、施設能力の確保と向上に努めます。 |
| 情報管理の高度化 | 情報の総合的、横断的活用により、事務事業の効率化や維持管理水準の向上を図るため、各種情報の統一化を進めます。 |

② 安定した給水の確保と災害・非常時対策

| 項目 | 内容 |
|------------|---|
| 老朽施設の更新 | 修繕や更新は、施設や設備の耐用年数・機能劣化の状況を見ながら適切に行い、安定的な給水機能の維持向上に努めます。 |
| 耐震対策の実施 | 地震時にも被害を最小にし早期回復が図れるよう、給水拠点の確保、応急給水に対応できる主要施設の耐震化を進めます。 |
| 災害マニュアルの整備 | 地震など非常時の対応がスムーズに行えるように、事前対策、事後対策を整理し、実務に利用できるマニュアルを整備します。 |

③ 水道サービスの充実

| 項目 | 内容 |
|-------------|---|
| 住民ニーズの把握と対応 | 多様化している住民ニーズを把握し、迅速に対応することにより、顧客満足度を向上させ、経営改善を図ります。 |

| | |
|----------|---|
| 積極的な情報開示 | 水道事業の透明性向上と説明責任を果たすため、業務状況等の情報は積極的に提供します。 |
|----------|---|

(2) 下水道の整備【建設課】

下水道アクションプランに基づき、社会資本整備交付金並びに地方創生整備推進交付金を活用し下水道整備のスピードアップを図り、普及促進に取り組みます。

供用開始区域については、下水道接続促進の啓発により、水洗化率の向上を目指します。また、汲み取り便所の改修や単独浄化槽から合併浄化槽への転換等普及啓発に努め、汚水処理人口普及率の向上に取り組みます。

【前期基本目標】

(1) 上水道事業年次計画【水道課】

| 整備年度 | 地区名 | 整 備 内 容 | 事 業 費 |
|---------------|-------------------|--|------------|
| 令和2年度 (実績) | 南部 共木屋原 | 南部送水管布設 Φ100 2,194m 共木屋原配水管布設 Φ100 1,950m | 131,500 千円 |
| 令和3年度 | 亀 津 | 亀津配水池築造 1,000 m ³ | 202,500 千円 |
| 令和4年度 | 亀 津 亀 徳 亀 徳 | 亀津浄水場築造 1,000 m ³ /日 亀徳地区配水管布設工事 神嶺ダム更新整備工事 | 469,000 千円 |
| 令和5年度 | 亀 津 | 送水管布設 Φ150 4,000m 配水管布設 Φ200 1,710m 水源施設 | 529,000 千円 |
| 令和6年度 | 町全域 | 配水管布設 Φ150 以下 2,000m～3,000m | 100,000 千円 |
| 令和7年度 | 町全域 | 配水管布設 Φ150 以下 2,000m～3,000m | 100,000 千円 |
| 令和8年度 | 町全域 | 配水管布設 Φ150 以下 2,000m～3,000m | 100,000 千円 |

(2) 汚水処理人口普及率【建設課】

| 成 果 指 標 | 令和2年度実績 | 目標値(令和8年度) |
|---------|---------|------------|
| 普 及 率 | 66.2% | 81.5% |

【現状と課題】【総務課】

近年の異常気象による予期せぬ集中豪雨や土砂崩れなど、町民の生命と身体及び財産に大きな被害をもたらす、竜巻や津波などの風水害、地震、火災などの災害に即応できる防災体制の確立が重要な課題です。

安全で安心した暮らしを確保するためには、関係機関との連携のもと、治山治水対策や公共施設の耐震性の向上など、災害に強いまちづくりの推進が求められています。

また、町民一人ひとりの防災意識の向上や自治会等による自主防災組織の育成を図るとともに、確実な情報提供や高齢者、障がい者等の災害時要援護者への対応など、災害発生時に的確に対応できる防災体制を整備し、地域の防災力を高めていく必要があります。

更に、避難所などの防災空間の確保やパーテーションなど、避難所生活に必要な備品の確保、各種ハザードマップの周知、防災情報の的確・迅速な収集・伝達も求められています。

表5 自主防災組織補助金活用地区数の状況

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-------|--------|-------|-------|
| 活用地区数 | 3地区 | 3地区 | 1地区 |

【解決に向けた取組】【総務課】

① 防災体制の強化・施設の整備

ア 町民の生命及び財産を守るため、地域防災計画に基づき、地域防災訓練、土砂災害訓練、水防訓練、津波避難訓練などを通して、防災体制の強化を図ります。

イ 高齢者、障がい者等の災害時要援護者への対応については、介護福祉課など関連機関と連携を図り、災害発生時、的確に対応できる防災体制を構築します。

ウ 公共施設の耐震診断結果を踏まえ、避難所に指定されている教育施設や公共施設等、優先度を定め、耐震化の継続的な取組を推進します。

エ 迅速かつ的確な避難行動の情報伝達手段として、耐災性を兼ね備えた防災行政デジタル無線を、全世帯及び各事業所へ配布します。

② 防災意識の高揚

地震・風水害等の防災訓練や研修会へ、子どもから高齢者など多くの町民参加を促すことにより、緊急時に迅速な避難行動が行えるなど、防災意識の高揚を図ります。

③ 自主防災組織の育成

自治会や徳之島地区消防組合と連携し、地域の実情に即した自主防災組織の充実・強化及び地域防災リーダーの育成・強化による自助・共助の力を育てます。

【前期基本目標】【総務課】

○自主防災組織補助金の活用

| 成 果 指 標 | 令和2年度実績 | 目標値（令和8年度） |
|----------|---------|------------|
| 補助金活用地区数 | 1 地区 | 10 地区 |

6

消防・救急の充実

【現状と課題】【総務課】

消防・救急活動は、町民の生命を守る大変重要な役割を担っています。

特殊災害、交通事故等に対応し、多様かつ高度な救急活動、救助活動を実施するためには、消防職員や消防団員の能力向上と救助資機材及び消防車両、救急車両等の整備が重要です。また、近年においては、様々な災害に対応できるよう消防力のさらなる強化が求められています。

引き続き、常備消防体制の整備と消防団員の確保に努め、地域に密着した消防団活動の充実を図るとともに、「自らの命は自らで守る。」という町民の自助・共助の意識の高揚を図ることが必要です。

表6 消防団員数の状況

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-------|--------|-------|-------|
| 消防団員数 | 145人 | 149人 | 145人 |

【解決に向けた取組】【総務課】

① 地域消防力の強化・充実

ア 町民の安全に対する期待に対応するため、高度で専門的な知識を持つ人材の育成など、職員の資質向上に努めます。

イ 消防団車両の更新や、資機材の導入、訓練などを推進します。

ウ 消防団へ青年層からの入団を促進することにより、団員の活性化と組織の充実を図ります。

② 救急・救助体制の充実

ア 救助訓練施設の整備及び資機材、車両の更新を図るとともに、高度で専門的な知識・技術を備えた救助隊員の育成に努めます。

イ 救命には初期の応急処置が重要なことから、町民の応急手当の知識や技術の向上に向けた普及啓発に努めます。

【前期基本目標】【総務課】

○消防団員数

| 成 果 指 標 | 令和2年度実績 | 目標値（令和8年度） |
|---------|---------|------------|
| 消防団員数 | 145人 | 161人 |

1

地方自治、地域コミュニティ形成の推進

【現状と課題】【企画課】

本町は30の集落からなり、南北に伸びる海岸線と幹線道路に沿って24の集落と山間部に6つの集落が点在していっています。集落の形態は、都市的な集落と農業集落の2つに大別され、いずれも早い過疎化と高齢化が進んでおり、中には町内会などの共助機能が成り立たない限界集落も発生している状況です。

地域の住民が、生き生きと暮らしていける活力ある地域社会を実現するためには、これまで行政主導で提供してきた公共サービス等を地域自治組織やボランティア・NPO等の多様な主体と連携し、活動していく体制づくりが必要です。

表1 行政区別世帯及び人口の推移

| 行政区 | 平成30年度末 | | 令和元年度末 | | 令和2年度末 | | 平成30年度比較(%) | |
|--------|---------|-------|--------|-------|--------|-------|-------------|--------|
| | 世帯数 | 人口 | 世帯数 | 人口 | 世帯数 | 人口 | 世帯数 | 人口 |
| 白井 | 5 | 6 | 5 | 6 | 5 | 6 | 0.0 | 0.0 |
| 大原(第1) | 13 | 15 | 13 | 19 | 11 | 13 | △ 15.4 | △ 13.3 |
| 尾母 | 140 | 225 | 138 | 216 | 136 | 216 | △ 2.9 | △ 4.0 |
| 大原(第2) | 21 | 30 | 21 | 29 | 19 | 27 | △ 9.5 | △ 10.0 |
| 南原 | 16 | 27 | 15 | 25 | 14 | 22 | △ 12.5 | △ 18.5 |
| 南区 | 1,031 | 2,079 | 1,048 | 2,090 | 1,033 | 2,037 | 0.2 | △ 2.0 |
| 中区 | 493 | 914 | 496 | 897 | 492 | 889 | △ 0.2 | △ 2.7 |
| 北区 | 538 | 1,088 | 539 | 1,079 | 549 | 1,134 | 2.0 | 4.2 |
| 東区 | 722 | 1,303 | 722 | 1,285 | 723 | 1,271 | 0.1 | △ 2.5 |
| 亀徳 | 736 | 1,421 | 729 | 1,419 | 758 | 1,433 | 3.0 | 0.8 |
| 徳和瀬 | 150 | 258 | 154 | 263 | 149 | 248 | △ 0.7 | △ 3.9 |
| 諸田 | 145 | 245 | 149 | 253 | 144 | 237 | △ 0.7 | △ 3.3 |
| 神之嶺 | 16 | 25 | 16 | 26 | 16 | 23 | 0.0 | △ 8.0 |
| 井之川 | 240 | 434 | 244 | 431 | 245 | 418 | 2.1 | △ 3.7 |
| 旭ヶ丘 | 21 | 31 | 21 | 29 | 20 | 26 | △ 4.8 | △ 16.1 |
| 下久志 | 83 | 141 | 81 | 134 | 83 | 134 | 0.0 | △ 5.0 |
| 池間 | 134 | 246 | 130 | 235 | 129 | 222 | △ 3.7 | △ 9.8 |
| 反川 | 130 | 234 | 128 | 230 | 131 | 231 | 0.8 | △ 1.3 |
| 大当 | 108 | 177 | 104 | 180 | 102 | 178 | △ 5.6 | 0.6 |
| 花時名 | 139 | 233 | 143 | 235 | 139 | 224 | 0.0 | △ 3.9 |

| | | | | | | | | |
|-----|-------|--------|-------|--------|-------|--------|--------|--------|
| 前川 | 160 | 304 | 155 | 298 | 155 | 294 | △ 3.1 | △ 3.3 |
| 新村 | 69 | 130 | 65 | 117 | 62 | 113 | △ 10.1 | △ 13.1 |
| 上花徳 | 150 | 237 | 149 | 240 | 144 | 233 | △ 4.0 | △ 1.7 |
| 轟木 | 117 | 187 | 110 | 172 | 112 | 171 | △ 4.3 | △ 8.6 |
| 畦 | 21 | 34 | 22 | 35 | 19 | 30 | △ 9.5 | △ 11.8 |
| 港川 | 81 | 129 | 80 | 125 | 76 | 117 | △ 6.2 | △ 9.3 |
| 内千川 | 102 | 156 | 90 | 139 | 89 | 137 | △ 12.7 | △ 12.2 |
| 山里 | 39 | 64 | 39 | 66 | 39 | 65 | 0.0 | 1.6 |
| 金見 | 49 | 82 | 48 | 80 | 44 | 75 | △ 10.2 | △ 8.5 |
| 手々 | 67 | 111 | 66 | 102 | 65 | 100 | △ 3.0 | △ 9.9 |
| 合 計 | 5,736 | 10,566 | 5,720 | 10,455 | 5,703 | 10,324 | △ 0.6 | △ 2.3 |

※ 行政区別世帯数及び人口については、住民基本台帳により集計しています。

人口集中地区においては微増もみられますが、その他の行政区においては減少しています。

また、自治会組織がない行政区は「白井」となっています。

【解決に向けた取組】【企画課】

地方自治及び地域コミュニティ形成の推進のために、地域自治組織やNPO、ボランティアグループなど地域の多様な主体と連携・協力し、地域課題解決に向けた取組の共有と地域の活性化に努めます。また、集落の維持・活性化を図るために、核となるリーダー等の人材育成・確保において、「集落支援員」や「地域おこし協力隊」制度の活用促進、リーダー研修事業補助金*1を活用した「ジュニア・リーダークラブ」会員等の資質の向上を図ります。

集落の整備対策及び本町行政事務の円滑かつ効率的な運営を図るため、各集落の嘱託駐在員と連携・協力するとともに、火災の警戒及び鎮圧、その他の災害防止や被害軽減については、徳之島地区消防組合や消防団、自主防災組織との連携を強化することにより安心して生活できる集落の実現に努めます。

*1 リーダー研修事業補助金：社会教育・社会体育活動の有志指導者を育成することにより、本町の生涯学習の推進に寄与する。また、中高生が自主的な地域活動を行うことで、未来の地域のリーダーを育成する。

※ 参加団体：子ども会、PTA、女性団体、青年団体、高齢者団体 等

【前期基本目標】【企画課】

(1) 自治会組織

| 成 果 指 標 | 令和2年度実績 | 目標値（令和8年度） |
|---------|---------|------------|
| 組 織 数 | 29地区 | 29地区 |

2

行財政運営の効率化

【現状と課題】

(1) 財政の状況【総務課】

本町において、人口減少や少子高齢化、生活様式、環境等が急速に変化しています。今後、ますます厳しい行財政状況が続くことが予想され、さらなる事務のスリム化や職員の能力向上が求められています。

表2－1 財政の状況

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|---------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 経常収支比率 | 88.3% | 89.6% | 86.3% | 89.4% | 87.3% |
| 実質公債費比率 | 10.6% | 9.6% | 7.6% | 6.9% | 6.6% |
| 将来負担比率 | 45.7% | 31.3% | 16.3% | 0.2% | 0.0% |

(2) 自主財源の確保【税務課】

令和2年度決算では、滞納額は87,711千円となっており、町民負担の公平性の観点からも滞納を未然に防止するため、悪質な滞納者に対しては厳正な姿勢で対応する必要があります。

町の財源である自主財源の確保は、財政・行政の運営に欠かせないものであり、いかに税金の徴収率を上げるかが課題となっています。

表2－2 普通税徴収率の状況

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-------|--------|--------|-------|-------|
| 徴 収 率 | 90.1% | 89.5% | 90.4% | 91.5% |

※ 地方財政状況調査（第6表）より転記しています。

【解決に向けた取組】

(1) 効果的・効率的な行財政運営【総務課】

徳之島町行政改革大綱を基に、中期的な視点と目標を持って、財政の健全化をはじめとする、効果的・効率的な行財政運営に努めるとともに、次世代につながる町民サービスの向上に努めます。

(2) 自主財源確保に向けた取組【税務課】

徴収業務では、スマートフォンなどを利用した電子決済サービスによる納税等

など、時代に即した納付環境を整備し、納税者の利便性向上、収納業務の効率化及び収納率の向上につなげます。

また、滞納額の減少に向けて、現年度の徴収率の向上と早期未納者への対策を行い、滞納発生の未然防止と初動勧告の強化を図ります。さらに滞納者の状況に応じた的確な滞納整理や効果的・効率的な仕組みを作り、徴収体制の強化を図ります。

【前期基本目標】

(1) 行財政【総務課】

| 成 果 指 標 | 令和2年度実績 | 目標値(令和8年度) |
|---------|---------|------------|
| 職 員 数 | 183人 | 178人 |
| 経常収支比率 | 87.3% | 87.0% |
| 実質公債費比率 | 6.6% | 7.9% |
| 将来負担比率 | 0.0% | 0.0% |

(2) 普通税徴収率【税務課】

| 成 果 指 標 | 令和2年度実績 | 目標値(令和8年度) |
|---------|---------|------------|
| 徴 収 率 | 91.55% | 94.50% |

3

広域連携の推進

【現状と課題】【企画課】

平成 25 年 2 月に、奄美群島 12 市町村において、奄美群島一帯となった施策の展開を促進するため「奄美群島成長戦略ビジョン」が策定されました。また、平成 30 年 2 月に改訂が行われ、基本理念に基づく重点 3 分野（農業、観光／交流、情報）に、「文化」「定住」の 2 分野が新たに加えられました。

現在、当ビジョンの実現に向けて、奄美群島広域事務組合を主体とする奄美群島振興交付金を活用した事業が実施されており、各市町村において地域の課題解決に向けた取組に努めていますが、引き続き、地域の実情に応じた施策を推進し、雇用の創出に向けた取組を実施するためには、事業メニューの充実や補助率のかさ上げなど制度の拡充がされるとともに、事業実施のための所要額の確保が不可欠となります。

表 3 奄美群島成長戦略ビジョン実現事業における予算推移

| | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|------|------------|------------|--------------|
| 当初予算 | 539,122 千円 | 743,161 千円 | 1,039,952 千円 |
| 補正予算 | 500,000 千円 | 540,000 千円 | 781,809 千円 |

※ 本事業費は、国費ベースで記載しています。

【解決に向けた取組】【企画課】

奄美群島成長戦略ビジョンの実現に向けて、各市町村において奄美群島成長戦略ビジョンの基本理念に基づく重点 3 分野及び「文化」「定住」の振興に向けた取組をさらに加速させる機運が高まっております。

本町においても、奄美群島の自立的発展及び世界自然遺産登録等の好機を捉え、効果的・戦略的に事業を実施することにより、ビジョン実現に向けたさらなる施策の展開に努めます。

【前期基本目標】【企画課】

○奄美群島成長戦略ビジョンの実現

| 成 果 指 標 | 令和 2 年度実績 | 目標値（令和 8 年度） |
|---------------------------|-----------|--------------|
| チャレンジ世代の人口 (20~44 歳人口) | 21,438 人 | 21,300 人 |

4

防犯体制の充実

【現状と課題】【総務課】

社会や地域のあり方が変化している中、犯罪の国際化、凶悪化、低年齢化が進んでいます。

近年では、町内においても町民に直接被害が及ぶ犯罪が発生しており、犯罪の内容も子どもや高齢者を狙った犯罪、家庭や学校などでの犯罪、ネット詐欺による犯罪など多様化しています。

本町ではこれまで、警察や様々な団体と連携し、パトロールや見守り活動、事業所による防犯啓発活動、防犯カメラの設置による犯罪抑止力の向上に努めてきました。

町民が安全で安心して暮らしていくためには、警察や住民団体などの関係機関が連携した地域の防犯力の向上と自主防犯活動の参加促進が必要です。

また、振り込め詐欺や架空請求など、複雑化、巧妙化する消費者犯罪から身を守るためにには、地域住民一人ひとりの防犯に対する意識をさらに高めていく必要があります。

表4 防犯カメラ設置の状況

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------|--------|--------|-------|-------|
| 設置台数 | 4台 | 4台 | 0台 | 0台 |

【解決に向けた取組】【総務課】

① 地域防犯体制の充実

ア 自治会活動を行うボランティア団体について、地域内の各種団体との連携による組織の拡大を図り、防犯ボランティア団体の組織化に努めます。

イ 各地域における防犯パトロールなどの活動が犯罪抑止力につながるため、自主的な防犯活動組織の結成を促進します。

ウ 地域内での防犯環境の向上を図るため、防犯灯や防犯カメラの設置など防犯設備の整備を推進します。

② 防犯意識の啓発

ア 自治会を主体として、町民や企業（事業所）に向けた防犯研修会を積極的に開催します。

イ 犯罪の発生を未然に防ぐため、地域でのあいさつ運動を推進します。

ウ 学校教育や地域活動など、様々な場面で非行・犯罪の防止や防犯教育を行い、防犯に対する意識向上と青少年の健全育成に努めます。

【前期基本目標】【総務課】

○防犯カメラ設置

| 成果指標 | 令和2年度までの実績 | 目標値（令和8年度） |
|------|------------|------------|
| 設置台数 | 8台 | 12台 |



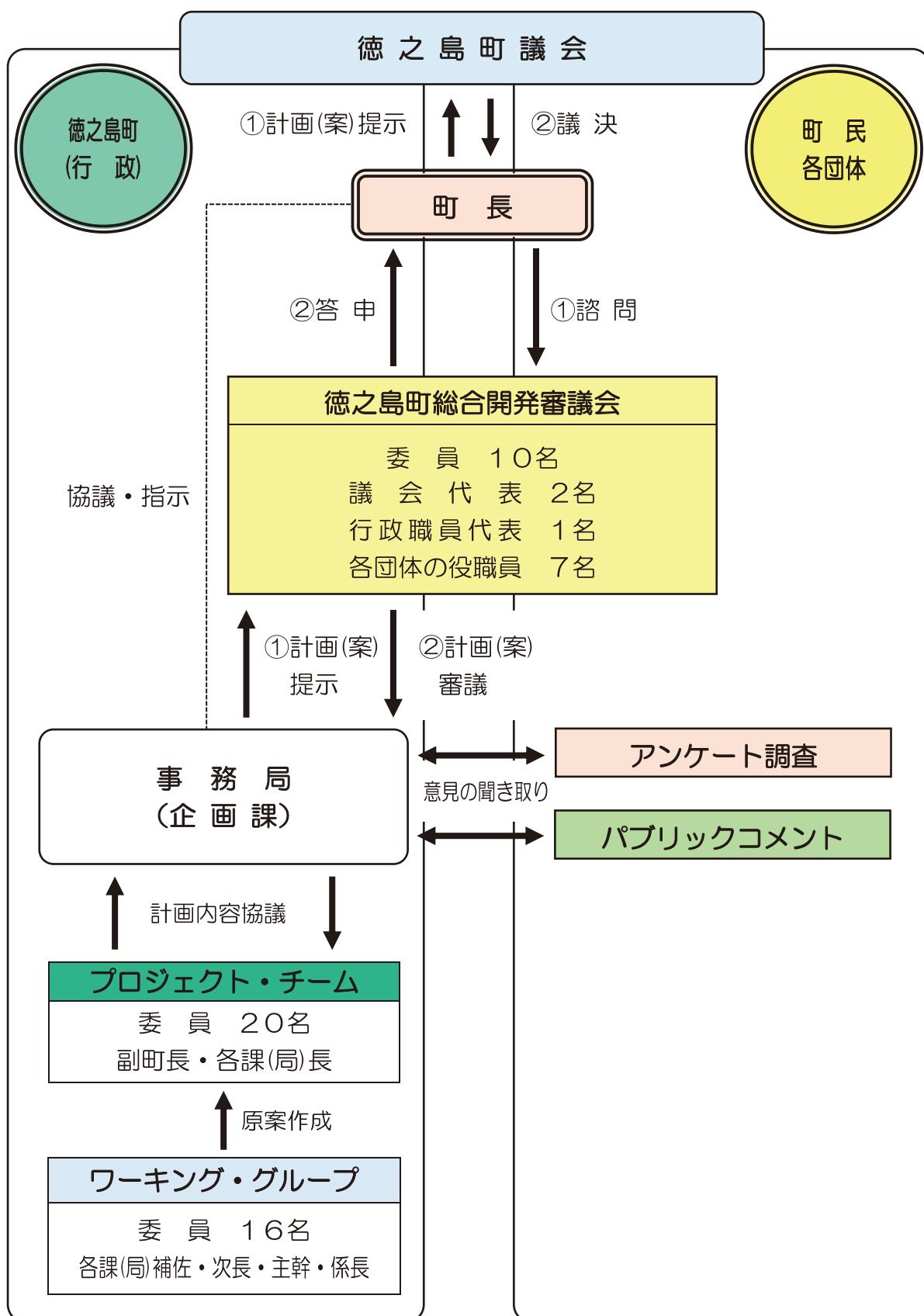
【畦プリンスビーチ海浜公園】

[資 料]

- 1 第6次徳之島町総合計画策定体制
- 2 徳之島町総合開発審議会
- 3 策定の主な経過
- 4 各種計画等名及び主管課
- 5 諒問・答申

1

第6次徳之島町総合計画策定体制



2

徳之島町総合開発審議会

(1) 徳之島町総合開発審議会条例

昭和 55 年 12 月 20 日条例第 29 号

徳之島町総合開発審議会条例

(設置)

第1条 町長の諮問に応じ、徳之島町の総合的な政策を決定するのに必要な調査及び審議を行なうために地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、徳之島町総合開発審議会（以下「審議会」という。）をおく。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査、審議を行なうものとする。

- (1) 徳之島町の行なう重要な政策の立案及び実施に関する事項
- (2) 徳之島町振興開発に必要な総合的な計画の立案に関する事項
- (3) 前各号に必要な基本的調査に関する事項

(任務)

第3条 審議会は、町長の諮問に対し前条の調査審議の結果をすみやかに町長に答申又は報告する。

(組織)

第4条 審議会は、委員 10 人をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 本町の議会において推薦された議員 2 人
- (2) 本町の職員 1 人
- (3) 学識経験を有する者 7 人

(任期)

第5条 委員の任期は 3 年とし、再任されることを妨げない。ただし、職をもって充てた場合は当該職の任期とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は非常勤務とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長をおく。

2 会長及び副会長は委員の互選となる。

3 会長は会務を統括し、会議の議長となる。

4 会長に事故があるときは副会長が職務を代理する。会長、副会長がともに欠けたときは、あらかじめ会長の指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しないとこれを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席議員の過半数でこれを決し可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務処理)

第8条 審議会の事務は、企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもの以外、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 徳之島町企画開発審議会条例（昭和 50 年 3 月 22 日条例第 17 号）、徳之島町振興計画審議会条例（昭和 44 年 9 月 21 日条例第 25 号）は、これを廃止する。

附 則（昭和 57 年 6 月 30 日条例第 14 号）

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 徳之島町総合開発審議委員名簿

| 役 職 | 氏 名 | 所 属 | 職 名 |
|-----|-------------------|------------------|-------------|
| 会 長 | 安 田 司 | 徳之島町施策等効果検証委員会 | 前会長 |
| 副会長 | 吉川 清吾 | 徳之島町商工会 | 会長 |
| 委 員 | 富田 良一 | 徳之島町議会 | 議会議員代表 |
| 委 員 | 植木 厚吉 (行沢 弘栄) | 徳之島町議会 | 議会議員代表 |
| 委 員 | 山 口 史 | 徳之島町自治公民館連絡協議会 | 会長 |
| 委 員 | 上原 トヨ子 (米良 洋子) | 徳之島町地域女性団体連絡協議会 | 会長 |
| 委 員 | 芝田 秀子 | 徳之島障害者支援センター いっぽ | 代表 |
| 委 員 | 仲田 裕介 (徳田 公一) | 徳之島観光連盟 | 理事 (副会長) |
| 委 員 | 富田 榎介 | 徳之島町青年連絡協議会 | 会長 |
| 委 員 | 吉 田 忍 (村上 和代) | 徳之島町企画課 | 企画課長 |

※ () は、前委員です。

(3) 徳之島町総合計画策定プロジェクト・チーム名簿

| | 氏 名 | 所 属 | 役 職 名 |
|-----|------------------|--------------|-------|
| 1 | 幸野 善治 | 徳之島町 | 副町長 |
| 2 | 村上 和代 (政田 正武) | 徳之島町総務課 | 課長 |
| 3 | 吉田 忍 (村上 和代) | 徳之島町企画課 | 課長 |
| 4 | 新田 良二 (中村 俊也) | 徳之島町税務課 | 課長 |
| 5 | 大山 寛樹 (新田 良二) | 徳之島町住民生活課 | 課長 |
| 6 | 田畠 和也 (安田 敦) | 徳之島町健康増進課 | 課長 |
| 7 | 廣 智和 (保久 幸仁) | 徳之島町介護福祉課 | 課長 |
| 8 | 高城 博也 | 徳之島町農林水産課 | 課長 |
| 9 | 藤 康裕 | 徳之島町農業委員会 | 局長 |
| 10 | 清瀬 博之 | 徳之島町地域営業課 | 課長 |
| 11 | 吉田 広和 | 徳之島町おもてなし観光課 | 課長 |
| 12 | 水野 肇 (福 旭) | 徳之島町耕地課 | 課長 |
| 13 | 清山 勝志 (亀澤 貢) | 徳之島町建設課 | 課長 |
| 14 | 保久 幸仁 (清山 勝志) | 徳之島町水道課 | 課長 |
| 15 | 太 稔 (尚 康典) | 徳之島町学校教育課 | 課長 |
| 16 | 茂岡 勇次 | 徳之島町社会教育課 | 課長 |
| 17 | 尚 康典 (芝 幸喜) | 徳之島町花徳支所 | 支所長 |
| 18 | 福田 誠志 | 徳之島町議会事務局 | 局長 |
| 19 | 白坂 貴仁 (水野 肇) | 徳之島町選挙管理委員会 | 局長 |
| 20 | 当 洋子 (幸田 智子) | 徳之島町会計課 | 課長 |
| 21 | (太 稔) | 徳之島町収納対策課 | 課長 |
| 事務局 | 徳之島町企画課 | | |

* () は、前委員です。また、ワーキング・グループ（各課〔局〕補佐・次長・主幹・係長）の名簿については省略しています。

3 策定の主な経過

令和3年

| | |
|-------------|--|
| 4月1日 | 総合計画策定プロジェクト・チーム設置 |
| 4月26日 | 総合計画策定ワーキング・グループ設置 |
| 5月6日～5月31日 | 総合計画町民アンケート調査実施 |
| 5月18日～6月11日 | 第1回策定委員会及び資料作成・確認 <ul style="list-style-type: none">・『基本理念・将来像（案）』について・基礎資料（中長期計画等）の取りまとめ |
| 8月25日～9月2日 | 第2回策定委員会及び資料作成・確認 <ul style="list-style-type: none">・基本構想：施策の大綱（案）について・前期基本計画（案）について・持続可能な開発目標（SDGs）との関連について・個別計画一覧について |
| 11月5日 | 第3回策定委員会及び資料作成・確認 <ul style="list-style-type: none">・本町が抱える重点課題について |
| 12月1日 | 第1回総合開発審議会 <ul style="list-style-type: none">・基本構想：施策の大綱（案）について・前期基本計画（案）について |
| 12月21日 | 第2回総合開発審議会 <ul style="list-style-type: none">・基本構想：施策の大綱（案）について・前期基本計画（案）について |

令和4年

| | |
|------------|--|
| 5月31日 | 第3回総合開発審議会 <ul style="list-style-type: none">・基本構想：施策の大綱（案）について・前期基本計画（案）について |
| 6月21日 | 第4回総合開発審議会 <ul style="list-style-type: none">・基本構想：施策の大綱（案）について・前期基本計画（案）について |
| 7月14日 | 第5回総合開発審議会 <ul style="list-style-type: none">・第6次徳之島町総合計画（案）について |
| 7月21日～8月3日 | パブリックコメント |
| 8月16日 | 第6回総合開発審議会（役員会） <ul style="list-style-type: none">・答申書について |
| 9月5日 | 総合計画（案）を9月定例会に上程 |
| 9月7日 | 総合計画（案）を9月定例会において可決 |

4 各種計画等名及び主管課

第6次徳之島町総合計画内において各種計画等が記載されています。各課（局）において策定している中長期計画は以下のとおりです。

【総務課】

徳之島町行政改革大綱
徳之島町教育大綱
徳之島町職員定員管理計画
徳之島町地域防災計画
徳之島町公共施設等総合管理計画
徳之島町公共施設等個別施設計画
徳之島町障がい者活躍推進計画

【企画課】

徳之島町過疎地域持続的発展市町村計画
徳之島辺地総合整備計画
第2期徳之島町まち・ひと・しごと創生総合戦略
第2期徳之島町SDGs未来都市計画
徳之島町地域脱炭素戦略ビジョン（事務事業編）
徳之島町産業振興促進計画
徳之島町男女共同参画基本計画

【学校教育課】

徳之島町学校施設等長寿命化計画

【介護福祉課】

徳之島町地域福祉計画・地域福祉活動計画
第2期徳之島町子ども・子育て支援事業計画
徳之島町障がい者計画及び第6期障がい福祉計画並びに第2期障がい児福祉計画
徳之島町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画

【健康増進課】

徳之島町「生きるを支える自殺対策計画」
徳之島町一体的実施における基本的な方針

【建設課】

徳之島町都市計画マスターplan
徳之島町公営住宅等長寿命化計画
徳之島町耐震改修促進計画
徳之島町橋梁長寿命化修繕計画
緊急浚渫推進事業計画
徳之島町公園施設長寿命化計画
地域再生計画「未来へ紡ぐ島の宝」徳之島環境保全計画
徳之島町公共下水道事業計画

【耕地課】

長期計画（県営畠地帯総合整備事業・ストックマネジメント事業）

【水道課】

徳之島町水道ビジョン及び経営戦略

5 諒問・答申

(1) 諒問書

徳企第63号
令和3年12月1日

徳之島町総合開発審議会
会長 安田 司 殿

徳之島町長 高岡 秀規
(公印省略)

第6次徳之島町総合計画（案）について（諒問）

本町では、「第5次徳之島町総合計画」に基づき、「人と自然が輝き みんなで紡ぐきらめきのまち」の実現を目指し町政を推進してきましたが、令和3年度をもって計画期間が終了することから、令和4年度を初年度とする「第6次徳之島町総合計画」を策定することとしました。

つきましては、第6次徳之島町総合計画（案）について、徳之島町総合開発審議会条例第1条に基づき、貴審議会に諒問いたします。

審議の上、答申いただくようお願ひいたします。

(2) 答申書

令和4年8月22日

徳之島町長 高岡 秀規 様

徳之島町総合開発審議会
会長 安田 司

「第6次徳之島町総合計画」(案)について(答申)

令和3年12月1日付け徳企第63号で諮問のありました標記の件について、徳之島町総合開発審議会条例（昭和55年12月20日条例第29号）第2条第1項の規定に基づき、当審議会において序論、基本構想、基本計画について慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

I. 序論は、1. 計画の策定目的、2. 計画の構成と期間、3. 本町の概況、4. 社会の潮流、5. 本町における町民ニーズ、6. 本町における重点課題、7. 持続可能な開発目標（SDGs）との関係、で構成されており内容は適当であります。

ただし、本町が内閣府より令和元年7月1日にSDGs未来都市に選定され、平成27年度より令和元年度まで実施してきた地方創生事業「あこがれの連鎖と幸せな暮らし」の実現に向けて、経済・社会・環境の統合的な取組を継続して実施するよう要望します。

II. 基本構想は、1. 基本理念、2. 徳之島町の目指す将来像、3. 将来の人口、4. 施策の大綱（基本目標）、から構成されており内容は適当であります。

基本理念は、本町の10年後の将来像を想い描き、その実現に向かって町民と行政との協働によるまちづくりを推進するために定めるものであり『人・自然・みらい輝く』新たな時代へのまちづくり！」を本町の基本理念としております。

ただ、基本目標及び基本計画において「新たな時代」へのまちづくりができるよう一部の課では対応していますが、今後は全課において「新たな時代」に対応した事業が導入されることを要望します。

「新たな時代」への対応としてSDGsの理念・枠組みを自治体行政に活用することが必要であり、すでに徳之島町ではSDGsによる地方創生事業が実施され、SDGs未来都市に選定されるなど、優良自治体として高く評価されてきました。

今回の施策の大綱（基本目標）においても、各課での基本目標の達成に向けた主要施策とSDGsの推進に資する目標と取組としてのゴールが設定されておりますが、ゴール設定については単独が多く、今後は複数のゴール設定及び具体的な事業推進ができるよう、SDGsの理解度を深める研修会、取組体制の整備、SDGsの取組計画の実装と目標設定、フォローアップの実施など総合的な取組を要望します。

本町の目指す将来像を「We're OPEN～みらい輝く、とくのしま町～」とします。

[これまでにない新たな夢や目標が生まれ、アイディアが溢れ、世界に羽ばたく人材が育つ「みらい輝くとくのしま町」の実現を目指します。私たちの未来への扉は開かれ、全ての価値観や多様な考え方も受容され、誰もがそれぞれの個性と能力を発揮できる多様性（ダイバーシティ）に富んだまちづくりを推進します。]と「本総合計画（案）、14頁」に記載されています。

ただし、基本目標及び基本計画での具体的な取組が見えづらく、関係課での取組の強化を要望します。

「基本目標3 豊かな自然を守り、快適で魅力あるまちづくりの：地域情報化の推進」項目では〔行政情報や地域情報などの発信については、町公式ウェブサイトの最適化、SNS等の情報通信ツールや電波放送等、最も効果的な方法を検討した上で実施することにより、地域コミュニティの活性化及び地域情報発信の充実を図ります。〕と「本総合計画（案）、32頁」に記載されています。

特に今後は、地震・津波やゲリラ的豪雨による災害は、いつどこで起こってもおかしくない状況であり、総合的な防災体制の構築が強く求められます。本町においてもデジタル方式防災行政無線施設が整備されております。

宇検村においても同様なデジタル方式防災行政無線施設が整備され、FMラジオ（エフエムうけん）とも連動しており、災害情報等を瞬時にラジオでも伝達することができるというシステムを導入しています。FMラジオは、停電時でも瞬時にライブの情報を子どもからお年寄りまで多くの町民に伝達できるコミュニティFMであります。

FMラジオ導入については、宇検村システムの導入が可能か協議され、公設民営方式のコミュニティFMの開局に向けた取組を強く要望します。

III. 基本計画は、「施策の大綱（基本目標）」に掲げた分野別の将来像に沿って、きめ細やかな取組を展開し、前期基本計画（令和4年度から令和8年度までの5年間）では、重点的に取組むべき施策について、「現状と課題」、「解決に向けた取組」、「成果指標と目標値」を示しております。また、前期基本計画終了後の令和9年度には中間評価を実施し、改善点などを後期計画に反映させ、併せてSDGsの目標達成に向けた取組も掲げており内容は適当であります。

ただ、各課においては、基本計画ごとに毎年それぞれの現状と課題を分析し、解決に向けた対策を柔軟かつ迅速に対応することを要望します。

また、課題解決に向けては、パートナーシップとしての住民・企業・各種団体等と連携した取組の強化を図ることが重要であります。

IV. その他

今回の「第6次徳之島町総合計画」の策定は、総合計画策定支援等業務委託ではなく企画課を中心として作成され、内容が充実している。また、審議説明では懇切丁寧に対応していただき、高く評価できます。

「新たな時代」へのまちづくりのスタートとして、世界自然遺産登録決定や令和4年度には新庁舎の完成、新しい『徳之島町史（仮称）』の刊行など喜ばしいことであり、全ての町民と共に喜びを共有したいと思います。

新庁舎は、住民だれもが利用しやすく親しまれる庁舎、防災・減災の拠点となる庁舎、機能性・効率性を重視した経済的な庁舎、人と環境にやさしい庁舎、住民協働によるまちづくりの拠点となる庁舎、として建設されております。今後とも新庁舎が徳之島町の行政の拠点として、将来にわたって町民から愛される施設として持続していくためには、窓口サービスを始め所管の行政サービスの向上と職員の意識改革の取組みが必要であります。併せて、行政のデジタルトランスフォーメーション（DX）化の遅れが浮き彫りとなり、行政手続きのデジタル化、ペーパーレス化などスピード感を持った施策を講じていくことが重要です。

今後は町民一人ひとりの人権が尊重され、「『人・自然・みらい輝く』新たな時代へのまちづくり！」に参加できるよう、本計画に掲げられる「基本目標」の達成に向けて各課がお互いに情報を共有し、協力しながら「町民目線」で各種事業を展開することを要望します。



TOKUNOSHIMA TOWN MASTER PLAN

第6次 徳之島町総合計画

令和4年9月

【発行】徳之島町

〒 891-7192 鹿児島県大島郡徳之島町亀津 7203

TEL 0997-82-1111